

写

令和 7 年

大竹市議会定例会(第1回)会議
録

大 竹 市 議 会

令和7年3月大竹市議会定例会（第1回）会議録目次

3月 3日開会

3月25日閉会

◎第1日（3月3日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	3
出席議員	-----	3
欠席議員	-----	3
説明のため出席した者	-----	3
出席した事務局職員	-----	4
会期決定について	-----	5
会期日程表	-----	5
開会（開議）	-----	6
日程第 1	会議録署名議員の指名 -----	6
日程第 2	会期決定について -----	6
日程第 3	議案第 1 号	
	） （一括） -----	7
日程第 15	議案第 11 号	
日程第 16	報告第 1 号	
	） （一括） -----	13
日程第 20	議案第 35 号	
日程第 21	認 第 1 号	
	） （一括） -----	16
日程第 25	議案第 39 号	
日程第 26	議案第 12 号	
	） （一括） -----	19
日程第 33	議案第 32 号	
日程第 34	議案第 18 号 -----	25
日程第 35	議案第 19 号	
	） （一括） -----	26
日程第 42	議案第 29 号	
日程第 43	議案第 26 号 -----	31
日程第 44	議案第 27 号	
	） （一括） -----	32
日程第 45	議案第 34 号	
日程第 46	議案第 40 号 -----	33
散 会	-----	34

欠席議員	-----	133
説明のため出席した者	-----	133
出席した事務局職員	-----	134
開議	-----	135
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	135
日程第 2 発言取消しについて	-----	135
日程第 3 議案第 1 号		
(一括)	-----	135
日程第 1 1 議案第 9 号		
日程第 1 2 議員派遣について	-----	145
閉会	-----	146

令和7年3月

大竹市議会定例会（第1回）会議録
（第1号）

令和7年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和7年3月3日10時開会（開議）

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第 1 号	令和7年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)
第 4	議案第 2 号	令和7年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 5	議案第 3 号	令和7年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 6	議案第 4 号	令和7年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 7	議案第 5 号	令和7年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 8	議案第 6 号	令和7年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第 9	議案第 7 号	令和7年度大竹市水道事業会計予算	
第10	議案第 8 号	令和7年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第11	議案第 9 号	令和7年度大竹市下水道事業会計予算	
第12	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	
第13	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決
第14	議案第10号	大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	即 決
第15	議案第11号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決
第16	報告第 1 号	専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）	報 告
第17	議案第14号	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について	生活環境付託 (一 括)
第18	議案第30号	工事施行協定の締結について	生活環境付託
第19	議案第33号	大竹市駐車場の指定管理者の指定について	生活環境付託
第20	議案第35号	市道路線の廃止及び認定について	生活環境付託
第21	認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第7号））	即 決
第22	議案第36号	令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）	総務文教付託 (一 括)
第23	議案第37号	令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	生活環境付託
第24	議案第38号	令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第4号）	生活環境付託
第25	議案第39号	令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正	生活環境付託

		予算（第3号）	
第26	議案第12号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理について	総務文教付託
第27	議案第13号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関 係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及 び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法 等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理について	総務文教付託
第28	議案第15号	大竹市議会政務活動費の交付に関する条例の一 部改正について	即 決
第29	議案第16号	大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部改正について	総務文教付託 (一 括)
第30	議案第17号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正 について	総務文教付託
第31	議案第28号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に ついて	総務文教付託
第32	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	総務文教付託
第33	議案第32号	大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定に ついて	総務文教付託
第34	議案第18号	大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正 について	生活環境付託
第35	議案第19号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部改正について	生活環境付託
第36	議案第20号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部改 正について	生活環境付託
第37	議案第21号	大竹市子ども医療費助成条例の一部改正につい て	生活環境付託
第38	議案第22号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第39	議案第23号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について	生活環境付託
第40	議案第24号	大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守す べき基準を定める条例の一部改正について	生活環境付託
第41	議案第25号	大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正 について	生活環境付託
第42	議案第29号	介護報酬返還金に係る債権の放棄について	生活環境付託

第43	議案第26号	大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第44	議案第27号	大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止について	総務文教付託 (一 括)
第45	議案第34号	大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について	
第46	議案第40号	令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算(第2号)	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 1号から日程第15 議案第11号(説明・継続・質疑・表決)
- 日程第16 報告第 1号から日程第20 議案第35号(報告・説明・質疑・付託)
- 日程第21 認 第 1号から日程第25 議案第39号(説明・表決・付託)
- 日程第26 議案第12号から日程第33 議案第32号(説明・討論・表決・付託)
- 日程第34 議案第18号(説明・付託)
- 日程第35 議案第19号から日程第42 議案第29号(説明・付託)
- 日程第43 議案第26号(説明・付託)
- 日程第44 議案第27号から日程第45 議案第34号(説明・付託)
- 日程第46 議案第40号(説明・付託)

○出席議員(15人)

1番	北地 範久	2番	中野 友博
3番	豊川 和也	4番	山代 英資
5番	岡 和明	6番	小出 哲義
7番	末広 天佑	8番	藤川 和弘
9番	中川 智之	10番	小田上 尚典
11番	西村 一啓	12番	山崎 年一
13番	日域 究	14番	細川 雅子
15番	寺岡 公章		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山 欣郎
副	市長	太田 勲男
教	育長	小西 啓二
総	務部長	三原 尚美
市	民生活部長	佐伯 和規
健康福祉部長兼福祉事務所長		中村 一誠
建設部長		山本 茂広

上 下 水 道 局 長
消 防 長 兼 予 防 課 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企 画 財 政 課 長
参 事 兼 土 木 課 長

古 賀 正 則
小 田 明 博
柿 本 剛
三 井 佳 和
中 司 和 彦

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
丸 小 真

会期決定について

令和7年3月大竹市議会定例会（第1回）の会期を、次のとおり定める。	
令和7年3月3日提出	
大竹市議会議長 北地 範久	
自 令和7年3月 3日	23日間
至 令和7年3月25日	

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
3. 3	月	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託） ・散会
			総務文教委員会	付託案件審査
4	火	休 会	生活環境委員会	付託案件審査 10時～
5	水		基地周辺対策特別委員会 小方まちづくり特別委員会 議会のあり方調査研究特別委員会	10時～
6	木			
7	金			※市内中学校（大竹、小方、玖波）卒業式
8	土			
9	日			
10	月	本会議		・一般質問及び総括質疑 （予算特別委員会設置・付託） ・一般議案委員長報告（表決）
11	火	予備日	予算特別委員会	正副委員長互選
12	水	休 会		
13	木		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
14	金		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
15	土			
16	日			
17	月		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
18	火		予算特別委員会（予備日）	
19	水			※市内小学校（大竹、小方、玖波）卒業式
20	木			（春分の日）
21	金			
22	土			
23	日			
24	月			
25	火	本会議		・予算議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開会

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、さきの議員全員協議会におきまして概要を説明いたしましたように、令和7年度当初予算案を御提案させていただきます。

令和7年度予算は、先人の皆様が築き上げてこられたこの大竹のまちを次の世代によりよい形で引き継ぐことができますよう、積み残した課題の解決に向けた集大成の1年にしたいという思いで編成をいたしました。

県内トップクラスの子育て支援や魅力的なまちづくりのための未来への投資、持続可能な行政運営のための公共施設の再編等、安全・安心のためのインフラ等老朽化対策、直面する担い手不足対策に重点的に取り組んでまいります。今後とも事業の実施に当たりましては、将来世代に過度な負担を残さないよう留意しながら、先を見据え、着実に進めてまいります。

それでは、このたび御提案いたします議案でございますが、令和7年度当初予算案をはじめ、専決処分の報告について、専決処分の承認を求めることについて、人権擁護委員候補者の推薦について、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、教育委員会委員の任命の同意について、一般会計などの補正予算案、条例の一部改正及び廃止について、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、介護報酬返還金に係る債権の放棄について、工事施工協定の締結について、指定管理者の指定について、市道路線の廃止及び認定についてなど、合わせて44案件でございます。これらの案件につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては何とぞ慎重に御審議をいただき、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（北地範久） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8番、藤川和弘議員、9番、中川智之議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（北地範久） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、会期は23日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第15〔一括上程〕

議案第 1号 令和7年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 令和7年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 令和7年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 4号 令和7年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 5号 令和7年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 6号 令和7年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 7号 令和7年度大竹市水道事業会計予算

議案第 8号 令和7年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第 9号 令和7年度大竹市下水道事業会計予算

諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第10号 大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

議案第11号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（北地範久） 日程第3、議案第1号令和7年度大竹市一般会計予算から、日程第15、議案第11号教育委員会委員の任命の同意についてに至る13件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 令和7年度の当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と新年度の主な施策について説明をさせていただき、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和7年度予算は、先人の皆様が築き上げてこられたこの大竹のまちを次の世代によりよい形で引き継ぐことができますよう、積み残した課題の解決に向けた集大成の1年にしたいという思いで編成をいたしました。

私は就任以来一貫して、完成までに多くの費用と時間を要する大きな事業であっても、諦めず、30年、50年かけても一步一步前進してやり遂げることが大切だと申し上げてまいりました。

就任以前からの懸案事項でありました大竹駅周辺整備事業は、東西駅前広場が都市計画決定されてから半世紀以上をかけ、いよいよ令和7年度、西口広場の完成をもって完了いたします。まちの東西を結ぶ自由通路も完成し、広島県の西の玄関口として多くの方に利

用され続けると信じております。長年にわたり一步一步積み重ねてきた成果が、東洋経済新報社の全都市住みよさランキング広島県内1位という結果に表れているものだと思っております。

しかしながら、まだまだ課題もございます。人口減少や少子化、遊休地となっている旧小方小・中学校跡地の活用、インフラ施設を含む公共施設の老朽化、公共的なサービスの担い手不足などがございます。これらに対応するため、令和7年度は県内トップクラスの子育て支援のほか、魅力なまちづくりのための未来への投資、持続可能な行政運営のための公共施設の再編等、安全・安心のためのインフラ等老朽化対策、直面する担い手不足対策に重点的に取り組んでまいります。

これらの事業を盛り込んだ令和7年度当初の一般会計の歳入歳出予算案の総額は、195億8,944万円でございます。義務的経費や普通建設事業費の増加などにより、前年比14.9%の増加で、過去最大規模となっております。

この予算規模の前提となる歳入の見込みでございます。

国の令和7年度地方財政計画では、地方税や地方交付税などの一般財源総額は、前年度を1.1兆円上回る63.8兆円が確保されています。本市におきましても、市税や地方交付税などの増により、一般財源総額は増加を見込んでおります。一方で、中期的な財政見通しでは、近年の普通建設事業費の増加に伴う市債発行額の増加により、令和7年度以降、公債費は増加傾向に転じる見込みです。引き続き、大規模な建設事業には国・県の補助金などを活用しながら市債の発行を抑制し、将来世代に過度な負担を残さないような行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

それでは、一般会計の主な事業につきまして、5つの重点施策ごとに幾つかの事業を説明いたします。

まず、重点施策の1点目、県内トップクラスの子育て支援を実現するための事業です。

学校給食費支援事業やおむつ等宅配事業などに引き続き取り組むほか、こども医療費助成事業を拡充します。令和7年10月から、1日500円までの自己負担を撤廃することで子供の医療費を完全無償化します。

2点目、魅力的なまちづくりのための未来への投資です。

小方地区まちづくり関連事業では、小方新駅の設置に向けた調査・検討をはじめ、小方中学校跡地の活用として道の駅の基本構想・基本計画を策定します。

また、小方小・中学校跡地周辺の道路計画の検討や道路改良を進めるほか、晴海臨海公園の改良整備に取り組むなど、小方地区のまちづくり基本構想に沿ったまちづくりを推進します。

3点目、持続可能な行政運営のための公共施設の再編です。

玖波地域交流施設整備事業では、玖波公民館を周辺の公共施設の機能を統合した施設として新たに整備するため、建設工事に着手します。

また、市立保育所等整備事業では、保育所の再編計画に基づき再編した大竹保育所の改修を引き続き行います。

4点目、安全・安心のためのインフラ等老朽化対策では、橋りょう長寿命化事業や道

路・橋りょう改良事業などにより、インフラ施設の計画的な点検・補修・改良を行います。最後に5点目、直面する担い手不足対策です。

市内の介護・福祉分野における人材の確保・定着を図るため、介護・福祉分野の研修費用や資格取得費用の一部を補助する制度を創設するほか、地域公共交通の運行を担う運転士を確保するため、個人または交通事業者に対して第二種運転免許取得費用の一部を補助する制度を創設します。

次に、公営企業会計を除く特別会計は、5会計の合計で71億8,075万2,000円と、前年度比で7.5%の減となっております。国民健康保険特別会計では、県全体で保険事業を推進する中で、本市では生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き特定健診やがん検診などを受診する方の自己負担額を無料にします。

介護保険特別会計では、大竹市第9期介護保険事業計画に基づき介護保険サービス提供体制の充実を図っていくとともに、高齢者が住み慣れた地域で長く自立した日常生活を送れますよう、健康づくり事業や日常生活支援総合事業など、介護予防の取組を推進します。

最後に、地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計の公営企業会計でございます。

水道事業会計につきましては、支出予定総額を10億6,965万5,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、配水管改良事業に加え防鹿水源地及び三ツ石調整池の電気・機械設備の更新などを予定しているものでございます。

続きまして、工業用水道事業会計でございますが、支出予定総額を8億5,244万5,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、防鹿水源地の電気設備の更新などを予定しているものでございます。

最後に、下水道事業会計でございますが、支出予定総額を22億1,732万7,000円と見込んでおります。主な事業内容といたしましては、下水処理場の機械設備の更新や、し尿前処理施設の機械電気設備工事のほか、下水道施設の維持管理効率を向上させるため、官民連携手法でございますウォーターPPPの導入検討などを予定しているものでございます。

人口減少や物価高騰、近年頻発する大規模災害など、行政運営に当たりましては厳しい状況が続くことも予想されますが、その中でも市民の皆様が夢や希望を持てますよう、将来を見据えて今やるべきこと、やれることを取り組んでまいります。

以上、誠に簡単ではございますが、当初予算の概略の説明とさせていただきます。

続きまして、諮問第1号、諮問第2号、議案第10号及び議案第11号につきまして、一括して説明を申し上げます。

諮問第1号及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由の御説明を申し上げます。

諮問第1号及び諮問第2号は、令和7年6月30日で現在の任期が満了となります人権擁護委員2名を、引き続き候補者として法務大臣に推薦しようとするものでございます。

推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものでございます。

それでは、順に説明いたします。

諮問第1号、池上宏氏でございます。池上氏は長年教育者として活動され、また令和元年10月から大竹市選挙管理委員会委員補充員として名簿登録され、令和3年7月からは大竹市教育委員会外部評価専門委員として活動されています。人権擁護委員としては令和4年7月から活動しておられますが、任期満了に当たり、池上氏が引き続き適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第2号、土坂マチ子氏でございます。土坂氏は平成28年12月から民生委員・児童委員として活動され、社会奉仕の精神を持って常に住民の立場に立って個人の人格を尊重し、生活に係るあらゆる相談に応じ、助言や必要な援助を行っておられます。

人権擁護委員としては令和4年7月から活動しておられますが、任期満了に当たり土坂氏が引き続き適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

以上、諮問第1号及び諮問第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第10号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように、固定資産評価審査委員会は地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。この委員のうち、見島芳行氏が令和7年3月31日をもって任期満了となります。

見島氏は平成31年4月1日から固定資産評価審査委員会委員としてその職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により市議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案第10号の説明を終わります。

続きまして、議案第11号教育委員会委員の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように、教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。このたび、この委員のうち中田美穂氏が、本人から3月31日付で辞職したい旨、申出がありましたので、その後任として山田洋子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

山田氏は、平成2年3月に現社名三菱ケミカル株式会社広島事業所に入社され、現在も勤務しておられます。また、平成29年度、平成30年度には大竹市立小方小学校PTA会長、平成30年度から令和3年度までは広島県PTA連合会副会長を、令和2年度、令和3年度には公益社団法人日本PTA全国協議会副会長を務められるなど、人格、識見ともに優れ、教育行政に携わる者として申し分ない方であると考えまして、御提案を申し上げるものでございます。

以上、諮問第1号、諮問第2号、議案第10号及び議案第11号の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北地範久） お諮りいたします。

ただいま議題となっております本13件のうち、令和7年度各会計予算9件につきましてはこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、令和7年度各会計予算9件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。続きまして、諮問第1号から議案第11号に至る4件について、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

14番、細川雅子議員。

○14番（細川雅子） 議案第11号教育委員会委員の任命の同意についての御提案について、少しお尋ねさせていただきます。

これについては、2年前の教育委員会委員の選任に関しても同様の質疑をさせていただきました。選任に当たっての市長のお考えを再度確認させていただきたく、あえて質疑させていただいたこととなりますが、発言の機会をいただいた議長には感謝いたします。ありがとうございます。

さて、教育委員会制度には3つの重要な意義があると聞いております。第1に、教育行政における中立性・安定性・継続性の確保。第2に、地域住民の多様な意向の反映。第3に、生涯教育など教育行政の一体的な推進。この3点でございます。

これらの意義を実現するためには、教育委員の選任に際して、年齢・職業・男女比・お住まいの地域など、多様な視点からバランスよく人選することが非常に重要だと言われております。これによって、教育委員会がより幅広い視点を持って地域の教育の発展に寄与することができるのだと思っております。

このたびの市長からの御提案でございますが、性別・年齢・職業、また、ただいま御紹介いただきましたPTAなどにおける活動など、御提案いただいた方が教育委員になっていただくことでより幅広い教育委員会活動ができるものと思っておりますので、この方がふさわしいと考えますが、いま一度選任に当たって、教育委員の構成についてのお考えと、このたびの人事について特に注意した点などございましたら、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） それでは私から、教育委員の要件について説明をさせていただきます。

今の議員御発言のとおりでございますけれども、教育委員の要件につきましては、地方教育行政法に定められております。おっしゃいましたように、委員の年齢・性別・職業等に偏りが無いよう配慮すると、それから、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないというふうに規定をされております。

このような点を満たすことができるように、学校教育活動や社会教育活動に理解や経験があり、PTA活動や地域活動などの実績を踏まえて、人格や地域性を考慮した上で総合的に判断し、人選がなされております。また、市内在住者を中心に人選をするということも大切なことかと思っております。

教育委員の選任につきましては、大竹市が置かれた状況の中で法の求める要件を満たせるように、また法の求める要件に最大限近づけるように努力をして人選することが大切にされるべきというふうに考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 細川議員。

○14番（細川雅子） ありがとうございます。

この場であえて質疑させていただいたのは、今後の大竹市の教育行政にとって大変大事な人選だと思ったゆえでございますので、今後とも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本4件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は、異議なしの旨答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は異議なしの旨答申することに決しました。

諮問第2号を採決いたします。

本件は、異議なしの旨答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は異議なしの旨答申することに決しました。

続いて、議案第10号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第11号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第16～日程第20〔一括上程〕

報告第1号 専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）

議案第14号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について

議案第30号 工事施行協定の締結について

議案第33号 大竹市駐車場の指定管理者の指定について

議案第35号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（北地範久） 日程第16、報告第1号専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）から、日程第20、議案第35号市道路線の廃止及び認定についてに至る5件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 報告第1号、議案第14号、議案第30号、議案第33号及び議案第35号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、報告第1号専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、市道玖波29号線上で発生した物損事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により令和6年12月27日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

初めに、事故の概要について御説明いたします。

令和6年11月11日午後6時40分頃、玖波字唐船浜164番1地先の市道玖波29号線上において、車両が通行していたところ、道路表層舗装面が剥離してできた陥没部分に右前輪タイヤが落下し、損傷したものでございます。

次に、事故による損害額ですが、事故による相手方の損害額は2万3,830円ですが、保険会社の算定に基づき、過失割合について市の損失を6割としたので、市の損害賠償額は、1万4,298円となります。

相手方は報告議案に記載の方であり、市の道路管理に瑕疵があったため損害賠償するものでございます。

賠償金の支払いにつきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会から、相手方に対し直接支払われております。

なお、事故が発生した道路陥没部分につきましては既に補修措置を行っております。

今後とも事故の未然防止のため、一層のパトロールの強化並びに管理の徹底を図り、万全を期す所存でございます。

続きまして、議案第14号高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について、御説明申し上げます。

高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する施行令の一部を改正する政令が令和6年6月21日に公布され、劇場等の客席に関する規定が追加されました。令和7年6月1日から同法令は施行されます。この改正に伴いまして、関係条例で引用している高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の条項が条ずれすることから、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案第30号工事施工協定の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、山陽本線玖波・大竹間城山陸橋補修の施工に関する協定につきまして、負担金額が1億5,000万円を超える工事の完成を目的とする協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

協定の相手は西日本旅客鉄道株式会社で、市の負担金額は3億5,979万円でございます。

工事の概要でございますが、城山陸橋の老朽化に伴う工事で、舗装の塗り替えや補修を行うものでございます。

工事につきましては、施工箇所が鉄道に隣接しており、専門的な技術的判断が必要なこと、さらに鉄道利用者であるJR貨物鉄道との調整が必要となることから、当該鉄道管理者である西日本旅客鉄道株式会社が施工いたします。施工期間は令和7年度から令和9年度を予定しております。

続きまして、議案第33号大竹市駐車場の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

令和6年10月1日に供用開始しました大竹駅東口送迎用駐車場及び今年4月1日に供用開始予定の大竹駅西口送迎用駐車場につきましては、令和6年6月の定例市議会において議決をいただきました大竹市駐車場設置及び管理条例第11条において、指定管理者に管理を行わせることができる旨を規定しております。

本議案は、当該指定管理者にアマノマネジメントサービス株式会社を指定することについて議会の承認をいただきたく、御提案させていただくものでございます。

この業者は、大竹駅東口送迎用駐車場の現在の指定管理者であります。また、その他にも広く駐車場の管理を行っており、近隣の公営駐車場では広島市市営駐車場の管理実績を有するなど、駐車場管理のノウハウを十分に有しております。さらに、現在大竹駅東口送迎用駐車場に設置している機器及び大竹駅西口送迎用駐車場に設置するアマノ株式会社製の駐車場機器のメンテナンスを実施している業者でございます。

駐車場の管理を指定管理者に委託することで、利用者からの問合せに関して24時間体制での対応を可能とし、迅速で、より細やかなサービスの提供ができるようになります。このようなことから、アマノマネジメントサービス株式会社を指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとしております。

続きまして、議案第35号市道路線の廃止及び認定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの市道路線の廃止及び認定は、大きく2つの要因によるものでございます。

1つ目は、岩国・大竹道路の事業によるものでございます。この事業に伴い、市道の一部が事業用地に取り込まれること等により、市道の短縮による起終点の変更、つけ替えによる道路位置の変更等が起こることにより、道路の廃止及び認定を行う必要が生じたものでございます。

2つ目は、岩国市との管理区分協議の結果によるものでございまして、栗谷町沖ノ窪にございます岩国市と大竹市の境界をまたいで建設された橋梁、栄橋につきまして、これまで大竹市は県境から広島側を市道として認定しておりましたが、岩国市との管理区分協議の結果、今後は岩国市が一括して橋梁の維持管理を行うことになりましたので、大竹市としての市道の廃止を行うものでございます。

以上のことから、5路線を廃止し、5路線を新たに認定するものでございます。

廃止する路線は補足資料1に記載しておりますが、飛石黒川線、小方10号線、小方13号線、御園1号線、資料2に記載しております沖ノ窪1号線、以上、5路線でございます。

このうち、飛石黒川線、小方10号線、小方13号線、御園1号線の4路線は、岩国・大竹道路事業に伴い起終点の変更する等によるものであり、沖ノ窪1号線は岩国市との管理区分協議の結果でございます。

次に、認定する路線ですが、補足資料の3に記載しております。飛石小方線、小方黒川線、小方10号線、御園1号線、御園11号線の5路線でございます。

このうち、飛石小方線、小方黒川線は旧飛石黒川線の一部を、小方10号線は旧小方10号線の一部を、御園1号線は旧御園1号線を、それぞれ市道として再認定するものでございます。

また、御園11号線は旧御園1号線の一部区間の代替道路として広島国道事務所が整備した道路を新たに市道として認定するものでございます。

以上、報告第1号、議案第14号、議案第30号、議案第33号及び議案第35号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

3番、豊川和也議員。

○3番（豊川和也） よろしく申し上げます。

1件、確認なんですけれども、この事故によってけがはなかったかどうかの確認だけさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（北地範久） 建設部参事。

○参事兼土木課長（中司和彦） 事故ですけれども、市道玖波29号線、これは玖波8丁目の団地の山陽道を挟んで山側、側道部分になりますけれども、そこで発生をしました。アスファルトに20センチメートル角くらいの舗装剥離があり、通行しておりました自動車の右

前輪タイヤが舗装剥離していた部分でパンクをしたというものでございまして、運転手の方等にけが等はありませんでした。

事故発生後、今回の舗装剥離部分を含め、周辺の路面が悪い部分の路面補修を行っております。

○議長（北地範久） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議案となっております本5件のうち、報告第1号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議案第14号から議案第35号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21～日程第25〔一括上程〕

認 第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第7号））

議案第36号 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）

議案第37号 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第38号 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第39号 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（北地範久） 日程第21、認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第7号））から日程第25、議案第39号令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第7号））及び議案第36号から議案第39号までの各会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、5ページからの認第1号につきまして御説明申し上げます。

国の方針に基づき、物価高騰の影響を特に受ける低所得世帯に対して速やかに給付金の支給を行うため、その予算措置が必要となりました。このため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年12月27日付で専決処分したものでございます。御承認をお願い申し上げます。

専決した補正予算は、歳入歳出予算の総額に1億4,723万2,000円を追加し、予算総額を190億7,391万5,000円としたものでございます。

内容といたしましては、個人住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円の給付金を支給するほか、このたびの給付対象世帯で18歳以下の子供が扶養されている場合は、子供

1人当たり2万円の加算給付金を支給するための経費を計上したものでございます。

続いて、137ページからの議案第36号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億6,885万7,000円を追加し、予算総額を193億4,277万2,000円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、150ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、2億8,649万8,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、地方創生事業基金積立金を1億9,105万7,000円、公共交通活性化基金積立金を2,566万2,000円計上するほか、国・県支出金の前年度精算金として国庫補助金等返還金を6,977万9,000円計上するものでございます。

第3款民生費は、3,602万7,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、障害者福祉サービス給付費などの扶助費を、執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第4款衛生費は、3,322万5,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種負担金を執行見込みに合わせて3,700万円減額するほか、予防接種健康被害給付費を377万5,000円計上するものでございます。

第8款土木費は、2,438万1,000円を減額するものでございます。主な内容といたしましては、空母艦載機交付金事業を執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

第9款消費費は、393万8,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、国の補正予算に計上された新しい地域経済・生活環境創生交付金を財源として、避難所の生活環境を改善するための備品等の購入費を計上するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、147ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第1款市税は、個人市民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税の増が見込まれるため、2億3,780万円を増額するものでございます。

第10款地方交付税は、国の補正予算に伴う追加交付決定があったため、普通交付税を6,042万5,000円増額するものでございます。

第14款国庫支出金、第15款県支出金、第20款諸収入は、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて、それぞれ補正予算措置するものでございます。

第21款市債は、臨時財政対策債を発行可能額に合わせて減額するものでございます。

140ページの第2表継続費の補正は、城山陸橋橋りょう補修事業について3億6,100万円の継続費を追加するほか、晴海臨海公園整備事業について、執行見込みに合わせて総額を変更するものでございます。

141ページの第3表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

142ページの第4表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため入札などを事前に

実施する必要があるものや、複数年の契約をするものについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

144ページの第5表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

以上が、議案第36号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）の概要でございます。

続きまして、153ページからの議案第37号令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、債務負担行為の変更のみの補正を予定しているところでございます。今後の業務に備えるため、令和6年度中に契約する必要があるものについて、債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

続きまして、155ページからの議案第38号令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ546万4,000円を追加し、予算総額を29億5,887万8,000円にするとともに、債務負担行為の補正を予定しているものでございます。

内容といたしましては、地域支援事業費を執行見込みに合わせて計上し、歳入として地域支援事業国県交付金及び基金繰入金を計上するものでございます。

第2表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため令和6年度中に契約する必要があるものについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

続きまして、163ページからの議案第39号令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算は、債務負担行為の変更のみの補正を予定しているものでございます。今後の業務に備えるため、令和6年度中に契約する必要があるものについて、債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

以上、認第1号及び議案第36号から議案第39号までの補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することと決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

認第1号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、認第1号は承認することに決しました。

議案第36号は総務文教委員会に、議案第37号から議案第39号に至る3件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26～日程第33〔一括上程〕

議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第13号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第15号 大竹市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

議案第16号 大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第32号 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第26、議案第12号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてから、日程第33、議案第32号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてに至る8件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 三原尚美 登壇〕

○総務部長（三原尚美） 議案第12号、議案第13号、議案第15号から議案第17号まで、議案第28号、議案第31号及び議案第32号につきまして、一括して提案理由を説明します。

初めに、議案第12号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、刑法に規定されている懲役や禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設される改正が行われました。また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律も同日公布され、地方自治法の一部改正により、条例で定めることができる罰則についても同様の改正が行われており、これらの字句を規定している関係条例の一部を改正しようとするものです。附則第1条で、施行日を刑法改正の施行日と合わせ令和7年6月1日とし、附則第2条か

ら第4条で経過措置を規定しています。

続きまして、議案第13号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてです。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和6年6月7日に公布され、そのうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されます。

この改正において、カード代替電磁的記録を定義する規定が追加されたことに伴い、大竹市税条例、大竹市都市計画税条例、大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例で引用している条項が条ずれしますので、これらの条例の一部を改正するものです。

本条例は、令和7年4月1日から施行します。

続きまして、議案第15号大竹市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてです。

令和6年7月23日に大竹市議会議長から、議員の政務活動費について大竹市特別職報酬等審議会を開催し、審議するよう申入れがありました。これを受け、令和6年11月15日に議員の政務活動費について同審議会に諮問し、令和7年1月24日に答申がありました。

答申内容は、これまで以上に調査研究を積極的に行い、識見を高めていただき、議員活動を充実させてほしいこと。政務活動費を活用した議員活動の成果は、様々な方法で市民に伝えるなどして本市へ還元してほしいこと。政務活動費を活用した研修、出張などは調査・研修報告書を公開するなど、透明性をこれまで以上に確保し、市民が確認できる仕組みを検討してほしいこと。以上、3点の意見を付し、令和7年4月1日から政務活動費の月額を3万円に引き上げることが適当であるというものでした。

このたびの改正は、この答申内容に沿って議員の政務活動費を増額改定し、令和7年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第16号大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてです。

国家公務員において、令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充において、民間労働法制の施行から遅れることなく実施することとされ、勤務時間、休日及び休暇について定めた人事院規則の一部が改正されています。本市もこの改正に準じ、大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大と、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備のため、任命権者が講じるべき措置を規定しています。また、附則で令和7年4月1日からの施行期日と経過措置を規定しています。

続きまして、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてです。

令和6年8月の人事院勧告により、国家公務員において、一般職の職員の給与に関する

法律等の一部を改正する法律が施行され、給料及び各種手当が改正されました。本市もこの改正に準じ、令和6年4月1日に遡及する給料表の改定及び12月支給の期末勤勉手当の改正議案については、令和6年12月定例会で議決をいただいたところです。

このたびは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律のうち、令和7年4月1日以降に施行する給料及び各種手当の改正に準じ、本市の一般職の職員、会計年度任用職員及び企業職員の給料表及び各種手当に関する改正をするものです。

第1条は一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、主な改正内容は5点です。

1点目は、国家公務員の給料表に準じ、本市の一般職の職員の給料表を改定するものです。

2点目は、通勤手当の支給限度額を引き上げ、通勤手当及び単身赴任手当の支給要件を緩和するものです。

3点目は、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を増額するものです。

4点目は、管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大するものです。

5点目は、再任用職員に対し、新たに住居手当を支給するものです。

続きまして第2条は、会計年度任用職員の給料表を一般職の職員の給料表に準じて、第3条は、企業職員の各種手当を一般職の職員に準じて改正するものです。

最後に附則です。第1項で、この条例の施行日を令和7年4月1日とし、第2項から第5項では給料表が改定されることによる職務の級の切り替えに関して規定しています。第6項で、通勤手当等の改正後の規定を改正前に在職していた職員にも適用することを、第7項で、本条例の経過措置に関して規則に委任することを規定しています。

続きまして、議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてです。

令和6年3月定例会において、栗谷町大栗林・小栗林地区における本計画について議決をいただきましたが、今年度実施した実施設計により、マロンの里交流館の修繕や更新に係る事業費の見直しが必要となりました。計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

主な見直し内容は、労務単価や資材価格の高騰への対応に加え、屋根の防水改修範囲の拡大やキュービクル式高圧受電設備の更新などになります。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里指定管理者の指定についてです。

大竹市マロンの里設置及び管理条例に基づき、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を、令和5年度からは合併後の新組織であるひろしま農業協同組合を指定管理者として指定し、施設の利用促進と地域の振興、活性化に取り組んでまいりました。

指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、施設の設置目的である農村と都市の交流をはじめ、地域製品の販売促進などに取り組みながら、これまで円滑な管理運営を続けてきたひろしま農業協同組合を引き続き指定管理者として指定しようとするものです。

なお、指定管理期間はひろしま農業協同組合の経営移行及び来年度の大規模改修が控えていることから、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間としています。

続きまして、議案第32号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてです。

阿多田かき殻一時堆積場は、大竹市漁業共同利用施設設置及び管理条例に基づき、平成22年度から指定管理者制度を導入しています。当初から阿多田島漁業協同組合を指定管理者として、本施設の維持管理やかき養殖経営の安定化を図ってまいりました。指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することに伴い、地域の実情を把握し、地元漁業者との円滑な調整が可能な阿多田島に事務所を有する阿多田島漁業協同組合を、引き続き指定管理者として指定しようとするものです。

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としています。

以上で、議案第12号、議案第13号、議案第15号から議案第17号まで、議案第28号、議案第31号及び議案第32号の提案説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第15号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

岡議員。

○5番（岡 和明） 議案第15号についての討論ということでよろしいですね。この議案第15号、政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

これは、主な理由は2つあります。この政務活動費引上げの最大の根拠となっているのが、他の自治体と比較して改善の余地があるという主張でした。これは人口規模を無視したもので、そもそも根拠になっていないんです。

政務活動費は、人口が多い都市ほど金額が多くなるのが原則なんです。本市は、市としては人口が最小の部類になります。他の大半の都市と比べて金額が少なくてもおかしくないんです。むしろ3万円に引き上げると、市の人口や面積を考えると、かなりの数の市よりむしろ突出して多くなるんです。恐らくこれには気づいておられないのだと思います。他の自治体と比較しても改善の余地があるという主張は、こういうわけで、残念ながらもう破綻しているんですよ。

2つ目は、同じ公務員でありながら無報酬の民生委員・児童委員や、あるいは図書館職員に代表される会計年度任用職員の低処遇問題というのが、今、目の前にあります。民生委員・児童委員はただ働きです。この市役所内にかなりの数いるはずの非正規公務員、これは官製ワーキングプアと言われていています。今非常に熱い問題の1つになっているというのは、御存じのほうです。

議員は自分の処遇を事実上お手盛りできる、非常に特別な立場にあります。それを自覚して、自分の処遇は後回しにしても、こういう真面目に働いている人たちが報われる社会になるよう、率先して取り組む姿勢を示すべき。これが2つ目の理由です。

○議長（北地範久） 以上でよろしいですか。

他に討論はございませんか。

小田上議員。

○10番（小田上尚典） 私は、議案第15号大竹市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

これは、議会では議会のあり方調査研究特別委員会で議論を深めてまいりました。他の自治体との比較ということも確かにしましたけれども、人口規模というところではなく、議員がどれだけの調査研究や、自分の議員としての資質の向上を図ることができるのか、それをどうやって市に還元して市民のために生かすことができるのか、という議論をしてまいりました。

大竹市特別職報酬等審議会の中の議事録をちょっと見せていただきましたけれども、人口規模や他市町の事例を参考にされている部分もございました。ただ、その議事録の中で強く感じたのは、やっぱり他の市町の議員と連携をしたりとか、ほかの事例をしっかりと勉強してきてそれを本市に還元してほしい、そのためには現状の月額1万8,000円ではなかなか難しいのではないだろうか。

僕個人、感じたのは、その議事録を読んでいて、月額1万8,000円で大竹市の市議会議員の活動が制限される、ほかの市議会と比べて置いていかれるような状況というところをすごく危惧していただいているんだというところを感じました。

政務活動費においては、個人的な意見ですけれども、利益だとは思っておりません。市民の方にどれだけ還元できるか、そのための経費であるというふうに考えておりますので、条例は本議会で制定できるということなので、人口規模において金額を決めようという話をしてきた記憶はございません。

そして、提案理由にもございました透明性の確保というのは、全国町村議会の透明性の確保ということで、平成31年2月に持たされております。議員も話をする中で、やはりこのままではいけないよねと。本市においては明細を確認していただくためには、どういう用途で使ったかというような報告はありますが、その中においてどのような研修でどのような所感を得てどのような学びをしてきたのかということは、やはりこちらに足を運んでいただくしかないわけですね。それをホームページ上で公開するべきなのではないかという声も議員の中でもあります。そのあたりは、今後議会内でしっかりと検討していったって透明性を高める、これは確実にやっていかないといけないことだと思っております。

ですので、私たち議員の個人の利益を追求した議案ではないだろうというふうに思いますし、これを機会にして我々議員がまた襟を正して、しっかりと頑張っていけないといけないという思いをさせていただき議案でございます。なので、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（北地範久） 他に討論はございませんか。

○5番（岡 和明） 私が答えましょう。

○議長（北地範久） 討論は1回ですので、御遠慮願います。

他に討論はございませんか。

豊川議員。

○3番（豊川和也） すみません、私は反対の立場から討論させていただきたいんですけども、今、大竹市議会の議員の質がとても低いと私は感じております。私も含めてなんですけれども。ある新人議員の発言で言わせてもらえば、私がおとし大竹市議会の議員にならせていただいて、研修会があったときに、とある新人議員の発言なんですけれども、議会は何時から開くんですかというふうに質問されるわけですよ。私すごく、もう本当に涙が出るぐらいちょっと悔しかったような気がします。

あと、一般質問に関しても、大竹市議会は定例会が年4回あって、議員全員が一般質問できるのにもかかわらず一般質問をしない議員もいます。そのような議員の政務活動費を上げてくれということ自体が、私は難しいと思います。

大竹市特別職報酬等審議会でも、私も議事録をちょっと読ませていただきましたけれども、そういう一般質問をしない議員がいるという話合いもされていなかったもので、そのあたりは私が言わせていただきます。

ということで、私は反対の立場で討論させていただきました。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 他に討論はございませんか。

日域議員。

○13番（日域 究） 同じ党派である場合、全く同じことを言わなくちゃいけないという規則はありませんよね。今の何名かの討論といたしますかお考えを聞いていまして、私の意見とすれば、消極的賛成です。上げることが悪いことだとは思いません。

いろんな問題がありますけれども、言われたことをちゃんとこなすのが仕事という役割と、今からすることを決めなくちゃいけないという役割があるんですね。市長の役割と議員の役割は、ある意味、今からのことを決める役割ですよ。職員は言われたことをきちんとこなす仕事ですね。これを比較はできません。だから職員は正当な給与が当然あるべきですけども、リーダーというか新たなことを決める立場の者とすれば、本来、正当な報酬というものはないと思います。ただでもいいんですよ。逆に言えば、多くてもいいんですよ。

その考え方はもっと自由であるべきであって、もっと調査研究したかったら、予算がついていて、それはうれしいと思います。もちろん要らない人は申請しなければいいわけですから、そのところをどう考えるかでありますけれども、言われたことを真面目にこなす従業員の立場ではないということです。これから先をどうするかということを考えて

いかなければいけないですよ。

それがなければ、幾ら真面目に仕事をして、市長もそうでしょうし議員もそうでしょうけれども、こつこつ真面目にやる仕事ではないですよ、先を見通す仕事ですから。だから報酬というのは非常になじまないところがありますけれども、このぐらいのものがいいのではないかと。だから消極的賛成と言わせていただきました。

役割を自覚してほしいとは思いますが。大竹市特別職報酬等審議会の意見も、私はそうだと思います。ちゃんともっと調べるなら調べる、考えるなら考えて、それをもっと報告しろと、そういうふうには読みました。

以上です。

○議長（北地範久） 賛成ということでよろしいですかね。

他に討論ございませんか。

末広議員。

○7番（末広天佑） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど反対のところであったところは、政務活動費に直接は関係ないのかなと思います。政務活動費を増やして活動を充実させてほしい、それを市民に還元していただきたいという思いが大竹市特別職報酬等審議会の中で話されたと思うので、それを評価するのは市民です。それは選挙に返ってくる話だと思いますので、支出どうこうをここで話して報酬に話をつなげるのはおかしいのかなと思います。

ほかの賛成討論もありましたとおり、活動を充実していくということは、私たち議員にとってこれからさらに強めていかなければいけないことだと思います。今回この政務活動費を上げていただくというところで、襟を正して活動して行って市民に還元していくことを念じて、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（北地範久） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第15号を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（北地範久） 起立多数により、本件は原案のとおり可決されました。

議案第12号及び議案第13号の2件並びに議案第16号から議案第32号に至る5件の全7件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第18号 大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第34、議案第18号大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 佐伯和規 登壇〕

○市民生活部長（佐伯和規） 議案第18号、大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和6年12月定例会において議決をいただきました大竹市税条例の一部を改正する条例における規定の一部に誤りがあることが判明しましたので、改めて本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正しようとする条文は、附則第3条の4を削るとの規定でございます。この削るとした場合、本来であれば次条である附則第3条の5を1条繰り上げ、附則第3条の4とすべきところでございました。

一方で、附則において附則第3条の5を引用している規定が多数あり、本条を繰り上げると引用している他の規定の改正が必要になるなど影響が大きいことから、附則第3条の4を削るの規定を附則第3条の4削除とし、附則第3条の5を繰り上げる必要がないよう改めるものでございます。

施行日は公布の日からといたします。

なお、附則第3条の4の改正規定は、改正前の条例附則において公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するとされていますが、現在、国において法律の施行日を含め、施行準備に向けた検討がなされている段階であり、今回の条例改正による影響はございません。

このたびは、条例改正に関して重ねての審議となることについて、誠に申し訳ございませんが、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第18号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第35～日程第42〔一括上程〕

議案第19号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第20号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第21号 大竹市子ども医療費助成条例の一部改正について

議案第22号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第23号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第24号 大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の

一部改正について

議案第 2 5 号 大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について

議案第 2 9 号 介護報酬返還金に係る債権の放棄について

○議長（北地範久） 日程第35、議案第19号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第42、議案第29号介護保険返還金に係る債権の放棄についてに至る8件を、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 中村一誠 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（中村一誠） 議案第19号から議案第25号まで及び議案第29号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第19号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難である場合の要件及び経過措置期間の延長について改正が行われました。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により栄養士法が改正され、これまで管理栄養士の国家試験は栄養士の免許を取得した者でなければ受けることができなかったところ、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許を取得しなくても管理栄養士になることが可能となり、栄養士の配置等を求める国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正をされました。

本議案はこれらの改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、第6条第2項において、家庭的保育事業等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、家庭的保育事業等が保育内容支援協力者を適切に確保すること、家庭的保育事業等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることなどの要件の全てを満たすことを認めるときは、保育内容支援に係る連携施設を確保しないことができる旨を規定をいたしました。

次に、同条第4項において、家庭的保育事業等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合についても、家庭的保育事業等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること及び代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること、市長が家庭的保育事業等による代替保育連携協力者の確保の推進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であることなどの要件のいずれかを満たすと認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないことができるものである旨を規定し、適用除外の要件を緩和をいたしております。

次に、第16条第1項第2号において、家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等以外の場所で調理し搬入する方法により行う際に求めております栄養士による必要な配慮についてを、栄養士または管理栄養士による必要な配慮に改めるものでございます。

また、附則第4号において連携施設に関する経過措置期間を施行日から起算して10年としておりましたが、これを5年間延長し、施行日から起算して15年といたしました。

なお、本条例の施行日は令和7年4月1日としております。

次に、議案第20号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

先ほどと同じく、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援事業等の運営に関する基準が改正され、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の要件の見直し、経過措置の延長について、先ほど説明いたしました議案第19号と同様の改正が行われたものでございます。

主な改正内容でございますが、第42条第2項及び第4項において、特定地域型保育事業者による保育内容支援及び代替保育に係る連携施設を確保しないことができる要件について、先ほどの条例改正と同様の改正を行うとともに、附則第5条につきましても連携施設に関する経過措置期間を5年間延長し、施行日から起算して15年といたしました。

本条例の施行日は、議案第19号と同様に令和7年4月1日としています。

続きまして、議案第21号大竹市子ども医療費助成条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

子ども医療費助成につきましては、これまで医療費の一部を御負担いただいていたところでございます。しかしながら、子ども・子育て支援計画におけるニーズ調査や全国的な子ども医療費助成の傾向、昨今の物価上昇などを踏まえ、このたび県内市レベルでは初めて、そして、町を含めた23市町では神石高原町に次いで2番目に、満18歳に達する日以後最初の3月末までの子ども医療費の無償化へかじを切ることといたしました。

子ども医療費の無償化により子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、大竹市まちづくり基本構想に掲げる「未来にあふれる8つの幸せ」の1つである「子どもが健やかに育つ幸せ」の実現、ひいては、先ほどの市長の説明にもございましたが、県内トップクラスの子育て支援に向けて取り組むものでございます。

本条例の改正点でございますが、子供に係る医療費の助成範囲を自己負担部分の一部から自己負担部分の全部とし、子育て世代の経済的負担の軽減を図るものでございます。

附則でございますが、施行日を令和7年10月1日とし、経過措置として施行日より前に受けた療養の給付等については従前の例によることとしております。

続きまして、議案第22号大竹市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年12月27日閣議決定された令和7年度税制改正の大綱及び国民健康保険施行令の一部改正により国民健康保険税の課税限度額等が改正されたことに伴い、大竹

市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は2点ございます。

まず1点目は、国民健康保険料の賦課限度額を3万円引き上げるものでございます。基礎分・後期高齢者支援金分・介護納付金分のうち、基礎分を65万円から66万円に、そして高齢者支援金分を24万円から26万円に引き上げるもので、これにより保険料の賦課限度額は109万円となります。

2点目は、国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者のうち5割軽減と2割軽減対象者について、軽減算定に用いる被保険者数に乘じる額を、5割軽減につきましては29万5,000円を30万5,000円に、2割軽減につきましては54万5,000円を56万円に引き上げるものでございます。

最後に附則でございますが、施行日を令和7年4月1日としております。

続きまして、議案第23号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により栄養士法が改正され、これまで管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後は管理栄養士養成施設の卒業者については、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士になることが可能となりました。

このことにより、栄養士の配置を求めている国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、国の基準に従い定めております大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第151条第13項の栄養士を、栄養士もしくは管理栄養士とするものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日としています。

続きまして、議案第24号大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

このたびの条例改正は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令により、地域包括支援センターの人員配置基準が柔軟化されたため、本条例を改正しようとするものでございます。

介護保険法施行規則第140条の66第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、柔軟な対応ができるよう見直しが行われ、条例第2条第1項では、現行の当該職員の員数について、第1号被保険者の数に応じて、または地域包括支援センターの運営の状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法によることを可能といたしました。

同条第2項では、第1項の規定にかかわらず地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数

を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一の地域包括支援センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとしたしました。この場合において、質の担保の観点から、当該一の地域包括支援センターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととなります。

また、第2条に新たな項を追加したため項ずれが生じていますので、その部分を修正しております。

最後に附則でございますが、第1項で施行日を公布の日としております。

附則第2項は、大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例が本条例第2条を引用しておりましたが、設置規定は大竹市附属機関設置に関する条例となっておりますので、こちらに改めるものでございます。

続きまして、議案第25号大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

感染症の流行による患者急増に備えて、所定の診療時間を超えた対応が必要と認める場合に診療可能とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

現行の条例では、第4条で診療時間午前9時から午後5時までと定めているため、今後感染症の流行による患者急増に備えて、市長が特に必要があると認めるときはこれを変更することができる旨の規定を設けるものでございます。

この条例の施行日は公布の日としております。

続きまして、議案第29号介護報酬返還金に係る債権の放棄について、提案理由を御説明申し上げます。

まず、本議案において放棄しようとする債権について御説明いたします。

廿日市市で事業を行っておりました議案に記載の歯科クリニックの代表者が、平成20年3月から平成23年1月の間、歯科衛生士が配置されていないにもかかわらず歯科衛生士による居宅療養管理指導費として介護報酬を不正に請求し、受領していたものでございます。

本市での不正請求額は18万5,850円でございます。こちらに介護保険法第22条第3項に規定しております不正請求額の40%に当たる加算金7万4,340円を加えた26万190円を、平成23年6月に債務者に対して納付を求めましたが、期日までに納付はございませんでした。その後、8月に督促を行いました。納付がなかったため、平成24年9月に広島県国民健康保険団体連合会に対し、事業者への診療報酬を差し押さえる手続を行い、平成20年度改正後の介護保険法の公法上の債権である平成21年5月以降分の15万4,350円を回収いたしました。しかし、平成25年6月に債務者と連絡が取れなくなり、現在に至るまで所在不明となっている状況でございます。

平成21年4月以前分である10万5,840円に関しましては、公法上の債権ではなく民事上の債権という取扱いとなりますが、時効の完成条件として、地方自治法第236条第1項の時効期間5年及び同条第2項の規定により民法第145条を適用し、債務者の時効の援用が条件となります。

本議案につきまして、地方自治法第236条第1項の時効期間5年は満了しておりますが、

債務者が所在不明となっており連絡を取ることができないことに加え、時効の援用が行われた時点で債権回収が不可能となるなど、今後の徴収が見込めないため、介護報酬返還金に係る支払請求権を放棄しようとするものでございます。

以上で、議案第19号から議案第25号まで及び議案第29号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第19号から議案第29号に至る8件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第43 議案第26号 大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第43、議案第26号大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長兼予防課長 小田明博 登壇〕

○消防長兼予防課長（小田明博） 議案第26号大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例は、消防組織法第25条の規定に基づいて、非常勤の消防団員の退職報償金の支給等について規定するものですが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、本条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、本条例の別表の退職報償金支給額表に規定する消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分を追加するものでございます。

この条例の施行日は、令和7年4月1日から適用いたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第26号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第26号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第44～日程第45〔一括上程〕

議案第27号 大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止について

議案第34号 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第44、議案第27号大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止について及び日程第45号、議案第34号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定についての2件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） 議案第27号及び議案第34号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第27号大竹市視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

大竹市視聴覚ライブラリー条例を廃止しようとするものでございます。視聴覚ライブラリーは、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ることを目的とし、昭和56年3月に設置され、視聴覚教育支援や映画鑑賞会開催のため、16ミリフィルムなどの映像と音響に関する機材、教材の貸出しなどを行っております。

しかしながら、近年のデジタル映像関連コンテンツなどの発展は目覚ましく、個人でも手軽に映像を活用できる社会状況となっております。また、学校教育においてもタブレット端末などの視聴覚手段が教育に活用されるなど、視聴覚教育の在り方が大きく変わり、平成22年度以降、利用実績がございません。

このようなことから、視聴覚ライブラリーは開設当初の設置目的は達成された状況にあると考えられるため、条例を廃止しようとするものです。

次に、議案第34号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

大竹市手すき和紙作業所は、大竹市の伝統文化である手すき和紙の製造技術を後世に継承していくための施設として平成7年度に開設をし、おおたけ手すき和紙保存会に業務委託し、管理してまいりました。さらに、令和元年度から令和6年度までの6年間は、おおたけ手すき和紙保存会を指定管理者として指定し、業務に関する協定を締結し、施設を管理運営しております。

引き続きおおたけ手すき和紙保存会を指定管理者に指定することで、これまでの管理実績及び自主的活動等の経験を生かした、効果的で発展的な施設運営が図れるものと考えております。

指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

以上、議案第27号及び議案第34号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第27号及び議案第34号の2件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第46 議案第40号 令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（北地範久） 日程第46、議案第40号令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

[上下水道局長 古賀正則 登壇]

○上下水道局長（古賀正則） 議案第40号の下水道事業会計の補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、下水道事業会計の継続費で設定しておりました大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務について、事業期間を令和7年度まで延長するものでございます。

大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事業務につきましては、下水道事業団に委託して実施しておりますが、発注する工事において入札の不調・不落などがあり、令和6年度中の完成は困難となったものでございます。

以上、議案第40号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第40号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から3月9日までの6日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

御通知いたします。今後の委員会等の開催について、それぞれ委員長から通知を受けておりますが、本日13時から総務文教委員会、その後終了後、同政策研究会、3月4日午前10時から生活環境委員会、その終了後、順次同協議会及び政策研究会、3月5日午前10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、順次小方まちづくり特別委員会及び議会のあり方調査研究特別委員会となっております。書面による通知はいたしません。お含みのうえ、第1委員会室に御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

3月10日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による通知はいたしませんので、御参集をよろしくをお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時49分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月3日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 藤 川 和 弘

大竹市議会議員 中 川 智 之

令和7年3月

大竹市議会定例会（第1回）会議録  
（第2号）

令和7年3月  
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和7年3月10日10時開議

| 日 程 | 議案番号    | 件 名                                                                                                         | 付 記                                       |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 第 1 |         | 会議録署名議員の指名                                                                                                  |                                           |
| 第 2 | 議案第 1 号 | 令和7年度大竹市一般会計予算                                                                                              | 一般質問及び<br>総括質疑<br>(一 括)<br>予算特別委<br>設置・付託 |
| 第 3 | 議案第 2 号 | 令和7年度大竹市国民健康保険特別会計予算                                                                                        |                                           |
| 第 4 | 議案第 3 号 | 令和7年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算                                                                                      |                                           |
| 第 5 | 議案第 4 号 | 令和7年度大竹市土地造成特別会計予算                                                                                          |                                           |
| 第 6 | 議案第 5 号 | 令和7年度大竹市介護保険特別会計予算                                                                                          |                                           |
| 第 7 | 議案第 6 号 | 令和7年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算                                                                                       |                                           |
| 第 8 | 議案第 7 号 | 令和7年度大竹市水道事業会計予算                                                                                            |                                           |
| 第 9 | 議案第 8 号 | 令和7年度大竹市工業用水道事業会計予算                                                                                         |                                           |
| 第10 | 議案第 9 号 | 令和7年度大竹市下水道事業会計予算                                                                                           |                                           |
| 第11 | 議案第12号  | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係<br>条例の整理について                                                                          |                                           |
| 第12 | 議案第13号  | 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関<br>係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及<br>び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法<br>等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例<br>の整理について | (原案可決)                                    |
| 第13 | 議案第16号  | 大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の<br>一部改正について                                                                           | (原案可決)                                    |
| 第14 | 議案第17号  | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正<br>について                                                                               | (原案可決)                                    |
| 第15 | 議案第26号  | 大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給<br>に関する条例の一部改正について                                                                    | (原案可決)<br>総務文教                            |
| 第16 | 議案第27号  | 大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止について                                                                                       | (原案可決)                                    |
| 第17 | 議案第28号  | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に<br>ついて                                                                                | (原案可決)                                    |
| 第18 | 議案第31号  | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                                                                                       | (原案可決)                                    |
| 第19 | 議案第32号  | 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定に<br>ついて                                                                                | (原案可決)                                    |
| 第20 | 議案第34号  | 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定に<br>ついて                                                                                | (原案可決)                                    |
| 第21 | 議案第36号  | 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）                                                                                       | (原案可決)                                    |
| 第22 | 議案第14号  | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関                                                                                       | (原案可決)                                    |

|     |        |                                                  |        |
|-----|--------|--------------------------------------------------|--------|
|     |        | する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について               |        |
| 第23 | 議案第18号 | 大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正について                        | (原案可決) |
| 第24 | 議案第19号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について          | (原案可決) |
| 第25 | 議案第20号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  | (原案可決) |
| 第26 | 議案第21号 | 大竹市こども医療費助成条例の一部改正について                           | (原案可決) |
| 第27 | 議案第22号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                             | (原案可決) |
| 第28 | 議案第23号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第29 | 議案第24号 | 大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正について         | (原案可決) |
| 第30 | 議案第25号 | 大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について                        | (原案可決) |
| 第31 | 議案第29号 | 介護報酬返還金に係る債権の放棄について                              | (原案可決) |
| 第32 | 議案第30号 | 工事施行協定の締結について                                    | (原案可決) |
| 第33 | 議案第33号 | 大竹市駐車場の指定管理者の指定について                              | (原案可決) |
| 第34 | 議案第35号 | 市道路線の廃止及び認定について                                  | (原案可決) |
| 第35 | 議案第37号 | 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)                      | (原案可決) |
| 第36 | 議案第38号 | 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第4号)                        | (原案可決) |
| 第37 | 議案第39号 | 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)                     | (原案可決) |
| 第38 | 議案第40号 | 令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算(第2号)                         | (原案可決) |
| 第39 | 議案第41号 | 大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について                     | 即 決    |

#### ○会議に付した事件

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 議案第 1号から日程第10 議案第 9号(一般質問・総括質疑・付託)

#### ○出席議員(15人)

1番 北地 範久

2番 中野 友博

3番 豊川和也  
5番 岡和明  
7番 末広天佑  
9番 中川智之  
11番 西村一啓  
13番 日域究  
15番 寺岡公章

4番 山代英資  
6番 小出哲義  
8番 藤川和弘  
10番 小田上尚典  
12番 山崎年一  
14番 細川雅子

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長  
副市長  
教育長  
総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建設部長  
上下水道局長  
消防長兼予防課長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
危機管理課長  
企画財政課長  
産業振興課長併任農業委員会事務局長  
自治振興課長  
福祉課長  
保健医療課長  
参事兼土木課長  
都市計画課長  
総務学事課長  
生涯学習課長

入山欣郎  
太田勲男  
小西啓二  
三原尚美  
佐伯和規  
中村一誠  
山本茂広  
古賀正則  
小田明博  
柿本剛  
田中宏幸  
三井佳和  
三浦暁雄  
岡崎研二  
井上剛  
松重幸恵  
中司和彦  
廻本実  
大井一徳  
川村恭彦

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

山田智徳  
丸小真

令和7年3月大竹市議会定例会(第1回)  
一般質問及び総括質疑通告表

1

2番 中野友博 議員

質問方式：一問一答

**阿多田島汽船フェリーの船員確保について**

小方港と阿多田島を結ぶ定期客船フェリーは、阿多田島の島民にとって移動手段や生活物資の輸送手段として重要な交通インフラを担っています。近年では海上釣り堀をはじめ、堤防釣りや磯釣りなどの釣り客による利用も増え、平日も多くは市外利用者がおります。上記にある重要なインフラを担う阿多田島汽船の船員は現在、島内運転手が2名、島外運転手が5名という状況であり、島外運転手は阿多田島からの始発運航に備え、勤務日前日には島へと渡り、月の半分を島内にある賃貸契約している空き家物件で生活しています。

しかし、島内にある空き家物件も老朽化が進んでおり、賃貸契約先の確保に苦慮されている状況であり、物件状況を見て就職を断念するケースも起こっております。今後、本市として船員確保に向けた取組についてどのような考えをお持ちでしょうか。

また、今後増加するであろう島外船員確保のための取組として下記2点を提案させていただきます。

①島外船員のための賃貸住居の建築。

②資格取得に要する経費補助。

**こども食堂運営に係る補助について**

こども食堂の支援を通じて、誰も取りこぼさない社会の実現を目指して活動する認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえの調査によると、こども食堂全国箇所数は2016年の319か所から2023年には9,132か所となり、全国的にも利用者が増加している状況です。本市においては4事業所がこども食堂を運営しており、利用者が増加している状況を踏まえ、新規参入を検討している事業所も出てきております。

そこで、本市のこども食堂に関する現状認識、今後の課題、現在行政として行っているサポートについてお伺いします。

また、現在、運営に関する費用は補助等で賄われていますが、3月の春休み期間のみ補助対象期間外となるため各事業所で運営資金を調達する形になっています。そこで、補助対象期間外になる運営費について本市として補助ができないか伺います。

2

15番 寺岡公章 議員

質問方式：一問一答

**コミュニティスクール（CS）について**

①令和6年度の玖波小学校での実績や反省点、気づきはどうか。また、玖波小学校での改善点はあるか。

②令和7年度は他の学校に広げる予定だが、それぞれの地域や学校で地域柄や校風がある。それをどのように読み取っており、どのように展開していくのか。

③運営協議会はこういった構成メンバーを考えているのか。校内には既存の学校運営や教育活動支援の団体があると思うが、CS運営による一部の保護者や団体代表、学校管理職の負担はどうか。

④地域学校協働本部の立ち上げは、目指すところの1つとしてCSとの連携を見据えており、同時に（仮）学校連携・子どもの居場所づくり会議の設置を目指していると説明を受けている。役割分担を整理しておきたいが、まずは進捗はどうか。

⑤40万円の予算額と市内全小中学校一貫教育の整合性を伺う。

3

5番 岡 和 明 議員

質問方式：一問一答

### 宮島来島者500万人近く、訪日客消費8兆円突破でも、本市市民が享受するものがない現状と今後の施策について

12月定例会で本市の文化政策についてお尋ねしました。その後、令和6年（2024年）の観光に関する統計が次々発表されました。宮島の来島者は485万人と過去最多を記録。訪日外国人客も過去最多の3,680万人で、その消費額もついに8兆円を突破しました。さらに国内観光客はその数倍の規模です。

その一方で、本市は訪問先として世界的に人気の高い広島市や宮島、岩国、さらに加えてニューヨーク・タイムズ「2024年に行くべき52か所」の3位に選ばれた山口市や、同2019年7位の瀬戸内の島々など、世界的な観光の軸のただ中に位置しながら、観光振興の基盤となる文化政策に関心を示さず、利益を享受できる市民も皆無に近い状態です。このたび確定した昨年の上記数値を踏まえての本市の文化政策について再度お尋ねします。

亀居城の整備については、12月定例会で比較的前向きな答弁をいただきました。樹木・雑草の繁茂する時期が近づく中、この本市最大の文化財がどのように憂慮すべき状態か改めて認識いただき、今後の対策をお尋ねいたします。

### 雑誌出版社による住みやすさ調査について

雑誌出版社の住みやすさ調査で本市が3年連続県内1位になった話が昨年「広報おおたけ」に載り、調査結果を不審に思う市民から私が意見を尋ねられる機会が増えました。例外なく「あれ一体どういうこと」といぶかしむ声です。そもそも調査がおかしいのではないかとの声まで聞かれるようになっており、議会内でも混乱しています。

本市の遠景は海の突端から山の際までが煙突やプラントが密集する工場地帯であり、駅前が寂れ、商店街は消滅し、50年間人口が減り続けている本市が、住みやすさ調査で上位になれば、誰もがいぶかしむのは当然でしょう。旧市街地区は車を置く場所や停める場所にも不便し、「市外から子供たちが車で帰省することもできない」、「近くに買物できる場所もない」と住みにくさを訴える声を聞きます。こうした寒々した現状と雑誌調査の乖離をどのように説明しますか。

4

13番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

### 都市計画における、用途地域指定の見直しについて

用途地域の目的は混在のすみ分けです。一定年月経過後にはすみ分けは完了しているべきですが、東栄の一部では50年以上経過しても、そうっていない場所があります。混在を解消する場合、どちらが移転するのか、それを間違えると事は進みません。まちの活力を取り戻すためにも、見直すことを求めます。

### 不登校問題について

前回の質問で、多様な受入れ対策を講じていることは理解できました。つまり、学校側を変えようということですね。では、もう一つ、子供たちだって、家族だって、みんな普通に学校に通えるほうがいいと基本的には思っているのですから、みんながそうできるように、原因を調べたり、その原因が小学校や幼稚園や保育園時代にある場合は、フィードバックしたりしていますか。

5

8番 藤川和弘 議員

質問方式：一問一答

### 三倉岳の魅力向上に向けた施設整備と利便性改善について

三倉岳は、私たちの町の誇りであり、令和6年には年間4,290台もの車が訪れ、そのうち3分の1が県外からの観光客です。しかし、冬季の限られた開館時間や週3日の休館日が、利用者の皆さんにとって不便に感じられることもあります。特に、携帯電話の電波が弱くて緊急時の連絡が取りづらかったり、登山道のトイレやシャワーの設備が不足しているため、女性利用者や登山者・クライマーから改善を望む声が上がっています。また、三倉岳はボルダリング大会の開催地としても注目されており、岩場の質の高さがプロのクライマーからも高く評価されています。これらの施設を整えることで、登山やボルダリング、キャンプなど様々なアウトドアアクティビティの拠点として、さらに多くの方々に楽しんでいただけたらと思いますし、地域の観光振興や活性化にもつながると考えます。本市のお考えをお伺いします。

6

12番 山崎年一 議員

質問方式：一問一答

### 新年度予算における若者の定住促進や子育て支援・人口減少対策を問う

- ①本市がこれまで経年で取り組んだ人口減少対策・少子化対策・定住促進・子育て支援などの施策を伺う。また、それらの取組はどのように評価されていますか。
- ②本市の人口減少について近年の状況を伺うとともに、どのように捉えられていますか。
- ③新年度予算における若者の定着・子育て世代に焦点を当てた定住促進の取組を伺う。
- ④今回の人口移動報告で明らかにされた、人口移動が、本市のまちづくりに影響があるとお考えですか。また、今後どのような取組が必要ですか。
- ⑤地方の人口の減少が続く中で若者世代への取組を広げ「選ばれる自治体」として成功している自治体もあります。先進市の施策を取り入れ本市に適応される取組について伺います。
- ⑥知事は「県内の市や町、産業界とも幅広く連携しながら社会動態の均衡を目指していきたい」とされ、新年度予算に人口減少対策への意気込みを示され、「若者の県

外流出に焦点を当て予算を組み立てられた」とのことです。広島県との連携を密にされ、4年連続最多、8割以上が若者転出に歯止めをかける道筋を模索していただきたい。広島県との連携について問います。

7

3番 豊川和也 議員

質問方式：一問一答

**解決に向かわない北朝鮮による拉致問題について市長のお考えをお聞かせください**

北朝鮮による国家的犯罪である日本人拉致、大竹市においても特定失踪者の方が1名いらっしゃいます。こうした卑劣極まりない人権侵害に対して

- ①市長のお考えをお聞かせください。
- ②現在の本市の取組、これからの取組を教えてください。

**市内の小学校に教育漫才を取り入れませんか**

越谷市の市立新方小学校では、授業に漫才を取り入れることで、いじめや不登校の問題に取り組んでおられるとのこと。本市教育委員会においても一度、御検討くださいませんか。

**大竹駅伝の再開催について**

大竹駅伝の再開催については、過去、大竹市の議員が一般質問しても方針はないとのことでしたが、その後のお考えをお聞かせください。

**防災、災害時に関する避難施設や電源確保の取り組みについて**

災害時に開設する通常の避難場所について、自主防災組織等と協定を結び管理運営を任せるような仕組みにはできませんか。能登地震では停電が約1か月続き、防災用品としてポータブル電源が活躍したとお聞きしました。本市でのポータブル発電機の備蓄などお考えは。

**おとしの大竹市議会議員選挙における現職ベテラン議員の選挙時における事前運動の疑いについて再度お伺いします**

公選はがきでもないはがきを収支報告書に記載しているのに不公平がありますので、はがきの提出を求めたりはしないのでしょうか。

**本市の観光の看板について**

下瀬美術館が開館して本市を訪れる市外の方も増加傾向にあると思いますが、初めて本市を訪れた方にとって道路周辺にある看板はとても頼りになるものと思われま

市が管理する看板の情報など随時更新されていますか。

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、10番、小田上尚典議員、11番、西村一啓議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第10〔一括上程〕

議案第 1号 令和7年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 令和7年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 令和7年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 4号 令和7年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 5号 令和7年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 6号 令和7年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 7号 令和7年度大竹市水道事業会計予算

議案第 8号 令和7年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第 9号 令和7年度大竹市下水道事業会計予算

○議長（北地範久） 日程第2、議案第1号令和7年度大竹市一般会計予算から、日程第10、議案第9号令和7年度大竹市下水道事業会計予算に至る9件を、一括して議題といたします。

3月3日の議事を継続いたします。

これより、市政に対する一般質問及び来年度予算に対する総括質疑に入りますが、この際、念のため、御説明いたします。

議会運営委員会の申合せにより、今回は代表制を取らず、質問時間は答弁を除いて1時間以内、質問回数は5回以内ということになっております。一問一答方式を選択された場合も、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により、5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打といたします。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許可いたします。

2番、中野友博議員。

〔2番 中野友博議員 登壇〕

○2番（中野友博） 2番、会派、志青会の中野友博です。よろしくお願いたします。

年度末の大変お忙しい中、傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。2023年9月より、大竹市議会議員としての活動が始まり、早くも1年半が経過しました。このたびの定例会で6回目の一般質問登壇となります。改めて、このタイミングで議員の活動とは何

かを見返すために、大竹市議会基本条例を読み直しました。その中で、第1章総則の第3条、議員の活動原則の2に、次のような記載があります。「議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高めるよう不断の研さんに努め、市民の代表者としてふさわしい活動をするもの」とあります。私はこの記載について、一般質問に置き換えると、市政への取組に対して調査・研究し、現場に行くことで、地域の声を集め、市民の代表として声を届けるというふうに解釈しました。つまり、一般質問の場では、特定個人に対する批判、誹謗中傷を行う場ではなく、この町の未来に対しての課題に、議員と執行部が建設的な議論を行い、明るい豊かな大竹市につながるための問題提起、または提案をする場だと私は考えております。

以上の点を踏まえて、いつもは30分しか時間はありませんが、このたびは60分ございませので、2つのテーマについて、時間いっぱい質問させていただこうと考えております。改めて、よろしく願いいたします。

「もっと話そう、僕たちの未来」をテーマに掲げ、昨年より毎月1回、大竹市各地で市政報告会を、これまで計13回開催し、250名を超える方に御参加いただきました。市議会議員の活動内容や本市が取り組んでいる事業、これからの本市の課題、各地域でのお困り事に対する意見をいただきながら、地域の皆様と大竹市の未来について議論しています。

この市政報告会の最後に、いつもお伝えする事柄があります。それは、これからの大竹市は市民・地域・行政が三位一体となり、チーム大竹としてまちづくりを行うことが大切です。批判より提案を、要望よりお誘いを。大竹市民全員で、これからの大竹市について考える機会をつくりたいと思います。よろしく願いいたします。

このたびは2つのテーマを取り扱います。そのテーマとは、地域公共交通の課題とこども食堂についてです。

まずは、地域公共交通の課題についてです。

本市では、地域公共交通への取組は、平成31年に大竹市地域公共交通網形成計画を策定しており、地域公共交通の課題や取組、今後の方向性が記載されております。つい先日3月4日に開催された生活環境委員協議会にて、大竹市地域公共交通計画素案の説明があり、6年ぶりに地域公共交通計画書が作成中です。両方の計画書には、第1章として、計画の目的と概要という記載があります。6年前の計画書には、課題として次の文言がありました。「路線バスは利用が低迷しており、運行に係る赤字額が増大傾向にあります。また、支線交通も、全ての路線が市の経費補填により運行が支えられている現状もあります。さらに高齢化が急伸する今の社会環境においては、本市の地域公共交通の利便性を高めることはもちろんですが、持続可能なサービスとして、将来に向けて、地域の移動を支え続けることが、今後一層、重要視されると考えられます」との記載があり、路線バス利用低迷による赤字が増大しているとの記載があります。

大竹市地域公共交通計画素案には、次のような記載があります。「近年を見ると、新型コロナウイルス感染症の蔓延を発端とする地域公共交通利用者の減少、深刻な乗員不足の問題、また、燃料費等の物価高や人件費の高騰など、地域公共交通の事業環境は年々厳しさを増しています」との記載があります。利用者の減少は同様に記載がありますが、この

たびの計画書素案では、乗員不足の問題という記載が追記されました。このたびの一般質問のテーマにあります地域公共交通の課題は、この乗員不足の問題、その中でも、阿多田・小方航路の乗員不足について質問してまいります。

改めて、阿多田・小方航路は有限会社阿多田島汽船が運航しており、片側5便、運航時間35分を要する離島航路となっております。阿多田島に居住する市民の暮らしを支える航路であり、近年では、海上釣堀の利用者に加え、ユーチューブやテレビなど複数媒体で紹介される釣りスポットとなっております。平日便でも多くの釣り客がにぎわい、市内だけではなく、市外の方も含めて、多くの方が阿多田島を訪れています。

また、阿多田島汽船では、阿多田島の魅力を発信しようと、Instagramや公式LINEなどを活用し、運航情報や船内の様子、大竹市内のイベント情報の発信もされ、ホームページもリニューアルし、利用者にとって分かりやすい情報発信を行っております。今年に入ってから、御船印と呼ばれる神社仏閣の御朱印の船バージョンの販売も開始されています。全国各地の航路を運営する各社が参加しているプロジェクトで、この御船印を目当てに、県外の方が大竹市に多く訪れています。

阿多田島航路の年間利用者数を見てみると、7万117名が利用された2019年をピークに、新型コロナウイルスの影響により、一時は5万7,174名まで減少しましたが、昨年2024年は6万417名と、利用者数も戻りつつあります。

阿多田島汽船は、フェリーの運航とともに、地域の観光資源の活用にも取り組んでおり、観光客に対しても新たな体験を提供しています。

このように、地域住民と観光客双方にとって重要な交通機関となっています。

以上の現状を踏まえ、まず、質問させていただきます。

この阿多田・小方航路を結ぶ阿多田島汽船フェリーの役割、必要性をどのように考えていますでしょうか。また、これまでの取組、これからの課題についての認識をお伺いします。

次に、2つ目のテーマであるこども食堂についてです。昨年、障害福祉に関する情報共有を行っている大竹市地域自立支援協議会、地域生活部会に参加したときに、非常に大きな驚きと、どうにかしなければいけないという危機感を感じた出来事がありました。それは、給食の次の食事が給食になっているお子さんがいるということでした。近年の物価高に始まり、家庭環境の変化、地域のつながりの希薄さが問題になっている中、知識としてはもちろん認識しておりましたが、本市にも身近に困っているお子さんがいるということで、大きな衝撃を受けました。

近年、そのような背景から、地域の子供たちに食事や居場所を提供するこども食堂が増加しております。子供たちの貧困対策や食育の推進、地域での支え合いの輪の形成などを目的としており、全国各地で活動が展開されております。

参考資料の3枚目を御覧ください。

認定NPO法人全国こども食堂支援センターむすびえさんが紹介しているこども食堂の設置箇所数と年間延べ参加人数推計の推移についてのグラフです。棒グラフがこども食堂の数を表していますが、2016年には319件だったこども食堂が、2023年には9,132か所とな

り、8年間で約30倍の数に増加し、子供のみの年間延べ人数も1,019万人となっております。こども食堂自体の認知も進み、全国各所に子供たちの居場所が増えていっており、今後ますます増加の一途をたどることが予想されます。

本市でも現在4団体がこども食堂を運営しておりますが、今後、自分も運営してみたいという事業者が、私のところに複数団体、相談に来られており、大竹市でもこども食堂の増加が予想されます。

昨年、市内にある放課後デイサービス事業者がこども食堂の運営を始められ、私も複数回、お手伝いに行かせていただきました。こちらの事業者は、夏休みや冬休みなどの長期休暇にこども食堂を開設されました。昨年の夏休みからスタートしており、夏休みに入る前に、各学校に案内チラシを配布しておりました。事業開始前の想定人数が50名としておりましたが、インスタグラム等のSNSでの発信や利用者からの口コミで参加者が増加し、夏休み最終日には100名近い利用者が訪れていました。その後、複数の御家庭にヒアリングをしたところ、「本当は行かせたかったが、人数が多くて迷惑をかけるかと思い、遠慮していた」「低学年だから、1人で行かせることができなかった」など、実際に訪れた参加者以上のニーズが、本市にはまだまだ存在しているなど実感しました。

そこで、最初の質問に参ります。本市が考えるこども食堂の役割、意義、今後のニーズについて、また、本市とこども食堂運営事業者との関わり方や各団体の活動内容について御答弁をよろしく願いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 阿多田島の皆さんにとりまして、必要不可欠な生活航路の維持に関わる課題、それに、子供や親の孤立防止に貢献しているこども食堂の支援の在り方について御質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、中野議員の質問にお答えをいたします。

1点目の阿多田島汽船フェリーの船員確保についてです。阿多田島汽船が運航する阿多田・小方航路のフェリーは、阿多田島と本土を結ぶ唯一の地域公共交通であり、島民の暮らしや移動を支える重要な移動手段となっています。

そのため、市では阿多田島汽船の経営健全化や運航サービスの維持に向けて、国・県と連携して、補助金を交付しているほか、安定的な航路確保と運賃上昇を抑えることを目的として、公設民営方式により、令和3年度から約4億3,000万円を投じてフェリーを建造し、阿多田島汽船に無償貸与しています。この新船は利用促進のため、自動ドアの設置や、段差を解消したバリアフリー機能を備え、利便性、快適性を向上させて、令和5年4月から就航しています。

一方、阿多田島汽船もキャッシュレス自動券売機やw i - f i環境を整備して利便性を向上させるとともに、公式インスタグラムや御船印を作成するなど、新たな利用者を獲得するための取組を開始しています。また、大型魚の引きが楽しめる釣堀などを目的として、近年では来島する方が増えていますが、利用者はコロナ禍前までの水準には回復していま

せん。阿多田・小方航路は本市の地域公共交通の一端を担う重要な航路と考えており、その運航を担う阿多田島汽船が持続可能な経営やサービスが維持していけるよう、今後とも支援してまいりたいと考えています。

2点目のこども食堂運営に係る補助についてです。

こども食堂は子供が1人でも行ける無料、または安価の食堂であり、子供への食事提供を通じた孤独の解消や食育のほか、学習の支援、さらには地域交流の場などの役割を担う地域住民が主体の民間活動です。全国的に、ここ数年でその数は急速に増加しており、本市におきましても、こども食堂を運営する事業者は増加の傾向にあります。

また、近年、多様かつ複合的な困難な課題を抱える子供たちが増加傾向にある中、こども食堂の利用をきっかけに支援が必要な子供を早期に発見し、行政などの適切な支援機関につなげる仕組みをつくることも非常に大切なことです。

このため、本市では、子供たち及び子を養育する全ての家庭の保護者の生活の向上を図るため、食事の提供や体験プログラムの実施のほか、学習支援を行う事業などを行うこども食堂の事業者に対し、令和2年度及び令和3年度並びに令和5年度以降、国庫補助金を活用し、補助金を交付しています。令和5年度の交付実績は、4事業者に対して363万9,000円でした。

次に、令和6年度のこども食堂の主な活動ですが、食事の提供については、1事業者が大竹・小方・玖波地区で、それぞれ月1回から2回開催、1事業者が大竹・小方地区で年に数回開催、1事業者が小方地区で長期休暇に開催、1事業者が大竹地区で長期休暇に開催しているようございます。

学習支援については、1事業者が大竹地区で月1回から2回開催、1事業者が食事の提供と兼ねて、年に数回開催、1事業者が大竹地区で週2回程度開催しているようです。

こども食堂の開設場所については、やや大竹地区に偏っている傾向があり、こども食堂を実施する事業者の数や実施回数など、まだ十分ではないと認識しています。

今後も事業者の支援が必要な子供に対して、適切なタイミングでサービスが提供できますよう補助事業を継続するとともに、令和7年度には新たな事業者が体験活動などの実施を予定していると聞いていますので、補助事業の積極的な利用促進、周知を図りたいと考えています。

最後に、現在、本市で行っている支援ですが、補助金の交付のほかに、事業者が作成したチラシを市内子育て支援施設などに配布したり、事業者から学校を通じた児童のチラシ配布の依頼があれば、学校との間の調整を行っています。また、新規参入を予定している事業者がいれば、市からの支援内容や事業展開について相談などに応じています。

以上で、中野議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 市長、御答弁いただき、ありがとうございました。

まず、1つ目の質問で、地域公共交通の中の阿多田・小方間の離島航路についての役割、重要性、そして、これまでの取組、これからの課題についての認識について御答弁いただきました。重要な航路であり、持続可能な航路となるよう支援したいとお話をいただき

ました。ありがとうございます。

そして、2つ目のこども食堂については、こども食堂の役割、意義、今後のニーズについて、また、本市とこども食堂運営事業者との関わり方や各団体の活動状況について御答弁いただきました。こども食堂については、後ほど追加の御質問をさせていただきます。

さて、1つ目のテーマ、離島航路の課題について、まずは掘り下げていきます。

先ほど市長答弁にもあったように、阿多田・小方航路は、阿多田島の島民にとっては生活を支えるものであり、市外、県外利用者も増加している重要な離島航路です。その離島航路を運営している阿多田島汽船についての現状について、掘り下げてまいります。

阿多田島汽船は広島県大竹市に位置する第三セクターの企業であり、阿多田島と本土の小方港を結ぶ定期旅客航路を運営しています。大竹市が約37.5%の出資を行っており、財政的なリスクを計画的に解消するための経営健全化方針を策定しています。

第三セクターの運営形態は、営利目的ではなく地域社会の生活基盤を維持するという目的があります。この主な業務は、片道5本、往復10本の航路運航で、船内業務、操船、機関室と、1回の運航で3名の船員が操舵します。冒頭、壇上で答弁した船員の現状についてお話をさせていただきます。

阿多田島汽船では、現在7名、うち1名は見習期間中ですが、7名の船員でフェリーを運航しております。その中でも、阿多田島居住の島内船員が60歳、37歳の船員2名、島外の船員が63歳、58歳、41歳、35歳、32歳の5名となっております。定年は60歳に設定されており、以降65歳までの隔年で契約更新するといった形もあるようです。しかし、冒頭、壇上でお話ししたとおり、近年は釣り客が多いことから、荷物の移動など、体力も必要な仕事であるため、若い船員の確保が急務となっております。

運航業務は先ほどお話ししたとおり、1回の運航で3名必要となっております。7名の船員が2つのチームに分かれて、2勤2休、つまり2日働いたら2日休みというサイクルを2チームで交代して運航している状況です。そのため、船員が体調不良や冠婚葬祭で欠勤になった場合は、代替りの船員がその穴埋めをするという状況です。代替りに出勤した船員は、当初決められた時間外での勤務扱いとなり、連続して勤務し続けると労基にも抵触する可能性があるため、バランスを取りながら運営している状況です。

この離島航路は、通常航路とは違い、最低限の予算組みしかされておられません。そのため、国からは、阿多田島・小方航路の必要船員数は6名と定められており、それ以上の雇用となると、県や市にお伺いを立て、許可が出たら雇用ができる状況です。船員の高齢化、船員の雇用人数の増加へのハードルの高さを踏まえ、2回目の質問をさせていただきます。

船員確保のこれまでの経緯や現状、または、これからの課題について、本市の考えを伺います。

○議長（北地範久） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） まず、阿多田島汽船の船員確保についてですが、ソフト面では、これまで特に市が直接関わったという経緯はなく、阿多田島汽船において行われてきたところです。船員の求人・求職情報については、国土交通省中国運輸局に船員職業安定窓口、海のハローワークというところがありまして、そこで情報を得ることが可能と

なっております。

しかしながら、阿多田島汽船からは、待遇面、勤務地、または就労開始時期などの条件が合わないこともあり、なかなかすぐには見つからず、多くは知り合いの船員同士の情報交換などで船員を紹介してもらうことが多いと伺っております。

一方、ハード面については、新船の建造の際、出入りが難しい小方港において、熟練者でなくても運転しやすく、ひいては次世代の船員を確保できるよう、回頭機能や操作性が向上するサイドスラスターの設置や、2機2軸の仕様にしたという経緯がございます。

次に、これからの課題についてですけれども、近年において、阿多田島汽船から船員の確保が難しくなっており、特に若い船員の確保が難しいとお聞きしておりますので、具体的な対策につきましては、今後、阿多田島汽船としっかり情報交換をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただき、ありがとうございました。ソフト面だけではなく、ハード面の両方合わせて、そして、これからの課題について本市の考えをお伺いしました。ソフト面では、このハローワーク、待遇面、勤務地という面でなかなか見つからないというところ、また、ハード面では、次世代の船員確保に向けた新しい船を整備している状況です。課題としては、先ほど御説明したとおり、若い船員の確保というところが1つの課題になっているというところでした。ありがとうございます。

この離島航路の船員確保については全国的な課題となっておりますが、船員になるまでの過程について少し掘り下げていこうと思います。

実際に船員として勤務するためには、まず資格取得が必要です。阿多田島汽船で船員として働く場合、最低限必要な免許が六級海技士です。六級海技士の免許の取得は、2年間の現場勤務の後、座学と実践が組み合わさった短期間の養成コースで構成され、2.5か月の座学と2か月の乗船実習を経て受験資格が得られる仕組みとなっております。

これにより、船に乗った経験がない人でも比較的早く資格を取得できるようになっているみたいです。最近では、海技資格を持つ人材が不足している状況が指摘されており、この六級海技士免許の重要性がより一層、高まっている状況です。

参考資料の1枚目を御覧ください。

こちらは短期海技士受験コースにかかる必要経費についてという資料で、六級海技士免許取得にかかる費用を赤線で示しております。受験コースの受講料に始まり、海技士免許講習受講費用、教材費、受験申請料など合わせて約27万円ほどかかります。注釈で、海技大学校等を卒業された方は不要となるケースもありますが、六級海技士の中でも、航海と機関の2種類があり、その時々によって変わりますが、航海の免許を持っていても、機関として募集、働きたい場合は、新たにこの免許を取得する必要があります。

さらに、ここから研修期間中の船員の給与は勤務扱いとなり、支給され、また、広島県内でこの講習を受講できる場所は、広島市宇品と尾道市にあるのですが、講習期間中の交通費、宿泊費等も発生します。この募集時期があれば、SECOJ（セコジ）と呼ばれ

る公益社団法人日本船員雇用促進センターにて海技士資格取得の支援がありますが、募集期間外だとしても、国・県・市からの補助が充当され、本人負担は発生せず、必要経費として支給されます。

離島航路は、通常航路と比べ、勤務日数が少ないことや給料が多いこと、条件面だけで見ると好条件であるため、求人サイトに掲載したときには、応募や問合せが多くあるようです。資格取得にかかる経費の補助や勤務日数、給与面での条件がそろっている中で、なぜこの船員の確保ができないか。その一番のネックになっているのは、船員の住居環境です。冒頭、説明したとおり、現在、阿多田島汽船では7名の船員が働いていますが、その中の2名が島内の船員、5名が島外船員となります。阿多田島汽船の運航ダイヤは平常ダイヤで、始発が朝6時、阿多田島発、そこから1日10便の運航を終え、最終19時20分に阿多田島着の運航で1日の業務が終わります。運航業務は先ほどお話ししたとおり、1回の運航で3名必要となっており、7名の船員が2チームに分かれ、2勤2休というサイクルを2チームで交代して運航している状況です。先ほどの求人サイト掲載情報にもあるように、単純計算で月の半分、15日前後の勤務となるようになりますが、実態は異なります。

参考資料の2枚目を御覧ください。

こちらはJ R T T、鉄道運輸機構が出している離島航路の維持活性化の取組支援に関する資料の一部で、離島航路の船員確保の問題についてという資料になります。こちらの資料の下部の図を御覧ください。

先ほど御説明したとおり、離島航路船員は2勤2休、2日働いて2日休むの勤務体系を取っております。資料下部の図を御覧いただくと、白い部分が休み、黄色い部分が勤務を表しており、船員のスケジュールが記載されております。ところが、実態は最下部に記載のあるとおり、島での宿泊、つまり阿多田島にて過ごす日にちが4日のうち3日となります。つまり2勤2休とありながら、阿多田島発となるので、勤務前日には阿多田島入りし、2日働いた後、最終便が阿多田島へと帰るので、勤務終了後、1泊し、翌日の始発で小方港に入り、家路へと着きます。記載のとおり、勤務休日合わせて4日のうち、自宅泊が1日のみ。残り3日は島で宿泊する形となっております。

島外船員の阿多田島での住居はどうなっているかということ、阿多田島にある空き家を探して賃貸契約を結んで、島内で生活している状況となります。先ほど申し上げたとおり、島外船員が5名となっており、阿多田島で賃貸契約している船員の割合も増えていっております。しかし、この空き家も築40年を超えるような形のものもあり、トイレも水洗ではなく、くみ取り式になっている住居もあるそうです。また、島外船員も1つの空き家に複数人が共同生活している形ではなく、各船員のプライベート確保のため、それぞれが物件を探し、賃貸契約を結んで生活をされています。住宅手当が1人2万5,000円支給されますが、条件のよい物件を探して、住宅手当を超える形で個人負担をしているケースもあるそうです。

この空き家の確保も毎回、難航しております。居住していないが、家財整理ができていなかったり、相続の関係で貸し出すことができないなど、毎回この物件探しが難航しているそうです。阿多田島汽船の職員さんが地域の方へ声かけを行ったりしておりますが、今

後、島外船員の割合は増加することが見込まれ、島外船員の住居を確保する必要があります。

以上のことから、3回目の質問をさせていただきます。

以降、島外船員増加が見込まれる中、島内にある空き家では対応ができないため、賃貸住宅の建設など住居環境の整備についてのお考えがありますでしょうか。阿多田島では、島内診療所の医師の住宅を建設した事例があります。インフラとこの診療ということでお考え方が少し違うかもしれませんが、島民にとっては生活を支えるインフラ確保は最重要項目の1つです。非常に大きなお金が発生する事案でありますので、財源のことまで考えなくてはいけないと思いますが、本市に交付されている米空母艦載機部隊配備特別交付金などは活用できないでしょうか。この交付金は、毎年、当初予算の概要にも記載があるとおり、住民の生活向上や地域支援に資する目的に限定された交付金です。この交付金は、米軍基地関連の影響を受ける地域において、公共インフラやサービスの整備を推進するために利用されておりますが、本市では近年、晴海臨海公園の整備や給食費の無償化など、まちづくりや子育て支援に活用していることは周知のとおりですが、地域公共交通に関しての記載も近年ではございます。

以上の点から、船員の住居確保の可能性、考え方について考えをお伺いさせていただきます。

○議長（北地範久） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） まず、島内に船員用の賃貸住宅を建築できないかについての御質問ですけれども、かなり大きな金額にもなりますので、他の方法で解決できないかも含めて慎重に検討する必要があると思われれます。例えば、ダイヤの見直しや、始発便の前の最終便の後に、船員を本土と阿多田島間を送迎するチャーター便の手配など、まずは船員の住環境の課題に対し、様々な解決方法について、阿多田島汽船と一緒に調査・研究をしていきたいと考えております。

また、島外在住の船員に対するサポートについてですけれども、仮に島内に住環境を整えたとしても、船員が本土側の自宅で就寝できるのは4日に一度で、他の3日は阿多田島で宿泊することは変わりません。そのため、将来的に若い方に阿多田島汽船を就職先を選んでもらうためには、もしかしたら、阿多田島に宿泊しなくてもよい方法を検討するほうが、島外在住の船員のサポートにつながることになるかもしれませんので、その辺りも含めて、阿多田島汽船としっかり意見を交わしながら、慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） それでは、私のほうからは、米空母艦載機部隊配備特別交付金の活用につきまして、お答えをさせていただきます。

初めに、平成20年度に市が建設いたしました阿多田診療所の医師のための居住用住宅についてでございますが、こちらは防衛省の駐留軍等再編交付金は活用しておりません。一般財源で整備をいたしました。

次に御質問の阿多田島汽船の船員確保につながる集合住宅の建設についてでございます。

集合住宅を建設することが、阿多田島住民の移動を確保し、地域の活性化や交流を促進する環境整備を図ることに資するのであれば、市としましては、米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用できる可能性はあるのではないかと考えております。しかしながら、財源も含め、そもそも手法として集合住宅を整備することがベストかにつきましては、先ほど自治振興課長が述べられましたとおり、慎重に物事を進める、見極める必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただきありがとうございます。目的は、本当にこの船員の確保というところでございますので、本当にいろんな選択肢を含めて考えていかなければいけないなというふうに思います。条件面で言えば、勤務日数、給与形態については、比較的、離島航路の中でもよい条件というふうにあるのですが、近年、民間事業者でも、この労働力確保という点におきまして、給与や休みだけではなく、勤務状況のその環境というところも大切にして、なかなか新しい人が集まらないという状況もありますので、いろんな方向性を踏まえて考えていかなければいけないなというふうに思っております。

交付金の活用についても、可能性、考え方について御答弁いただきありがとうございます。大きな費用がかかることも認識しておりますし、時間がかかることも承知しております。しかし、現実問題として、船員の確保に向けた準備、対策を船員数が確保されている今の段階からしていかなければいけないのかと思い、質問させていただいております。

現在は、船員法により1回の運航に必要な人員も3名と限られております。これは航路や船の重量、運航状況を加味した上で、最低限の人数配置が決められております。離島航路は先ほども話したとおり、通常航路とは異なり、最低限の補助で賄われております。船員の確保が課題となっておりますが、そもそもこの3名で勤務するというのも体力的に大変な仕事です。壇上で申し上げたとおり、島民の利用だけではなく、島外利用者、特に釣り客が多くなると、荷物の移動などで体力仕事となります。現在、阿多田島汽船では自動券売機が導入されておりますが、もともとは手売りで乗船券を販売しておりましたが、船員の方がくも膜下出血になったこともあり、仕事量を削減しようと自動販売機が導入された経緯がございました。現在7名の船員で運航を行っておりますが、船員が増えたからといって、乗船できる船員が増えるわけではございません。給与が支払われる船員は3名と決まっているからです。

今後の課題として、船員数の確保とともに、乗船できる船員の増加というのも視野に入れていただきたいとの声も現場の方からいただいております。運輸局に確認したところ、船員増加に関しては、船員法で定められた人数での規定がありますが、運航状況の変化により、考慮の可能性が全くないというわけではないということでもございました。また、運輸局から増員了承がいただけない場合も、県・市のほうから財源を充て雇用するというのも制度上は可能だということでした。もちろん協議会に諮る必要がありますので、時間はかかりますが、島外船員の増加、船員の高齢化など、今後の動きを考え、乗船できる船員増加についても御検討いただきたいと考えております。

少し話がそれたかもしれませんが、改めて船員の住居環境について御質問させていただきます。

先ほど御説明したとおり、賃貸住宅の建設について御提案させていただきましたが、船員の生活上、気になる点というのは、やはりトイレなどの水回りです。現在、空き家を探すときに、この水回りについての話合いが行われるそうですが、現状、貸す側の方からはリフォームはしていいですよという声はあるそうです。ただ、それをする場合にも、借りる人が負担してくださいねという話になっております。これは以前の一般質問でも取り上げたんですが、本市では空き家のリフォームに関しての補助金があります。この場合、条件として、賃貸物件を借りる側はこの補助金を使えないという形になっていますが、空き家バンクに登録した物件に関して、空き家住宅リフォームとして補助しますというのですが、そもそも空き家バンクの登録がない状況ですので、この補助金が活用されておられません。阿多田島の場合、この空き家の利活用という点で、もうニーズがあると思いますので、入居者D I Y型のリフォーム補助という選択肢も今後、考えていかなければいけないかと思えます。

担当課が異なりますので、これができるかどうかということではなく、住居環境の整備について、ほかの担当課と連携し、建設ではなく、リフォームなど、ほかの選択肢があるかどうか。こちらの考えについてお伺いさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（北地範久） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） 賃貸家屋の水回りのリフォームの補助についてですけれども、現段階では具体的な対応についての回答は難しい面があります。ただ、現在、令和7年度から令和11年度までを計画期間とした大竹市地域公共交通計画の策定を進めており、その計画の中の事業の1つとして、乗務員確保に向けた取組の推進があります。

事業内容としては、バス、タクシー及びフェリーの乗務員不足が社会的な問題となっている中、市内の地域公共交通の安定的な運行を維持していくため、市内の交通事業者が乗務員を確保しやすい環境づくりについて検討し、実施することにしております。

この事業の実施主体は市と交通事業者としておりますので、フェリーの船員不足については、市と阿多田島汽船が協力・連携し、船員の住環境の改善なども含めて、船員の確保に向けた効果的な取組につままして、一緒に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 今、空き家のリフォームのお話が出ましたが、今、大竹市で行っているリフォーム事業という中の1つのメニューで、空き家の住宅というのがございます。これ、今の制度もいろいろ引っかかる場所ありまして、どうしても、まず、居住環境の向上は当然なんですけど、定住施策、こういったことも大きくうたっております。

それから、先ほどお話ありましたけど、大家さんではなくて住む方が実際にリフォーム事業を行うという制約があります。住む方というのは、通いでなくて、あくまでも大竹市に住んでいる方、住んでいただける方、住民票を移すといったそういった制約がございます。それからもう一つ気になりましたのが、やっぱり大家さんとの調整かと思えますので、

やっぱり阿多田島汽船、それから大家さん、そういったところ含めまして、もう少し幅広くいろいろ検討していかないといけないと思っています。今すぐ使えるものとは、なかなか言い切れない面はございます。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただき、ありがとうございました。なかなか回答しにくい部分もあったかと思うんですが、問題提起や課題の共有ということは、組織として横断的に行ってほしいとの思いから質問をさせていただきました。

やはり、この乗務員確保の記載というのが、次の地域公共交通の計画書の素案にも記載があったということは非常に心強いですし、この乗務員の確保がしやすいよう、しっかり阿多田島汽船とコミュニケーションを取っていただいて、課題解決に向けた取組をしていただきたいなと思っております。

また、空き家のリフォームに関しても現行の状況を御説明いただきました。定住政策の目的ということで、居住というところも1つ課題があると思うんですが、これだけ人口減少が叫ばれている中で、いろんな選択肢でこの大竹市に興味を持ってもらって、定住してもらえるような、その糸口が複数あればいいのかなという思いもありますので、今回、質問させていただきました。ありがとうございます。

私は毎回、一般質問を行うに当たり、問題提起だけではなく、提案するところまでが責任だと考えておりますので、ほかの離島航路の取組や対策について調査したり、関係各所にヒアリングをさせていただきました。通常航路とは異なり、この離島航路という位置づけが何とも難しい立場だなと感じております。

阿多田島・小方間の航路は、所要時間が35分かかります。先ほど答弁にもありましたとおり、近場であれば、島に居住することなく、本土から高速艇を使うなどの方法があるのですが、なかなか時間の面であったり、運航のスケジュールの面でハードルが高いのかなと思っております。

ほかの自治体では、島民が10名前後になった場合に、離島発ではなく、本土発の運航スケジュールに変更になった事例もありますが、阿多田島の住民は現在200名を超える方が生活しておりますし、阿多田発の始発に乗って通勤されている方もいらっしゃいますので、この事例というのは、なかなか今、当てはまらない状況かなと考えております。

しかし、これから人口が減少していく中で、離島航路に関する環境、課題も複雑になってくることが考えられます。ほか自治体で事例を探し、そのやり方を当てはめるということがよくありますが、知識ではなく、知恵、アイデアを出していき、これまで以上にどうやったら課題解決できるのかを模索していく時代になるのかなと今回、思いました。この問題提起をきっかけに、現場の船員と執行部の課題認識というものを共有し、課題解決に向けてコミュニケーションを取っていただけるきっかけになることを期待しております。

以上で、1つ目の質問、離島航路における船員確保についてを終わります。

続いて、こども食堂の運営についてです。壇上での質問と市長答弁についておさらいをさせていただきます。壇上での質問は、本市が考えるこども食堂の役割、意義、今後のニーズについて、また、本市とこども食堂運営事業者との関わり方や各団体の活動内容につ

いてお伺いさせていただきました。

参考資料の3枚目にもあるとおり、こども食堂の数、利用者は増加傾向にあり、本市においても利用者が増加しております。こども食堂は子供たちに対して安価または無料で食事を提供する取組だったところから、支援が必要な子供の早期発見、行政等の適切な支援機関につながる仕組みをつくること、また、地域のつながりをつくる場所になっております。

現在、本市では4団体がこども食堂を運営しており、月1回から2回開催しているところから長期休暇に開催しているところまで様々なニーズに対応しておりますが、大竹地区に偏っており、こども食堂の数も充足しているという状況ではないという御認識でした。そして、本市としては補助事業のサポート、学校へのチラシ配布、新規参入事業者への相談等を行っていただいているという状況でした。

さて、2回目の質問では、こども食堂の存在意義、効果について掘り下げてまいります。

昨年の夏休み、こども食堂を新規開設された事業者の下でお手伝いをさせていただきました。壇上で説明しましたが、当初、想定人数を50名としていましたが、夏休み最終日になると、100名近い子供たちが来てくれていました。実際の運営に当たっては、事前にチラシを各学校に配布し、SNS等でも案内を流していました。運営している事業者スタッフを中心に、飲食店勤務者、地域のシニア世代の皆さんなどがサポートスタッフとして入り、食事の準備、提供、片づけを行っていました。

参考資料の4枚目を御覧ください。

こども家庭庁が行っているひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業の概要です。こども食堂の開設に当たり、開設時に必要となる調理器具や冷蔵庫などの初期投資に始まり、食材費、消耗品費、またはサポートに入られた地域の方への賃金などが補助されます。もちろん上限はありますが、サポートスタッフの人件費が出るというのは非常に大きいものです。補助率も以前は9割でしたが、現在は10割支給される形になります。

あえて苦言というか要望をお話しすると、この人件費については、単年契約の方にしか出ておりません。つまりサポートスタッフとして入られた地域の方々には賃金が出ますが、運営事業者のスタッフにはこの賃金が支払われない形になっております。

お手伝いさせていただいた民間事業者はこども食堂開設にあたり、ただ食事を提供するだけではなく、地域の大人たちと子供たちがつながる機会をつくりたいとの思いがあり、サポートスタッフとして入られた地域の方々も、食事のときに子供たちとコミュニケーションを図られていました。子供たちも食べ終わるとそのまま帰るのではなく、必ず調理室に顔を覗かせ、「おいしかったです。ごちそうさまでした。」と大きな声で挨拶をして帰り、サポートスタッフの皆さんもやりがいを感じているようでした。また、夏休み期間中には、学校の先生方や本市の職員も実際に現場の様子を見に来られていて、学校や行政とのつながりを実感できる場になっていたと感じました。

ここまでは、ほかの団体、ほか地域でもあるこども食堂の形だと思いますが、こちらの事業所では、もう1つ大きな出来事、効果がありました。それは社会人になったひきこもりの青年が社会復帰されたということです。ひきこもりだった20代の青年に、事業者から

手伝いに来てくれないかと声をかけ、サポートスタッフとして手伝ってもらいました。最初は、地域の周囲のサポートスタッフとのコミュニケーションをためらっている部分もありましたが、回数を重ねるうちに周囲のスタッフとも話をするようになり、来てくれた子供たちとも挨拶をするようになりました。その結果、こども食堂での経験を通じて、こちらの事業所でスタッフとして働くようになられたそうです。未成年のひきこもりは関係機関や学校のサポートがありますが、社会人でのひきこもりになられている方は、学生時代に比べ、サポートする機会が減っていることが社会問題になっております。そのような中、こども食堂という場所を通じて、地域、社会とつながる機会があったということは、非常に大きな成果だったと考えられています。

そこで、2回目の質問に入らせていただきます。1回目の質問で、こども食堂の意義、役割について質問させていただきましたが、本市が考えるこども食堂の必要性、効果、今後の展望についての考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（北地範久） 福祉課長。

○福祉課長（井上 剛） こども食堂の主な目的は、貧困などの家庭環境の要因によりふだんから栄養バランスの取れた温かい食事を食べられない子供や、1人で寂しく食事をしていない子供に対する食事の提供などですが、その取組により、子供とその家庭に対して、貧困の連鎖を断ち切ること、虐待を防止すること、社会とのつながりを保つことといった効果のほか、様々な支援者が関わることでのにぎわいづくりによる地域の活性化、高齢者の健康づくり、ひきこもりなどの課題を抱えた方の社会参加など、様々な効果が期待できるものと考えております。

現時点で、こども食堂を運営する事業者から直接、現状を聞く機会はありませんが、今後、そういった機会を設けることで、よりよい施策の仕組みづくりの参考にさせていただこうと思います。

なお、これまで各事業者がそれぞれの強みを生かした事業展開を行っておられますが、事業者間の横のつながりが弱いと感じる部分もありますので、今後の取組として、事業者間での情報共有の場も必要であると考えております。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただき、ありがとうございました。そもそもこども食堂は貧困家庭の支援、1人で孤食にならないように地域のつながりをつくるということが非常に大きなテーマになっていると思いますが、本当にこの貧困家庭への支援というところが出過ぎてしまうと、なかなかその場に行きづらいというようなデリケートな問題になっておりますので、それよりも地域とのつながり、社会、地域、地区のシニア世代の方々とのつながりという場で、これからも継続して行っていただきたいと私自身も考えております。

そして、これからの展望というところで、しっかり事業者とのコミュニケーションを図りたいというところでお話をいただきました。本当に現場で起こっていることは各地域によって異なりますので、先ほど答弁させていただきましたが、学校関係者、また、本市の職員も現場を見に来られていました。その現場で感じる空気感というのもありますので、今後ますますコミュニケーションを図っていただきたいと思っております。

そして、また、事業者間での横のつながり、情報共有を行いたいとの答弁がありました。まさにそのとおりだと思います。営利目的ではないと思いますので、大竹市全体でどう子供たちのつながりの場を形成していくかというところで、各事業所、団体で特色を出していただければと思います。

今後の展望として、こども食堂は全国的にも増加してきます。そして、こども食堂の形態も変わってくるところも出てきております。ほかの地域を見てみると、こども食堂の取組は地域ごとに異なり、地域のニーズに応じた形で開催されています。例えば、地域の様々な世代が参加できるイベントが開催され、子供たちだけではなく大人や高齢者との交流が図られ、地域の絆を深め地域社会全体の活性化にも寄与するケースがあったり、心理的サポートや生活指導を提供する取組も行われております。専任のスタッフやボランティアによるメンタルヘルスの支援がなされることもあるようです。

また、こども食堂の中には、簡単な職業体験やキャリア教育を導入し、将来について考える機会を提供するところもあります。これにより、子供たちが自分の可能性を広げる手助けをすることができます。

このように、こども食堂は、ただ食事を提供する場ではなく、様々な支援プログラムを通じて地域の子供たちに居場所を提供し、子供たちの成長を支える多様な役割を果たす場になっていると感じております。各地区を見てみると、子供会がない地区が出てきていたり、地域と子供がつながる場がなくなっており、子供たちの環境も大きな変化があり、問題も複雑化してきております。

参考資料の5枚目を御覧ください。

上段が放課後等デイサービスの利用者です。本市でもこども相談室への相談件数が増加したり、不登校児童が年々増加しております。セーフティネットとして民間事業者があることは非常に安心ですが、このまま増加の一途をたどれば、新たな対策も検討していかなければなりません。

そして、下段は、つながりの場づくり緊急支援事業の利用実績、活動実績の資料です。つながりの場づくり緊急支援事業は、地域の子供たちを支援するために、こども食堂や学習支援などの居場所づくりを目指した取組です。活動実績を見てみると、一番、こども食堂利用人数の多い放課後等デイサービスIRISAのこども食堂利用者数の数字がまだ新しく記載されておりませんが、年間で多くの子供たちがこども食堂を利用している状況です。

子供たちを取り巻く環境も変化し、地域のつながりが希薄になっている中、こども食堂に対するニーズは、ますます増えてくることが予想されます。事実、壇上でも説明したとおり、私のところにもこども食堂をやってみたいという事業者からの相談が複数あり、今後も継続して子供たちの居場所を確保できる取組を市として応援していただきたい思いです。

しかし、継続して行うためには、現行の制度では課題もあります。ここがこの質問の本丸です。こども家庭庁が行っているひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業の補助事業は補助率が10割なのですが、年度末に差しかかる3月の活動については、書類申請上の締

切りの点から補助が出ない状況になっております。これはこども食堂にかかる経費が幾らかかったのかを計算して、書類にまとめて、申請して補助される仕組みですが、2月末日までの締切りとなり、3月分の活動費については補助できない仕組みとなっております。例えば、長期休暇期間中にこども食堂を開催している事業者は、3月の春休み期間中だけはこの補助が出ない形となっております。4月1日からは、現行の仕組みで言えば、遡って請求ができるので補助対象期間となります。例えば、先ほど説明したとおり、夏休み期間中と同じぐらいの人数、80名近い子供がこども食堂に来たら、食材費、サポートスタッフの件費で1日5万円前後の経費がかかります。では、実際にどうやってこの運営費を捻出しているかという点、民間事業者や個人からの協賛金や寄附で賄っております。私も民間団体に所属して地域活動を行っていますが、この協賛金のお願いに行ったりする事業者というのは大体、同じ事業者です。そして、この事業者も様々な団体事業に協賛を行っているため、なかなか新規でお願いにお伺いするということがハードルの高さになっていくことも実感としてあります。

こども食堂という場は、民間団体、事業者など地域の善意から始まった事業です。私もこの取組を行政主導で行ったらいという考えではありません。しかし、こども食堂は、これまで説明してきたとおり、食事提供の場だけではなく、地域のつながりの場、社会復帰の場となり得る場所にもなってきています。私としては、現在、取り組まれている事業者、今後、新規で開催されるかもしれない事業者に対して、その補助が出ない期間だけでも、本市として補助をしていただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。これまでの支援に対する取組や制度上の変更点、本市としてもサポートしているという点も踏まえて、本市の考えをお伺いさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（北地範久） 福祉課長。

○福祉課長（井上 剛） 令和2年度、令和3年度に行った事業に係る国庫補助金は、3月末までに補助団体の補助金の支払いを完了させる要件はなく、補助対象期間を4月から3月までといたしました。しかしながら、令和5年度以降に行う事業に係る国庫補助金については、国が定めるルールとして、3月末までに補助団体への補助金の支払いを完了させる必要があったため、事務の都合上、終期を2月までといたしました。始期につきましては、令和5年度は交付決定後の5月からといたしました。その後、4月に遡って補助対象とすることが可能であることが判明しましたので、補助対象期間を拡大し、令和6年度は始期を4月からといたしました。

このように本事業は、財源となる国庫補助対象の範囲内で実施しているため、3月末までに補助団体への補助金の支払いを完了させる必要があります。市に対する報告書の提出から補助金の支払いまでの事務処理を考えますと、2月末までの補助対象期間とせざるを得ないのが現状でございます。仮に、国の補助対象期間外となる3月の運営費を市の補助対象にするとすると、3月分は一般財源で対応するということも考えられます。3月の運営費を市の補助対象にできないかという要望は私どもも事業者から聞いておりますので、ほかの財源の活用なども含めまして、今後の検討課題とさせていただければと思います。

以上です。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただき、ありがとうございました。なかなかこの事務の手続という問題ですので、もちろんできるからやらないではなくて、現実問題できないということも認識しておりますし、事業者さんからそういった声が上がっているということも把握されているということで安心をしているんですが、やはりこれは子供たちの居場所づくりという点でも、本市としてしっかりと支えていただきたいという思いがありますので、ぜひ前向きな検討をしていただきたいというふうに思っております。

これまでの本市の取組や補助が出ない3月分に関しての現在の考えをお伺いさせていただきました。このこども食堂の意義、役割が、食事提供の場というものだけではなく、地域や社会とのつながりの場になっている状況について御説明させていただきました。このこども食堂に限らず、子供たちが困っている状況、声を複数発見できる取組を行っていき、先日の議員全員協議会で説明がありました第2期大竹市まちづくり基本計画素案の最初のページに記載があった、「みんなが笑顔で元気に輝くまちへ」とあるように、誰1人取り残さないまちづくりを行っていただきたいというふうに考えております。

さて、この子供たちの居場所づくりを整備していくためには、行政、民間団体、事業者、市民が一体となって取り組んでいかなければなりません。事実、このたびのこども食堂開設に動いたきっかけは、本市の担当職員からお声かけがあったことがきっかけだったみたいです。これまでの民間事業者の取組や考えを認識し、信頼関係があったからこそ、行政側からの声かけができたものだと考えております。

最後に、こども食堂も含めて、子供たちの居場所づくり、困っている子供たちの早期発見につながる取組に対して、どのような考えをお持ちでしょうか。私個人としては行政への依存ではなく、地域、民間事業者、団体とのつながりを持って、子供たちの居場所づくりを進めていくべきかと考えておりますが、本市の今後の展望、考えについてお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（北地範久） 福祉課長。

○福祉課長（井上 剛） 家庭をめぐる環境は、多様化、複雑化し、地域のつながりが希薄化になる中で、子供たちは様々な困難に直面しております。しかし、子供が抱える困難はとて見えずらく、全ての子供が1人の人として尊重され、生き生きと暮らすことができるようにするためには、社会全体がそうした環境を保障していくことが必要です。また、経済的な環境やライフスタイルなどの違いにかかわらず、全ての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、安心して子供を産み育てられる環境の整備も重要です。

市としましては、子供たちと子育て家庭に対する両輪の支援が必要であると考えており、来年度、子供・家庭支援を行う部署として、福祉課にこども家庭支援係を設けることといたしました。こども家庭支援係では、子供・家庭相談のみならず、支援に係る施策を積極的に実施する予定で考えております。

これまで子育て短期支援事業や子育て援助活動支援事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業など、様々な子育て支援施策を行ってまいりましたが、これらの施策に加えま

して、こども食堂への支援も進める必要があると考えております。このような困り事を気軽に相談できる体制を整えるとともに、相談から適切な支援機関や支援サービスにつなげていくことができる体制を地域や民間と連携できる部分も含めまして、構築していければという思いを持っております。

以上です。

○議長（北地範久） 中野議員。

○2番（中野友博） 御答弁いただき、ありがとうございました。まさにおっしゃるとおりで、本当に子供たちの周囲の環境というのは多様化、複雑化しているなというふうに思います。そして、御答弁にありましたとおり、やはりこれからのまちづくりのキーワードの1つとして、安心して子育てできる環境をつくっていくというのは本市としても必要な取組になってくると思っております。

そして、組織形態についても、新たにこども家庭支援係をつくられるということで今、御答弁いただきました。こども食堂の支援というところの前向きなキーワードも出てきたと思うんですが、やはり先ほどの質問でもお話しさせていただいたとおり、子育てしやすい環境、困ったをすぐにつなぐことができる居場所づくりというのは、これからも行っていく必要があると思いますので、ぜひ、現場の職員の皆さんとこの事業者、団体の皆さんとコミュニケーションをしっかりと図られて、ますます安心できる子育て環境というのをつくっていただきたいなと思っております。

子供は本当に地域の宝です。ぜひ、これからも子供たちの居場所を増やし、大竹市に住んでよかったと言ってもらえるような支援を行っていただきたいと考えております。

さて、このたびの一般質問では、阿多田島離島航路の船員確保についてと、こども食堂運営費の補助についての2点を質問させていただきました。人口が減少していくことで、様々なところで影響が出てくることが予想され、周囲の環境の変化の早さに、行政課題も複雑に多極化していくと思われまます。このたびの質問のように、他市での前例を参考にできない課題も現れ、課題解決のためのアイデアと民間・地域のつながりがますます重要になっていくと考えまます。これからも、私自身は明るい豊かな社会の実現に向かって、市民・地域・行政が一体となり、チーム大竹として、地域の課題に取り組んでいけるよう、前向きな提案、建設的な議論ができる問題提起をこれからもしていきたいと思ひまます。

以上となります。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

~~~~~○~~~~~

11時12分 休憩

11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行いたします。

続きまして、15番、寺岡公章議員。

[15番 寺岡公章議員 登壇]

○15番（寺岡公章） 皆さん、おはようございます。15番、調の会の寺岡でございます。

このたびは、コミュニティ・スクール（CS）について伺ってまいります。CSにつきましては、昨年の予算特別委員会にて、玖波小学校への先行実施直前のタイミングで問わせていただいております。現場での蓄積を待とうと考えておりまして、当分の間、この件について、発言はできるだけ控えるように努めてまいりました。さて、あれから1年、このたび簡条書での通告書を提出しておりますので、順次伺ってまいります。

まず、令和6年度の玖波小学校での先行実施を省みて、実績や反省点、気づきはいかがだったでしょうか。また、玖波小学校において、2年目に突入するCSに対する玖波小学校での取り組み方の改善点、こちらは見つかりましたでしょうか。

続いて、令和7年度、市内全てのほかの学校に広げる予定です。それぞれの地域や学校には、それぞれの地域柄や校風があります。それを現時点でどのように読み取っており、実際どのように展開していく御予定か伺います。また、各学校の学校運営協議会がこれから設置されていくわけでございますが、ここにはどういった構成メンバーを考えておられるか伺っておきます。

校内には、学校運営や教育活動支援など、学校を中心として活動している様々な既存の団体があると思います。各校のCSの運営方法によっては、同じような会議に幾つも出席することになることが予想されますが、一部の保護者や一部の団体の代表、また、学校管理職の負担はどのようにお考えでしょうか。要は、団体名こそ違うけれども、中の人は同じとなるのではないかと、そういったことを心配しております。

次に、社会教育の領域について伺います。過去に地域学校協働本部の立ち上げは、目指すところの1つとしてCSとの連携を見据えており、併せて、将来的な、仮称でございますが、学校連携・子どもの居場所づくり会議の設置を目指していると説明を受けております。協働本部と居場所づくり会議の役割分担を整理しておきたいのですが、まずはこの仮称居場所づくり会議、こちらの設置の進捗はいかがでしょうか。

最後になりますが、次は根拠が新年度予算の範囲内ですので、数字について掘り下げた細かなところは設置予定である予算特別委員会に委ねたいところです。ただ、考え方の前提として、40万円の予算額と市内全小中学校一貫教育、こちらの整合性を伺っておきます。質問の趣旨が伝わるよう、最初だけ数字を使うことをお許しください。

令和6年度、玖波小学校の先行実施には、学校運営協議会の皆さん10名掛ける2,000円掛ける4回の会議、これで8万円という予算で実施をされました。来年度予算案では40万円となっています。この40万円、数字を素直に受け止めると、玖波小学校と中学校、大竹小学校と中学校、そして、小方学園、これらにそれぞれ学校運営協議会を設置したとして5団体、これを掛ける8万円で、新年度40万円になるかと推察できます。

一方で、大竹市の学校教育は長らく小中一貫体制で取り組んできておられます。とすれば、小中学校ごとに学校運営協議会を設置するとすれば、玖波・大竹・小方の中学校区での3団体掛ける8万円で24万円か、もしくは、小学校・中学校ごとに設置するとすれば、6団体、玖波・大竹・小方のそれぞれの小中学校で6団体掛ける8万円で48万円。この数

字について、法律でのできる規定はともかく、小方学園の一体型の一貫教育だから、学校運営協議会をまとめていくのだろうか。そうすれば、大竹と玖波で進められている一貫教育とは何なのか。いろいろと疑問が起こってきます。

そこで、40万円という数字がどういう計算で出てきたのか。一貫教育との整合性を交えてお答えをお願いいたします。

登壇しての質問は以上でございます。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（北地範久） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、寺岡議員の御質問にお答えをいたします。

学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールは、学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校への転換を図るための仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって、特色ある学校づくりを進めていくことが期待をされております。

本市では今年度、地域とのつながりが強く、小規模校で連携が取りやすいため、玖波小学校で先行実施をいたしました。来年度は市内全ての小・中学校で実施する予定でございます。

初めに、玖波小学校での実績や反省点、気づき、改善点についてでございます。

玖波小学校では、花いっぱい運動や、ダンボールコンポストで生ごみから堆肥をつくる取組、ペットボトルのリサイクル運動など、地域の方との体験活動を実施し、これまでの活動を基盤として、今年度も体験活動を計画、実施をしております。

反省点としては、児童に失敗をさせないようにとの配慮の下、大人が手助けをし過ぎることがございました。このことを踏まえ、来年度から実施する校区での学校運営協議会での説明では、子供たち主体の活動となるように関わっていただくため、手を出さず、見守る必要性についてお願いをしたところでございます。また、地域の方々が積極的に学校へ関わってくださり、コミュニティ・スクールで学校や児童に関わることができてうれしいとの意見もいただき、改めて子供たちのためにという強い思いを持っておられることに気づきました。

次に、他の学校にコミュニティ・スクールを拓げるに当たり、それぞれの地域や学校の特徴をどのように読み取り、展開するかについてでございます。

玖波中学校では、少人数指導を生かし、地域の方と協力しながら子供たちを育てております。地域の方々に講演会の依頼や、玖波小学校や広島西特別支援学校と協力した取組ができるというふうに考えております。

小方小・中学校では、地域に協力的なボランティアの方や企業があり、連携をして活動を行うことができます。また、小中一貫校として、同じ建物の中で生活をしていくことで、児童生徒の姿が見えやすく、系統的な指導計画を意識して、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を見通した取組を行うことができます。

大竹小・中学校では、地域の団体や企業などにゲストティーチャーとして来校していた

だくことが多くございます。また、学習規律や生活規律を重んじており、落ち着いた環境で学習を行うことができいております。地域の方々の協力を得て、登下校中や放課後、休日などにも子供たちを見守ったり、励ましたりしていただきながら、大竹を大好きになってもらいたいと考えております。

次に、学校運営協議会の想定される構成メンバー並びにそれぞれの団体及び学校管理職の負担についてでございます。

学校運営協議会の委員は、大竹市学校運営協議会設置規則第7条に基づき、校長のほか、児童または生徒の保護者、校区内の地域住民、運営に資する活動を行う者、教職員、学識経験者のうちから校長が推薦し、教育委員会が任命をいたします。

コミュニティ・スクールの取組を行うに当たって、地域の方々の負担としては、主にこれまでの学校との取組を継続して行うことが想定されるので、負担感は少ないと考えておりますが、子供たちのための新たな活動を行う場合は、負担が増えるかもしれません。教頭など管理職の負担としては手続や準備などがございます。しかし、コミュニティ・スクールでは、関わってくださる方々も、学校運営に携わっているという考えの下で活動するため、負担感以上のやりがいや充実感などを期待しております。

次に、令和3年3月の予算特別委員会において、地域学校協働本部の立ち上げに際して、その将来性について触れましたが、これについては、各学校の学校運営協議会と地域学校協働本部が連携・協働していく姿のほか、一例として、子供の居場所づくり全体についての審議や方向性を決定する会議の場を設ける考え方をお示したものでございます。現在の状況としては、地域学校協働本部の会議が子供の居場所づくりの会議も兼ねた形となっております。

また、今年度の活動状況は、放課後子ども教室、おおたけっ子らんらんカレッジ事業及びジュニアリーダー育成事業を行うとともに、玖波小学校のコミュニティ・スクールとの関わりを手探りで行っております。令和7年度以降は各学校で学校運営協議会が設置される予定ですので、地域学校協働本部会議において、地域学校協働本部の在り方も含めて、連携・協働について引き続き検討していきたいと考えております。

最後に、40万円の予算額と市内全小中学校一貫教育の整合性についてでございます。

来年度の予算案では、学校運営協議会の委員報酬として1協議会当たり8万円ずつの40万円を計上しております。本市では、玖波・小方・大竹中学校区において、教育活動推進のための手段として、小中一貫教育を位置づけ、小中学校で同一の学校教育目標と目指す子供像を設定し、その実現に向けて取組を進めております。

小方小・中学校が施設一体型の一貫校で、一元的・一体的な学校経営をしているのに対し、玖波小・中学校区は分離型の一貫校、大竹小・中学校区は隣接型の一貫校となっており、玖波小・中学校と大竹小・中学校においては、学校経営はそれぞれの学校で行っております。そのため、学校運営協議会は玖波小学校、玖波中学校、大竹小学校、大竹中学校の各校に設置し、小方小学校と小方中学校は合同で設置するため、市内小中学校に学校運営協議会は5つ設置されることとなります。そのため、違いはありますが、学区ごとの学校運営協議会において、小中学校で連携を図りながら、小中一貫教育で目指す方向に向け

て取組を進めてまいります。

今後も地域とともにある学校を目指して、社会総がかりで子供たちの育成や学校運営の改善に取り組んでまいります。

以上で、寺岡議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） ありがとうございます。まずは、玖波小学校での先行取組と今後の展開について、一言で言えば、玖波小学校は令和6年度よりさらによりよいものを目指していただきたいですし、ほかの学校については、スムーズな学校運営協議会の立ち上げとメンバーの皆さん方の十分な理解をしっかりと培っていただきたいと思えます。

玖波小学校の運営協議会の立ち上げ時に、様々な気づきとか、やっぱりあったと思います。結果だけを見ると、手を出さずに見守っていただきたいというふうな総括を、教育長、今していただきましたけれども、立ち上げ時のいろいろな意見の交錯であるとか、住民の皆さん方に把握していただくとか、そういったことなど、恐らくもう蓄積はたまりつつあると思うんですよ。それをしっかり外のほうには広げていっていただいて、玖波小学校が、また来年度以降にモデルとなり得るような、よりふさわしいものに育てていってあげていただきたいなと思えます。

ですので、この2点につきましては、今まで同様、しばらく様子を見させていただこうかなと思えます。

あとは、具体的なところを何点か伺わせていただきました。学校運営協議会のメンバーなんですけれども、要は学校評価委員会でしたっけ、協議会でしたっけ、ああいったものとかとの兼ね合いとか、PTAとのすみ分けとか、この辺りをどのようにされるのか、もう少し整理をして御説明をいただきたいのと、仮に役割を学校運営協議会に担っていただいて、ほかの団体が解散という方法であれば、これまでそこが担ってきた役割というのは、今後どのように果たされていくのか。この点について、もう少し詳しくお話をいただければと思えます。

あとは、協働本部、社会教育のほうなんですけれども、結局この仮称、学校連携・子どもの居場所づくり会議というのは立ち上げていくという方針に変わりないという御答弁でよろしかったかというのを改めて確認をさせていただきます。連携・協働というところで、おっしゃっていること、やりたいことというのはすごく分かるんですが、もし方針転換したら、したでいいんですよ。しっかり御説明をいただければ構わないので、その辺、もう少し伺わないと、まだ私の中でぼやけておりますので、整理がつきませんので、改めてお願いいたします。

現時点で、地域学校協働本部のほうは手探りでCSに関わるところを探しておられるということですが、玖波小学校には、これは関わらなかったと思っていいんですかね。令和6年度の1年間、プロトタイプでやっていただいて、結果的にどういうふうに学社融合が図られたのかということ大変興味あるんですが、その辺りをお願いいたします。

最後に、すみません、若干予算のことを触れさせていただいて、失礼をいたしました。予算の数字からはもう離れたと思います。考え方は分かりました。ただ、小方のほうが、

一体型・一元型の小中一貫、これよく分かります。恐らく学校のほうも、現場のほうも、御理解をいただいていると思うんですよ。小中合わせて学校運営協議会を設ける予定であるということは。それはそれでいいんですけど、法律でも保障されていますし。小学校と中学校、PTA、あそこ分かれていると思うんですが、構成員が保護者の代表から出されるということで、PTA分かれていらっしゃって、1つの学校運営協議会ということなら、どういうふうに構成員をつくるのか。運営もどちらかに偏ってしまう。そういった心配はないのかというところをお話いただきたいのと、あと将来的に見ていって、大竹と玖波、確かに分離型と隣接型ということで長らくやってきましたが、これからもこの一貫教育はこの適度な距離感というところで理解しておいてよいのでしょうか。もちろんここもPTA、2つありますし、学校運営協議会もずっと2つで行くのかというところ、今のところのビジョンがどんなふうになっているのかを聞かせておいてください。

9年間の教育ということで、確かに学校教育目標は小中共通ですし、9年間を見通した教育活動の推進というのは、大竹市教育委員会においてはこれまでもうたってこられて、取組もしておられるんですが、いろいろな地域との関わりをする上で、一体的にやるのがよいメリットの部分も恐らくあるのではないかなと思うんですよ。1年見てみないと分かりませんが。そうすると、この一貫教育の中での距離感、今後どうしていくのかというところを聞かせておいてください。

あと、構成員について。それぞれ10名集めるのを目標にしておられたと思うんですけど、玖波小学校でも。小学校、中学校、大竹小・中学校で10名ずつ集めるということになると、それこそメンバーかぶったりするのではないかなというふうに思いました。兼職になりますよね。そうすると、お一人の方、もしくは一部の団体の負担というのは大きくなるような気もするんですが、今の時点でどのように整理されているのか、聞かせてください。

多岐にわたりますが、全てコミュニティ・スクールについてのことで、CSについてのことで、御説明をお願いします。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（大井一徳） まず、構成メンバーのことについてですが、今、各校から上がってきている校長からの構成メンバーを把握している範囲でお答えをします。

例えば、大竹小・中学校でしたら、小学校のほうにも主任児童委員、そして、中学校のほうにも同じ主任児童委員というところで、御指摘のように同じメンバーというケースもあります。ただ、小中一貫教育というところを考えたときに、校長のほうで、これはメリットもあるだろうと。大竹小学校のほうにも行き、大竹中学校のほうにも行くというところで、小中9年間で育てているというところでは、会議の回数は確かに増えてしまうというところでお負担をおかけするのですが、小中一貫教育ではメリットがあるのではないかとこのところでは。

あと、小中一貫教育のところでは、例えば大竹小学校の校長は、大竹中学校の学校運営協議会委員のメンバーでもある。これは逆も言えるんです。そういうところで、双方の校長がお互いの学校運営協議会に入るということで、これも小中一貫教育という軸でいえば、メリットがあると考えているところです。

各団体、御指摘いただいたとおり、役割ですけれども、基本的には、学校運営協議会となっても、昨年度まで各団体がたくさん学校に関わってくださっております。それを全て変えるということは、すごく混乱を招きますので、基本的には、これまで学校側とすれば、もう感謝ということですので、それを継続するというスタンスで、新たな語句を用いて進めていきたいと思っております。実際、玖波小学校も、それによって、今年度大変いいスタートを切ったと。これまでやっていた取組を継続するというところ。コロナの時期で少し止まっていたものもあったそうなのですが、それ以前にやっていたのを復活する、いいきっかけになったというところも聞いております。

ということで、それぞれの委員の皆様の負担というの、教育委員会としても十分考えていかなければならないと思っております。ただ、教育長の答弁にもありましたように、メリットもすごく大きいと考えておりますので、この辺りはやりがいか、そういったところで、みんなのエネルギーになっていけばいいなと思っております。

あと、予算の関係のところなんです、1つ付け加えるならば、校長が小方学園は1人というところも大きく影響しております。基本的に、この学校運営協議会の大きな役割として、「レッツ」という合い言葉があるんですね。「ともに」ということです。今まで、どちらかといえば、「オーケー」というような考え方で、外から見ていて、学校の説明を聞いて、オーケーだよという、ちょっと外からのイメージだったんですが、このたびの学校運営協議会の大変期待していることは、一緒に、ともにということなんです。「ともに」ということでいえば、校長が最初、学校運営に対する方針を話をします。それをただオーケーではなくて、よし、それを一緒に、レッツ、一緒にやっというところを進めますので、小方学園は校長1人というところ、そこが小中と分けることができないという理由の1つです。

私のほうから、最後なんです、あと、小学校は6年間、中学校が3年間というところで、玖波小・中学校にしても、大竹小・中学校にしても、それぞれ校長は違いますが、9年間の小中一貫教育の目標という方向性はぶれないようにしております。その辺り気をつけて見ていきたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（北地範久） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（川村恭彦） 仮称、学校連携・子どもの居場所づくり会議のほうの立ち上げについてでございますけれども、現在、地域学校協働本部が行っている放課後子ども教室などの事業が順調でございますので、コミュニティ・スクールとの連携の中で、新たな問題提起がない限り、新たに組織を設ける必要は感じておりません。

続きまして、玖波小学校のコミュニティ・スクールとの関わりについてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、放課後子ども教室など、しっかりと事業を順調に実施しております中、玖波小学校のコミュニティ・スクールとの役割という形で確立したものはございませんので、今後は玖波小学校のコミュニティ・スクールと一緒に、こういった形でしっかりとやっておりますということを、また、令和7年度以降に申し上げられたらと思っておりますので、現在のところ、手探りということで御理解いただけたらと思

っております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） それぞれありがとうございます。社会教育のほうから行くと、分かりました。一旦、ここはまた、整理し直すというふうに聞き取れましたので、また、これ最後に言おうと思ったんですけど、結局は子供たちにとって、よりよい成長にどのような学びの環境を整えていくか。これだと思えますよ。社会教育、生涯学習の分野には、そこでしかできない取組の仕方もあろうかというふうに思いますので、以前あったこの居場所づくり会議、こういった形にこだわらず、よりよい学校連携、子供たちの育ち、学びの環境づくりを引き続いて学校教育の側面から協力し合ってやっていただければと思います。また、何か新しい動きが出たら、ぜひ議会のほうにも御報告いただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

学校教育の総務学事課のほうなんですけど、今の御答弁であった「オーケー」から「レッツ」へ、これすごくいいと思います。だからこそ、市民自治ですし、自治振興の精神が地域であったり、住民一人一人にどれだけ根づいているかというあたりが大事になってくるんですよ。自治振興については、今回は触れる予定はありませんが、これまで市長はじめ、注目して力を注いでこられた市民自らが我々、自分たちで町をつくっていくというそういう心意気がどれだけ根づいているかというのがすごく、試されるわけではないんですけども、大事になってくる場面ではありますので、改めてこの言葉を思い出して、このたびは教育の現場について、しっかり協力を募っていただきたいと思います。

それから、小学校6年、中学3年、ぶれない教育活動を続けたいと。大変頼もしいお言葉をいただいたんですけど、小方の事情も分かります。すごく分かるので、小方は小方で大変やりやすいのでいいんですけど、大竹と玖波の地区の皆さん方、学校運営協議会をき受けてくださる皆さん方に、この9年教育をどのように御理解いただくか。これ、大変難しいんじゃないかと思うんですよ。でも、やらなければ、学校や教育委員会の思い、ひいては文部科学省の思いですが。それと地域の皆さん方の関わり方が変わってくると思うんですよ。ですので、この辺りしっかり丁寧に、改めて分離型なのか、隣接型なのか、そういった形はよくて、改めて私たちはこういうつもりで学校教育を運営しているんですよということ、説明をやっていただければと思います。

ただ、単純にこの学校運営協議会を立ち上げればうまくいくわけではないというのは十分、御理解いただいていると思います。ほかの町でもう既に大分進んできています。いろいろな事例を改めて参考にしながら、大竹で最も望ましい形は何か。ひいては、地域、それぞれの学校で望ましいものは何か。こういったもの改めて研究をしていただきたいと思います。

そういったところを、令和7年スタート、この直前に聞かせていただきました。去年の教育長のお言葉の中で、県のキャッチフレーズを紹介してくださったんですけども、「学校は風、地域は土」、これ県としては、確かに県域という中で、よく表現、見事に表現しておられるなというふうに思うんですけど、これもまた、大竹ならではのいいとこ取り

を、意味をしていただいて、大竹ならではのキャッチフレーズというのをつくっていただければと思います。そういったことが、学校の先生方はもちろんですし、学校運営協議会に関わってくださる皆さん、それから地域で、ふだん学校を見守ってくださっている皆さん方にも伝わっていくのではないかと思いますので、県から言われたものをそのままではなくて、大竹ならではのものをぜひつくっていただければと思います。

これまでも教育の中で、教育委員会の皆さんにはすごく努力をしていただいている、一つ一つ成果も上がっているんですが、このCSに関して言えば、私は学校の仕組みが変わって、子供たちへの先生方からのアプローチの仕方、地域の皆さん方の新しいコミュニティづくりの方法、こういったものすごく大きく形が変わってくるのではないかと考えているんですよ。ただ、このたび、この質問をさせていただく中で、いろいろ議事録をひも解いていくと、教育委員会議、教育委員会が定例会行われている会議で公開されているものを過去2年ぐらい、それから総合教育会議、初夏、6月ぐらいですかね、開かれますが、そちらの議事録のほうで、このCSに関してはほとんど言及がないようなんですよ。協働本部とCSの関わりを述べられた委員さんがいるぐらいで、あまり注目されていない。それからプロトタイプであったはずの玖波小学校については、2月、御紹介がありました。ちょうど1年ぐらい前の市の広報であったんですが、このたび、特に今年入ってからの広報に、このCSについての紹介なかったというところで、市民への「大竹の学校こうなりますよ」というアピールがあまり足りていないのかな。もしくは、会議でこのことが取り上げられないぐらい、皆さん、あまり興味がないのかなというふうになんて思ったんですけども、この辺は教育委員会としてどのように受け止めておられますか。協力を仰ぐ上で、興味関心を持っていただいて、理解を深めて、納得につながる。そういったものが必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろ御意見ありがとうございます。

私どもも、この来年度実施のコミュニティ・スクールについては大いに期待をしております。学校もそうですけれども、やはり地域、関係団体、オール大竹で子供たちを育てていくという、これまでもそのようなキャッチフレーズはあったんですが、実際、先ほど課長からもありましたけれども、今回につきましては、このたびの取組は「レッツトライ」ということ。これまではどちらかというと保護者の方も、地域の方も、子供に対しての取組が受け身的だったと感じております。それを、当事者意識を持って、よりしっかりと子供たちを見ていくという、そういうものによって変わっていくのではないかなという大きな期待を持っております。やはりその辺りのかじ取りは、私ども教育委員会がしっかりと取っていかなくてはならない。そのようにも思っております。そういう意味で、先ほどから御指摘いただいております市民全体への発信であるとか、あと取組についても、できたら広報活動、その辺りを活用しながら、発信をしまいたいと考えております。

何しろ初めてのことでありますので、こちらもしっかりとやってみますし、何よりやはり市民、保護者、関係団体、地域の皆さんが、先ほど申しあげました子供たちを育てていくという、大竹の子供を育てていくよという、そういう当事者意識を持って取り組んでいた

だきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） ありがとうございます。教育長から大変心強い、オール大竹、当事者意識、これも大変伝わりやすいキャッチフレーズだと思いますので、この今、話された教育長の本心が協力してくださる皆さん方に伝わるように、しっかりアピール、広報をよろしくをお願いします。

全て行き着くところは子供たちの成長がどうかというところでございます。このCSはあくまで手段として、そこにどうつなげるかということですので、引き続いて子供たちの育ちの環境として、足りないところをしっかりと埋めていくという堅実さ、それから、さらに伸びるにはどうするか。これを希求する食欲さ、この両方を兼ね備えた大竹の教育、ひとつよろしく願いいたします。また、しばらく様子を見させていただこうと思っておりますので、頑張ってください。終わります。

○議長（北地範久） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。再開は13時の予定といたします。

~~~~~○~~~~~

12時00分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長所用のため、暫時副議長において議事を運営いたします。よろしくお願いします。

一般質問及び総括質疑を続行いたします。

次は、5番、岡 和明議員。

〔5番 岡 和明議員 登壇〕

○5番（岡 和明） それでは、12月の定例会で文化政策についてお尋ねしまして、その後、昨年1年間の観光統計が次々発表された。それを受けて、今日はお尋ねをします。

宮島の来島者は年間485万人と過去最高を記録しました。そして、訪日外国人客も過去最多の3,680万人で、その消費額もついに8兆円を突破しました。日本の農業総産出額が今9兆円ですので、それにほぼ並んだこととなります。さらに、実感を持ってもらうために比較をすると、国内の至るところにあるコンビニですね。このコンビニの売上高というのが、全部合わせて11兆円台なんです。8兆円余りのインバウンド消費額に激しく追い上げられているわけです。さらに、国内観光客はその数倍の規模になります。

本市が旅行客のルートから外れているなら私も言いませんけれども、実際には、本市は訪問先として、世界的に人気の高い広島市とか、あるいは、ここの窓から眼前に広がっている年間500万人が訪れる宮島、それから岩国市、加えて、ニューヨーク・タイムズが「2024年に行くべき世界の52か所」の3位に選ばれた山口市、同じ報告で、2019年の世界52か所の7位に選ばれた瀬戸内の島々、こういう世界的な観光の軸の真っただ中に位置しています。そうであるのに、こうした世界的な動きを、その恩恵を享受する市民が皆無に

近い状態です。

私は前回の御答弁を聞いて改めて思ったのは、本市にはやはり、発信する文化、発信していく文化という発想が欠けていると感じました。市民が自立して回していく経済を確立する。これは市内産業のリスクヘッジをするといった意味でも、観光収入を得られるような文化政策を展開し、地域や国への貢献や自分の町や地域への誇り、その確立を考えなくてはならないのは明らかだと思います。それについて、再度、見解をお尋ねします。もちろんこれは今、何をやれと言っても難しいと考えるのは自然なのですが、ただ、早く着手しておけば、今頃は市内にステークホルダーも増えて、豊かな果実を収穫している頃だと思うので、その点、私は大変残念に思っています。

そして、亀居城の維持管理については、12月の定例会で、比較的、前向きな答弁をいただきました。それはうれしいのですが、樹木や雑草の茂る時期がまた、近づいており、不安もありますので、実際に、亀居城はこんな状態になるということを写真でお示したいと思います。

お手元に写真があるかと思います。この1、2、3はもう御覧になったとおりで、もう雑草が深く生えて、蛇や蚊の心配で、踏み入ることも、ベンチでくつろぐことも、また、石本美由紀の歌碑である「詩の坂道」をたどることもできないような状態です。

それから、4、5、これは松の丸ですけれども、恐らく掃除道具を入れるために、やむにやまらず設置しているものだと思うので、今すぐ撤去を求めるというのもあまりしてほしくはないのですが、ただ、こういうふうになる前に、景観をさらに高めるような公園の用具入れの施設を整備するとか、そういう誰にとってもよい施策、対策というものがあつたはずなんです。

今、示しておられる大竹市まちづくり基本計画の素案では、本市が目指すところとして、歴史や文化を大切にすまちというビジョンが掲げられていますが、そういったビジョンにも添っているとは言えないと思います。

写真の6は、木が見てのとおり現状になっています。高速道路にまではみ出しています。しかも、この上り坂のこの左側に生えている木が、上り坂を越えて、さらに高速道路にまではみ出しているわけです。ただ、この坂のもう少し下のほうの木は、つい最近、何本か整理してくださったようで、そこの住民は、これまで雨どいに葉っぱが詰まって困っていたが、これで少なくなりそうだというふうに言っていました。

続いてですが、7番です。写真の7は、これは草が少ない、あるいは剪定をした寒冷期の有の丸の写真です。ただ、これは残念な復興というふうに私は書いていますが、これは何が残念か分かるでしょうか。これは、せっかく石垣を復興する機会を得たのに、どのような石垣になっているかという、2段にしているんですよね。そして、その2段にしたうえで、その下の段の上に植え込みをわざわざつくって、それが伸びればこのように上の段の石垣が隠れています。これが普通に1段の石垣であればお城のように見え、文化的な価値も上がります。わざわざこんなことをしたために、毎年お金をかけて、この1段目の上に生えている植え込みを刈りそろえなければなりません。大体、こんなふうを上りやすいような、2段の石垣にするような城はまずありません。城の石垣としてわざわざ無価

値にした上で、お金の無駄をやっているわけです。

今各地では、城の復興をより本物に近づけた形にしようという努力が行われています。この辺では福山城も、その努力が今実を結びつつあります。こんなふうには、発信していく文化に対する本市の考え方は大いに改善の余地があると考えます。今後は四季を通じて市内外の人が訪ねられるような雑草・樹木の管理をして、国道2号線からも高速道路からも山陽本線からでも城の存在が分かるような管理を考えてほしいと思います。

2つ目の質問ですが、雑誌出版社の住みやすさ調査で本市が3年連続県内1位になったという話が、昨年、広報おたけに載りました。それを不審に思う市民から、私が意見を尋ねられる機会が増えました。その質問というのは例外なく、あれは一体どういうことかといぶかしむ声でした。

これが議会内でも混乱していて、昨年8月の議会報告会では市民から、どこがいいのか分からない、どこがそんなにいいのかと問われて、議員は1人を例外として、ほぼ意味のある答えができませんでした。

そのときに居合わせた議長がその市民に向かって、ではあなたが考える大竹市の一番アピールしたいことは何ですかと逆質問をしたところ、市民の答えは、よいところはない、何もないのいいところだと、もう自虐ネタにされているわけです。そもそも調査がおかしいのではないかという声まで聞かれるようになっていきます。

本市の遠景は、海の突端から山の際までが煙突やプラントが密集する工業地帯であり、駅前が寂れていて、商店街は消滅して、50年間人口が減り続けています。その本市が住みやすさの調査で上位になれば、誰もが怪しむのは当然だろうと思います。

元町や本町のような旧市街地区、これは車を置く場所や停める場所にも不便し、市民からは、市外から子供たちが車で帰省することもできない、近くに買物をする場所もないと住みにくさを訴える声を聞きます。こうした寒々とした現状と雑誌調査の乖離をどのように説明するでしょうか。市民にも納得がいく答弁をお願いしたいと思います。

壇上からは以上です。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 岡議員から、本市に対する厳しい御意見をいただきました。そして御質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、岡議員の御質問にお答えをいたします。

なお、文化政策につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

1点目の、文化的施設を活用した観光施策についてでございます。

12月定例会でも答弁いたしました。現時点では市内の美術館を除いた文化的施設に観光客が多く訪れている状況はございません。しかし、文化的施設の見せ方や活用方法によっては、他にも負けない観光資源となる可能性を秘めていると思います。

市として文化的施設をどのように観光資源として活用していくかについては、観光消費額の増やし方や整備に関わる財源の問題も含めて検討する必要があるため、来年度から令和8年度にかけて、市の観光に対する取組の指針となる観光振興計画を策定したいと考え

ています。この計画の中で、文化的施設をどのように活用し観光事業へつなげていくのか、また効果的な情報の発信の在り方について検討してまいります。

次に、亀居城についてでございます。

亀居城址は大竹市指定文化財であるとともに亀居公園として整備され、市民の皆様をはじめ多くの人の憩いの場となっています。亀居公園の維持管理に当たり除草や剪定などを業者に委託していますが、今年度まで年2回の除草としていたところ、新年度は3回に増やす予定とし、必要経費を計上した予算案を議会に提出しているところです。

今後も引き続き、亀居公園の魅力が損なわれることのないよう適切な維持管理に努め、多くの方に来場してもらいたいと考えています。

次に2点目の、雑誌出版社による住みやすさ調査についてです。

住みやすさランキングは、東洋経済新報社が全国812市区を対象に、安心度・利便度・快適度・富裕度の4つの視点から共通する20の指標により客観的に住みよさを評価したものであり、本市の2024年版の順位は全国25位、広島県内1位となりました。

この東洋経済新報社の20の指標は、人口1人当たりとする項目が多くあり、本市と同様、小規模でも上位にランクする実態がございます。また、議員が住みよさの評価として評価された駅前や商店街の状況、市街地の駐車場台数などは評価指数に含まれていないため、議員が受け止められた現状と順位の乖離につながっているのではないかと考えます。

民間が行う住みよさの調査には、客観的な指標のほかに住みやすいかどうか、個人の考えを基にランキングをつくる調査もございます。このような個人の考えを問う調査は、それぞれの生活環境や受止め方により同じ回答にはなりません。住みやすいと言う人、住みにくいと言う人、どちらがまちの状況を正しく表しているということではなく、どちらもその人にとっての住みよさの評価であると受け止めています。

本市では、今年度第2期まちづくり基本計画に関するアンケートを実施しており、アンケートの設問の1つである、大竹市は住みよいまちだと思いますかとの設問では、住みよい、またはどちらかといえば住みよいという回答をされた方が74.2%でした。また、住みよさの理由については、治安がよいところ、自然環境が豊かであること、交通の利便性がよいことなどが上位であり、住みよさの評価理由は様々でございますが、多くの方が大竹市を住みよいまちだと評価しています。

本市はコンパクトなまちでございますが、山や川、湖や海など多くの自然に恵まれています。また、市街地には大手企業の工場が立地し、産業が盛んで、働く場所もございます。そして晴海臨海公園では、多くの親子連れが笑顔で元気に楽しんでいる姿が見られます。買物の面では大規模小売店が多く立地し、市外からも多くの方が訪れています。近年では、ユネスコに世界で一番美しい美術館として認定された下瀬美術館も加わりました。

このように、本市にはたくさんの魅力がありますが、課題もあるため、今後さらに多くの方に住みよいまちと評価してもらえるよう努めてまいります。議員におかれましては、本市のよい面にも目を向けていただき、まちのPRに御協力いただければと思います。

以上で、岡議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

[教育長 小西啓二 登壇]

○教育長（小西啓二） それでは、岡議員の御質問にお答えをいたします。

令和6年12月定例会において答弁をいたしました。教育委員会の文化政策は、令和3年度から令和6年度までの第1期まちづくり基本計画において、まちへの愛着を育む、歴史や文化の保存と継承を推進していくこととしております。

議員も御承知のとおり、亀居城跡については昭和58年11月に史跡に指定され、都市公園として公園全域7万3,000平方メートルを市が管理をしております。教育委員会は大竹市文化財保護条例により、市指定重要文化財の所有者に対し、その管理や保存について必要な指示または助言をすることができますので、このたび市が実施する亀居城天守台の石垣調査などについても助言を行っております。

今後も文化財の保護及び文化の振興を図っていくために、市と教育委員会が連携をし、工夫しながら文化政策を推進していきたいと考えております。

以上で、岡議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 岡議員。

○5番（岡 和明） 御答弁ありがとうございます。亀居城をこれからも、亀居城に限らないですけれども、文化振興をやっというお考え、心強く感じました。ありがとうございます。私も、恐らくほかの市民もそうですけれども、努力し、まちの誇りとなるようにいろんな文化財を盛り上げていこうと考えているだろうと思います。

私は、本日は本当にこれで終えたいところではあるのですけれども、発信していく文化というのは、どうしてもこれは今やっておかないと、今後の大竹市にとって決して財産にはなっていないと、こういうふうに思っています。

たまたま、これはおとといの、プレジデントオンラインというサイトがあるんですけれども、プレジデントという雑誌がやっているところですね。そこで城の景観の保護がテーマになっていた記事なんですけれども、それを自治体が取り組むべきという話がありました。そこには歴史遺産は金のなる木だという、プレジデントらしい、ちょっとお金に絡んだ表現があって、そこでは香原斗志さんという人が論客として書いているんですけれども、そこにこんな言葉がありました。

「歴史遺産は、周囲の環境を含めて守れば将来にわたって国内外から人を集め、真の地方創生をもたらす資産、言わば金のなる木にもなり得る」という、こういうことなんです。これは本市にとって今まで、お金のことを私は言いたいわけではないんですけれども、本市の経済を回していく上で、そして文化に力を入れるということは、他の産業の妨げには決してなりません。

これは前も言いましたが、岩国市なんかもそうですし、錦帯橋が岩国市の工業とかの妨げになっているとは思えませんし、福山市や倉敷市なんかも、これ結構な工業地帯ですよ。ただ福山市といえば福山城、それから鞆の浦にも最近力を入れていて、もう今や福山市が何か工業地帯というふうなイメージを持っている人がだんだんいなくなっている。倉敷市なんか水島コンビナートのまちですからね。ところが、市全体の面積からすれば極小のあの美観地区があるだけで、倉敷市が工場のまちと思われて敬遠されているという

ことは、もうないですね。

そんな感じなので、本市もぜひこれについては引き続き、誰にとってもいい方向になるようお考えいただければと思います。よろしくお願いします。

本日はもうこれで終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 岡議員、2点目はよろしかったんですか。

○5番（岡 和明） お話ししましょうか、では。副議長が特別に何かそんなふうにおっしゃるなら。

確かに、例の住みよいまちの話ですよ。市長おっしゃるとおり、これは客観的調査ということで、主観的調査ということだといっぱいあるんですよ、実を言うと。まず、そのほか全部主観的調査というわけではないんですけども、住みよいまち調査というのは例えば日経ビジネスパブリケーションズの調査でも「住みよい街」というのがあって、それは例えば、残念ながら大竹市は全くお呼びでなくて、全国三百何十自治体がそれに入っているんですけど、隣の廿日市市は中四国で1位に選ばれています。

そんなものもあるし、あと、こういうランキングというのはいろいろ売っていく上でお金になるらしくて、いろんなところ、不動産業界とかもやっています。ざっと言うと「住みたい街ランキング」というのがまた別にあったり、「街の住みこち&住みたい街ランキング」というのがあったり、あるいは「街の幸福度ランキング」というのもあります。あと「住み続けたい街ランキング」、あと本当に住みやすいまちランキングというものもあるんですよ。「本当に住みやすい街大賞」かな、そんなものもありますが、ただ、残念ながら本市はこれらにはほぼ全部入っていないか、または入っていても、全然ぱっとしない位置になっているんですよ。

私も非常によく知っている、最近まで大竹市に住んでいた人で、かつ今、県東部のほうに行っている人の、ついこの間の話なんですけれども、県の東部から大竹市に来ようと思ってタクシーに乗って、そしてタクシーの運転手は今からどこ行くのというような感じで聞いたんだろうと思うんですね。それで大竹市ですというふうに言うと、大変正直な運転手だったらしくて、大竹市って何があるかなと、くすんだイメージだけだなど、こういうふうに言われたそうです。

ぜひ、こういうふうに使われているのを残念と思い、かつ主観的要素を含んだランキングでも本市がそのランキングに入り、できれば上位に上がっていただけるようにぜひ努力をしたいものだというふうに思っております。ありがとうございました。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 続いて、13番、日域究議員。

[13番 日域究議員 登壇]

○13番（日域 究） 市民の味方の日域でございます。このたびは、都市計画上の用途地域指定の問題と、前回に続いて不登校の問題を質していきたいと思っております。よろしく御答弁いただきますようお願いいたします。

用途地域の変更についてなんですけれども、今回は東栄地区の一部における用途地域の問題を取り上げたいと思っております。

用途地域といってもよく分からない方もあるでしょうから、私なりに説明させていただきます。

まず、資料を用意したんですけれども誤りがありましたので、申し訳ございません。説明いたします。グーグルの写真を使ったほうの資料ですが、下半分に大きく第一種住居専用地域とありますが、この専用の2文字は不要です。正しくは第一種住居地域です。上側が工業専用地域で、下側が第一種住居地域ということです。

さて話を戻して、行政の役割ですが、それを一言で言えばまちづくりであるといっても過言ではないと思います。そのまちづくりには土台となるべき部分と、それに続く民間を中心とした投資の部分に分かれるように思います。

まず、道路等の整備が必要です。土地の登記や公図などの精度を上げて、どこに誰のどんな土地があるかを明確にすることも必要です。それらを行政が整備すれば、次は民間が利益を求めて土地の取引をし、建物投資等を行って土地利用が進みます。

とはいうものの、住宅地、商業地や工業地帯とか、農業もそうですけれども、それぞれで一定のまとまりがなければトラブルも起こりやすく、効率が悪くなりかねません。そのあたりを考えてまちづくりを誘導し、秩序づけをするのが都市計画法で定める用途地域だと私は思います。土地の使用目的のゾーニングですね。そのゾーンを決める際の不手際が今回の案件だと思います。見直しの必要性を強く感じて、質問いたします。

現行の都市計画法では用途の分類が13に分けてあるようですが、その割り振りが不適切なために、何十年も住んできた我が家が法的規制でその住居の建て替えができないという問題に直面しているということを最近知りました。要は建築確認が下りないということですね。そうなれば土地を売ろうにも、買う人も使いづらいから買いませんよね。その結果、当該エリアでは空き家になってしまうケースが目立っているという問題です。具体的には、東栄1丁目と2丁目の住宅が散在している工業専用地域の話です。これは資料を見てもらったら分かります。

用途地域の変更といえば、普通は静かだった住宅地がにぎやかになって、商業地域になって、商業地域になってしまったとしても、騒々しいのが嫌いであればそこは貸し店舗に建て替えて自分は住居地域に居を構えれば、それで店舗と住居の混在は解消しますね。とはいえ何も引っ越す義務もありません。そこを店舗併用住宅に建て替えて住み続けてもいいんです。多くのこの規制は、このような結構簡単な話なんです。

土地利用においては、人間様が住むための住居があるのが大原則なんです。ですから商業地域は、夜間も営業する店舗を認めるエリアです、だからお隣が飲み屋になるかもしれませんよ、それでよければ住居をつくってもいいですよということです。

この13の用途のうちに、1つだけ例外があります。工業専用地域です。この用途指定の目的は、工場と住宅の混在を完璧に解消することです。住居を締め出して、危険性の高い工場でも安心して操業できるようにしようというのがこの用途の目的です。

一般的な工場と住居の混在であれば、そのエリアは用途を住居地域にして工場のほうに出歩いてもらうのが通常のやり方です。多くは市が準備した工業団地等に工場が移転します。現に多くの市町は、そのための企業団地を持っています。またその工場の跡地は住

宅用地で分譲すれば一件落着ですから、工場の経営側にとっても悪い話ではありません。

でも、混在地区を工業専用地区にしたらどうでしょう。住宅に出て行けといっても、これは簡単ではありません。そのための住宅団地を移転先として市が用意したという話は聞いたことがありませんし、跡地の処分も困難です。住宅1戸分の広さがあっても、そこに大きな工場をつくってくれたりはしません。多分そうです。狭過ぎます。

今回の東栄地区のケースでも、この区割りには当時の大竹市都市計画審議会が認めて、県の都市計画審議会に送ったと聞いています。それから50年以上、大竹市がこの地区の住居と工場の混在を解消するために何か手を打ったという話は聞いていません。

そもそも他市のケースを調べても、工業専用地域という用途地域は住宅が混在している場所に張りつけていません。いずれを見ても、工業専用地域は大企業の、まさに大工場のエリアです。もっと言えば、部外者が立ち入れないようなエリアが工業専用地域なんです。お配りした資料の2枚目を御覧ください。大竹市でも、立戸4丁目や北栄地区はそうなっていますし、和木町の海側もそうです。

ですから、この規制は混在を解消するためではなく、大工場があるところに後から住宅をつくっては駄目ですよと、そういう意味の規制になるんだと思います。そう考えれば今回の東栄地区の問題は、ただ単に当時の詰めが雑ただけと言われても仕方ありません。

その結果、住居の建設は禁止されましたが、そのときに既に存在した住宅は存続が許されます。これを既存不適格と呼ぶようですが、家の建て替えはできません。それを認めてしまえば規制自体が骨抜きになってしまいますからね。したがって50年間何もできない、困った状態になっているんです。

それをどうするかですけれども、さて東栄地区の工業専用地域ですが、大企業の重工業の工場として現に占有している部分は、それはもう何の関係もありませんからそれでいいと思いますが、そうでない部分は準工業地域か住居地域かに変更すべきではないかと思えます。

ただ、準工業地域は昭和48年の都市計画審議会のときに原案があったらしいんですけれども、原案だった栄町の全てを準工業地域にというたたき台をうっちゃって、住居地域というふうに当時のメンバーが変えたようです。その意思表示からすれば住居表示がいいのかなとも思いますが、そうすると今ある工場が逆に既存不適格となりますから、それも問題です。そんなことを考えれば、現状が全て許される準工業地域がふさわしいのかもしれない。

いずれにしても、50年前から住宅が当然のように並んでいるエリアの用途が工業専用地域となっているのは解消しなければいけません。用途地域の指定の権限を有する市長のお考えを伺います。よろしく願いいたします。

次の問題に行きます。不登校の問題ですけれども、前回、正直言いまして中途半端な質問だったような気がします。今回もそんな気もするんですけれども、もう一回チャレンジいたします。

前回に続いて再度質問します。国のデータによれば、不登校の児童生徒は急増しています。この現実に対応するとすれば、増えても大丈夫なように受皿を増やすという方法と、

不登校を減らすように対策を講じるという2つの方法が想定されます。うちは学校に行かなくても大丈夫、他の施設で代替できるからこれを充実させる。そして、2番目は学校には大きな意味があるんだから、義務教育の学校には全員が行けるように万全の努力をする。このどちらかなど、取りあえずは思います。

最近の風潮では1ですね。学校に行かなくても大丈夫というやつですけども、これが強いように感じます。だからか、学校に行かなくても大丈夫と、行かないことを賛美するような発言をよく耳にします。でも、実はこの2つは同じことのように思えてきたんですよ。

不登校の学校という、文部科学省が決めた学校があるんですけども、これはもう随分前みたいですけども、最近、学びの多様化学校という名前に変えました。よく考えてみれば、しょせんは多様化学校も義務教育の学校の変形なんですよ。フリースクールであっても、広く見れば学校です。どこか学校的なところに行くという意味では、根っこの部分は同じなんです。

質問しながら考えるうちにいろいろ頭の中で変わるんですけども、今こういう段階に私の頭の中ではなっています。だから、文部科学省が学びの多様化学校に名前を変えると聞いて、正直はっとしました。今の義務教育の学校は、学びの多様性も柔軟性もないんじゃないか。文部科学省にはその自覚があるのだろうか。そう思います。

人は生まれながらに多様です。その多様性を一定方向に向けさせる役割を帯びているのが義務教育だとは思いますが、あまりに幅が狭いからある意味ではみ出すんだと、そんな気がします。そしてはみ出した部分は無視しているように思います。文部科学省の都合優先の学校、問題隠蔽の学校ともいえます。

高校生になっても通分ができない生徒がいると言われて久しいですよ。できなくても進級させるのではなくて、理解する能力があるのにできない場合はできるように教育する仕組みが必要です。これはその子たちが卒業した中学校や小学校の責任だと私は思います。何も3年や6年で卒業させる義務はないのですから、これは学校の責任放棄です。その結果は、生徒指導でもその硬直性が目立ちます。

ちょっと角度が変わりますけれども、子どもの権利条約の意味を取り違えて、表面的に守ろう、守ろうとしているのが日本の姿なんですよ。18歳で一人前にするのが教育なのに、できていないんですよ。本人の学力を無視して進級させるという発想と、18歳で成人だと決めながらそのような教育をせず、二十歳まで子供扱いしていることは何か似ている気がします。

教育課程を修了したとは一体何でしょうか。この前も大竹中学校で、卒業証書の文面として聞くんですけども、教育課程を修了したことを証するって具体的には何をしたことですかということなんですけれども、高校の教育課程を修了したといいながら内容が伴わないと分かっているから、特定少年とかいう、刑法上でしょうけれども、変な言い回しで日本は建前と本音を使い分けます。やっぱり教えることはちゃんと教えて、それが身についたかどうかチェックする、それが必要だと思います。

では、どうすべきでしょうか。義務教育自体に多様性を取り入れて、丁寧に対応すべき

です。子供は、体格も知力も性格も家庭環境もみんな違います。義務教育ですから、それらに教育が対応して一定の教育を施す、それが大事だと思います。ちゃんとそれができていけば、その代わり義務教育が終わったら対応をがらっと変えても構いません。18歳になったらもう人生の荒海にこぎ出すんですね。優勝劣敗です。優れた人間が勝つんです。適者生存です。状況に適応した者が生き残るんです。それが自由主義であって資本主義であって世界標準です。

もちろんこれだけでは怖いですから、確かなセーフティーネットはもちろん必要なんですけど、それがあれば大丈夫。だからいろんな子供を幅広く受け入れて丁寧な対応をして、そしてその子たちが社会にちゃんと出ていけるようにしてやる、それが教育なんですね。そう考えると今の学校は少々変えていく必要があるのではないか、そんなふうに感じます。

教育長にお尋ねするんですけども、今の学校の受入れに多様性が少し足りない、それがこの不登校の問題じゃないんだろうか。今日お尋ねしたいのはその1点です。

壇上での質問は以上です。御答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 時の移り変わりとともに、まちの在り方も変わってまいります。その中で土地利用の規制も検討していくべきとの御意見をいただきました。同感でございます。ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

なお、2点目の不登校問題につきましては後ほど教育長から答弁いたします。

1点目の、都市計画における用途地域の見直しについてです。都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用・都市施設などの計画を総合的・一体的に定める計画です。

土地利用に関する計画では、市街化区域と市街化調整区域の区分や用途地域などについて、都市の将来像を踏まえ、都市内にある限られた土地資源を適正な制限の下に合理的利用が図られるよう定めます。その中で、用途地域は市街化区域内に住居・商業・工業といった用途を配分し、建築行為などに一定の制限を加え、規制と誘導により土地の高度利用の促進や都市環境の維持など、健全な市街地の形成を実現するための役割を担っています。

東栄地区の工場地帯は昭和33年に工業地域として用途地域が指定され、その後、都市計画法の改正により用途地域が細分化されたことに伴い、昭和48年に大半を工業専用地域として都市計画決定しています。高度経済成長期に大竹市が臨海工業都市としてさらなる発展をすることを目的に、工業用地として土地利用するために用途地域の指定がされたものです。

日域議員の御質問にありました東栄地区の住宅と工場が混在しているエリアは、住居地域と工業専用地域の境目にあり、従来想定していた市街地像である工業用地としての土地利用が進んでいない実態があります。

用途地域は長期的な町並み誘導の観点から、安易に変更するものではございません。しかしながら、新たな市街地像に対応した用途地域に変更することが適当で、周囲環境、一

体のまちづくりの推進上支障がないときは見直しを行います。今後、市全体の都市機能の配置や土地利用の実態に合わせ、用途地域の変更について検討をまいります。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

文部科学省の令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、小・中学校における不登校児童生徒数は34万6,482人であり、過去最多となっております。本市においても、令和5年度の小・中学校における不登校児童生徒数は70人であり、全国と同様に過去最多となっております。

不登校児童生徒数増加の原因として考えられることとして、文部科学省の調査結果では、学校生活に対してやる気が出ないこと、不安・抑鬱、生活リズムの不調、学業不振、友人関係、親子の関わり方に関することが高い割合でした。本市においても同様で、学校生活に対してやる気が出ないこと、不安、生活リズムの不調に関することが主な原因であると考えております。

これらの原因は、小学校や幼稚園・保育所時代の生活習慣に関係がある場合もありますので、小中連携や幼保小連携におけるフィードバックなどが大変重要であると考えております。

現在、本市の小・中学校では、入学前に児童生徒の個別の配慮事項について校種を超えて確認をしたり、定期的に関係者が集まり児童生徒の学校での様子や家庭の状況などを情報共有したりするなど、不登校の未然防止に関する取組を行っております。

また、不登校児童生徒への支援の視点として、多様性がキーワードになると考えております。多様性が認められ、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組む必要があります。そのためには、児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくことが重要です。

そのほかにも、児童生徒の多様性に対応するため、学校に教育相談窓口や複数の居場所を検討することで、多様な悩みを把握したり、学校が安心して過ごせる場所になるよう努めたりしております。また、スクールカウンセラーなどと連携し、専門家による支援ができるよう取り組んでおります。

不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関などと連携し、家庭の状況を把握した上で適切な支援や働きかけを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携が不可欠であります。今後もこれまでの取組をより充実させながら、新たな不登校を生じさせない取組を重視し、引き続き不登校等児童生徒の社会的自立を支援をまいります。

以上で、日域議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○13番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。同感ですとおっしゃったので同感なんだと思ったんですけども、どうやってやるかというのはもちろんありますけれども、問題点があることは確かなので、これ以上私が言っても仕方がない気もするんですけど

も、こんなあっさりした一般質問は初めてですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

2番目に行きますね。こっちは逆に、1番の問題と違ってあだこうだ言うのはいいんですけれども、なかなか難しいですよ。

今教育長が、これまでの取組をさらに進めてというふうな意味合いのことをおっしゃいましたが、これまでの取組を進めるということで合っている部分もあるかもしれないけれども、これまでの取組を変えなくちゃいけない部分もあるのかなという気が正直するんですけれども、こんなことを考えていましたらある本が見つかって、アマゾンで注文したので明日ぐらいに来るんじゃないかと思えますけれども、「僕に方程式を教えてください」。これは少年院の話みたいですけどね。「僕に方程式を教えてください」。「先生、俺たち能力はある。学力が無いだけなんだよ。だから、教えてくれよ！」というのがタイトルです。

実際問題として、今の学校って、これは前からこだわるんですけれども、ベルトコンベヤーじゃないですか。だから、もし1日休むとするじゃないですか。そうしたらもう授業から外れるんですよ。もっと家族の時間を持つとか、働き方改革で、親子で。お父さんが仕事を休むときに、学校を休んでも欠席扱いにはしませんよというのが、どこか、山口県だったか、広島県もあるんですね。でも子供のほうの学校の授業は待ってくれないんですよ。だからやっぱり千差万別、多様な子供がいるんだったらある程度は多様な子供がいることを前提にカリキュラムを組まないと、現実的じゃないですよ。

私は恥ずかしながら、去年の暮れ頃からある教室に通っているんですけれども、パソコン教室なんですけどね。面白いですよ。実は廿日市市の商工会議所の中にあるんですけれども、大竹市にはないし岩国市にもないんですけれども、何か周南市徳山まで行ったらやっぱり商工会議所の中にあるみたいなんですけれども、当然そこには若い人もいれば高齢者もいるし、ばらばらなんですけれども、でもみんなちゃんと対応してやっているわけですよ。

もちろん相手はディスプレイですけどね。コンピュータを相手にするわけですけども、いろんな意味で、この方程式を教えてくださいって、これにこだわるわけじゃありませんけれども、何か分からないためにそれから後の授業が全然面白くなかったとすれば、学校に行く気はしないですよ。

そう考えたら今の仕組みってすごく硬直的ですから、そういう子たちにどう対応するかというのがあるんですけれども、昔で言えば、もう昔も昔で戦前まで遡れば、小学校に満足に最後まで行く人が全員ではなかったと思いますし、もう高等小学校になったら一部ですし、中学校というに限られた人間しか行っていませんね。その代わり、あの時代なりの働く力というか、いろんなことを習って、もうそれで人生をこぎ出していったんだと思いますけれども、今の時代、家庭環境とか子供の頃の環境も昔と違いますから、家族も少ないし、それから日常生活ですね。私生活の中で関係する大人の数も少ないじゃないですか、御近所とあまり関係あるわけじゃないし。

だからそういう意味では、昔の子供のほうがたくましくて扱いやすかったでしょうね、学校から見たら。先生が乱暴に怒ってもそれで折れたりしないですよ、昔の子は。今の子

はちょっときついことを言ったら大変なことになったりするじゃないですか。だから、そこは仕方がないので、ある程度間口を広げて受け入れるけれども、でも、いつまでもいいよ、いいよでは、猫かわいがりというかそれでは駄目ですから、そこをどうするかというのは、なかなか文部科学省の指針なんかにはこんなことは出てこないでしょうけれども、そこまでちゃんと可能であれば、やれば、こういう不登校の子も減ってくるのかもしれない。

もう一つ、不登校でもいいじゃないかという言い方があるんですけど、羽仁進という人がいました。「都市の論理」という本を書いた人の息子ですけど、羽仁未央というその人の娘がいて、あの人は学校に一切行っていませんけれども、ちゃんと評論家とか物書きをやっていますけれどもね。あの人なんかは子供は学校に行かせないという主義なんですけれども、それはもう何十年か前の話ですよ。

同じ不登校でも、今増えている不登校と30年前の不登校は違うと思うんですよ。あの頃は登校拒否と言っていましたからね。私も高校時代に学校をサボってヨットを持ち出して、瀬戸内海に10人ぐらいで出ていったことがありますけれども、学校をサボると学校に行けないのは違いますからね。だから、今不登校でも大丈夫ですよと言っている子供というのは多分20年ぐらい前の不登校でしょうから、それとここ数年で増えている不登校は、多分中身が違うんじゃないか。

そう考えたら、フリースクールもいいですけど、できれば大竹市立のフリースクールという大変ですけど、例えば大竹市の、さっき岡議員の質問にありましたけど、住みよさランキングっていういろいろ言い方があるでしょうけれども、例えば今回の市長の決断ですけど、医療費の無償化の枠がぐんと広がったとか、それから去年かな、学校給食の無償化とか、ああいう側とか外側の環境は大竹市はすごくよくなったと思うんですけど、もし余力が、それは経済的な余力とアイデア面の力も要りますけれども、この不登校について何か一歩踏み出すことができたなら、それはもうピカールのまちなれるとも思いますけれども、本当に子供が学校に行かないと言い出したら、親はまずはびっくりですよ。何で行かないんだと言って、家の中がもう大騒動になるのが一般的でしょうね。

だからそれをクリアして何とかするのもいいですけど、極力幅広く受け入れて何とかできないのかなという、申し訳ないけど私もアイデアがあって言っているわけではないんですけど、未知の分野ですから誰かが何かやって、さっきの説明にありましたよね、子供が失敗してもいいではないかと。だから教育委員会が失敗してもいいんですよ。教育委員会は今度こんなことをやっていると、うまくいくかどうか分かりませんが期待して見ていてくださいと、何かそういうことができたらいいなと思うんですけど、こんなに不登校が増えたら、やっぱり社会の根幹ですから、いいはずがないですよ、将来見たときに。何か御感想といいますか、思いがあればお答えいただきたいんですけども。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） ありがとうございます。不登校の解決に向けて、義務教育はもっと多様性を取り入れて丁寧に対応すべきであるという御示唆、本当にありがとうございます。

私どもは今、本市でも児童生徒の多様性を受け入れ、例えば環境整備であるとか、例を挙げればSSR、スクールサポートルーム、これは全小・中学校には配置はしていないですけれども、その辺りであるとか、今、大変これからもっともっと子供たちに力をつけていかななくてはならないICTの活用であるとか、あと個別最適な学び、これはもうこれまでも説明をさせていただいていますけれども、その辺りについて推進はしていますが、ただ実際現実にはやはり多くの課題があります。

そういう意味では、多様性を認めて子供に学びやすい環境をとというふうには考えているんですが、例えば実際には制度の関係であるとか人の関係であるとか、その辺りで実現がなかなかしにくいものというのものもあるのも、これも事実でございます。

そういう中で一番私が考えているのが、やはり子供に一番関わっていくのは教職員なんですよね。その教職員の多様性に対する関わり方であるとか、その辺りの指導力、それをしっかり身につけていく必要があろうかと思っています。そのためには当然研修も必要ですし、これまでの教員、教員というのはやはりこれまでも経験でこうやってきたことというのが多いんですよ。

ただ、それだけではもう今の時代に対応できないので、しっかりとした研修を受ける機会、その辺りを設けてまいりたいと思うし、先ほども議員が言われましたけれども、教職員が多忙過ぎるといところです。多忙過ぎて目の前の仕事、それをクリアしていくことに必死になって、なかなかそういう課題の部分ですよ。そのあたりをじっくりと考えていこうということがなかなかできにくいので、教職員の働き方改革と言われてはいますが、教職員がいかに余裕を持って多様性のある子供たちに対応していけるか、そのあたりの環境、場づくりを今一番に考えているところでございます。

1つ、個別最適な学びということで、以前御紹介したかもしれませんが、紹介したい取組がございます。

今年度玖波中学校のほうで研究公開がありまして、そこで取り組んだ内容なんですけれども、自由進度学習という学習で、玖波中学校にもやはり不登校傾向の子供がいます。数学の授業だったんですが、その子が遅れてきて参加したその数学の授業には、もう本当に積極的に、意欲的に参加をしたそうです。校長が後から、どうしてそんなに数学の授業は参加できたのと聞いたところ、自由進度の今学習スタイルをやっていますから、子供たちが学び方を選べるんですよ。だから途中から入っても非常に分かりやすく、そして自らが学べるという、だから校長先生、好きなんですよというふう子供が答えたそうです。なるほど、こういう授業の在り方もこれから考えていかななくてはいけないのかなということで、ぜひこれは一度紹介をしたかったんですけども、実際にそういう授業もやっていますが、これは今、玖波中学校で始まったばかりの取組で、大竹市内全体にというところまではなかなか行っていない。学校の規模もありますから、そのあたりも、これはもう教育委員会のほうがまた指導を加えながら、どうにかそういう多様性のある子供たちにもしっかりと、学校って楽しいんだなと、授業って面白いなという、そういう思いを持ってもらえるような取組をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○13番（日域 究） 今のお話、素晴らしいじゃないですか。

例えば夏休みがあるとしますよね。その間、多分学校は一応止まっていますよね。そこで、中学校でいえば1年生、3年生問わず誰でもいいから、このぐらいの授業をします、来ませんか。小学校だったら1年生から6年生も誰が来てもいいけれども、このぐらいの。私は今この学校は何でつるかめ算をやらないんだといつも前から思うんですけども、昔私が習ったあの話って面白いですよ、頭を使いますから。

それはさておいて、学年を超えてやれば、それが小学校の4年生ぐらいのものであっても、学年フリーでいえば6年生が僕はあれが弱点なんだと、ちょっと行ってみようかと来るかもしれないし、今のお話はそういうことですよね。私が習っているパソコン教室と同じことなんですけれども、もっと言えば、常石ともに学園も一緒です。レターケースの大きいのがあって、そこにあるプリントを、皆さん、多分、細かいことは分かりませんが、子供が自分に合ったところを持っていくわけですよ。

だから、今の学校って例えば筋トレで言えば、もうこの人強いから100キログラムがふさわしいという人もいるでしょうし、50キログラムがいいという人もいるかもしれないし、この人はまだ初心者だから20キログラムじゃないとよくないといいながら、全員に50キログラムのダンベルを持たせて、さあやりましょうというのが今の学校ですから、50キログラム上げられない子もいるし、50キログラムでは軽過ぎて大した負荷にならないという人もいる。だから、やっぱり20キログラム、50キログラム、100キログラムが適切に行くようにどうするか。

ただ、落第というのはちょっとあれですけども、ただ私は前からこだわるんですけども、私の中学3年生のときに2人落第しましたから、私の中学3年生の卒業式は何をやったかという、みんなできよろきよろして、おい、誰かおらんじゃろうがって、いないやつ探しでしたけどね。2人いませんでした。その2人は中学3年生をもう一回やりました。でも、それを最後にあんなことはやめたみたいですけども、ただ、言葉はきついでですけども、できないことをもう一回やるんだ、やらせてやるんだと考えれば、ある意味の大きな優しさかもしれないですよ。

だからそれは無理にしても、さっきちょっと教育長のお話を聞いて思ったことを言いましたけど、何か特に国語とか社会とかいうのは、そう簡単に、何か1個弱点があるから次に困るということはないじゃないですか、連鎖的じゃないですから。特に数学や算数とかいうものはつながっていますから、ある段階で止まったら次もできないんですよ。

だから、ずっとそれから義務教育の間中、面白くない授業を聞いているのかということになりますから、多分そういう子供が一定割合いると思うんですけどもね。だからさっきの本も、あえて方程式という言葉をごに使うんだと思いますけれども、僕たち能力がないんじゃないんだ、学力がないんだって、すごい言葉ですよ。

それで、その場でできた子供を褒めてやれば、自分にちょうど合っているレベルのものがちゃんとできて、おまえ、よくできたとか言われたら、それは、よし明日も行こうと、また明日先生に褒めてもらおうと思って絶対来ますからね。そういう、ちょっと今の学校

とは違うかもしれませんが、ちょっと違う角度から子供を見るようなことをやってみたら面白いだろうと思うんですけれども、多分教育長もそう思われていると思いますけれども、実際問題として公教育の場でどうやるかというのは難しいですけれどもね。でも、上手に民間も巻き込みながら何かやったらいいですよ。

多分不登校の子供たちというのは、ある意味では不完全燃焼なんでしょうね。自分たちのやりたいことがあって、それとちょうど見合うものがあれば絶対に燃焼するんですけれども、酸素が足りないのか酸素が多過ぎるのか、不完全燃焼して空回りしているんだろうと思いますけれども。文部科学省が言うことも大きく外れてはいないんでしょうけれども、言うとおりのものもあれなので、何か大竹市独自のアイデアを加えてできないかなと思います。

さっき玖波中学校の紹介されたやつ、もう一回言ってもらえませんか。それは授業でしたかね。ちょっと申し訳ないです。もう一回紹介してもらえますか。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） 今年度の秋に玖波中学校で、各学校1年間の取組の成果というものを発表するんですが、その中で全学年ともに自由進度学習という学びを公開したわけです。教師サイドが、学校側がこれはもういろいろな狙いは決まっています。当然授業ですので、その狙いに向かって様々な学習スタイルを準備し、子供がそれを選んで学びを深めていくというものなんです。

当日の研究公開の授業は、美術と多分社会と、もう1つ何かあったんですけど、ありました。そういう形で玖波中学校ならではの、小規模という大きな利点もありますので、その辺をフル活用した取組ということでございます。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○13番（日域 究） だから玖波中学校ならではのということは、玖波中学校でやっただけなわけですね、取りあえずは。それと、そんなやり方というのは文部科学省のプログラムの中にあるものですか。それとも教育長のアイデアですか。分かれば、お願いします。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） いや、これは私どもの大竹市独自の取組でもございません。今全国的にもその辺りの自由進度学習というものが進められております。これは全て先ほどから言っています子供たちの多様性、個に応じ、個別最適な学びということでございます。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○13番（日域 究） ありがとうございます。いろいろ努力されているのは分かりましたので、本当に、よく子供たちは大竹市の宝と言いますけど、大竹市じゃないですよ。それはもう国家というか、世界かもしれませんが、少なくとも我々はもう消えていくしかないですから。だから今の子供たちが次の時代を当然のように支えるわけですから、その子供たちが健全に育つということは、もう動物としても絶対必要なことですから、ぜひよろしく願いいたします。終わります。

○副議長（寺岡公章） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩を

いたします。

再開は午後2時25分、10分間休憩をいたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

14時15分 休憩

14時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問及び総括質疑を続けます。

次は、8番、藤川和弘議員。

〔8番 藤川和弘議員 登壇〕

○8番（藤川和弘） 8番、創成会の藤川です。

まず初めに、以前の一般質問で要望させていただいたキャンプ場のゲート問題について早急に対応していただき、ありがとうございました。利用者の方々からも、利便性が大きく向上したとの声をいただいております。ありがとうございます。

それでは、三倉岳の魅力向上に向けた施設整備と利便性改善について、質問に入らせていただきます。

三倉岳は標高702メートルの岩峰が連なる本市の象徴的な山であり、登山やボルダリング、キャンプなど多様なアウトドア・アクティビティーの場として親しまれております。令和4年には90名もの市民の皆様による大規模な清掃活動が実施され、約200キログラム、土のう袋約80袋のごみが回収されました。この活動により、長年の課題であった4合目にありました倒壊トイレや9号目の倒壊小屋が撤去され、三倉岳本来の美しい景観が取り戻されました。

近年では三倉岳の魅力が広く認知され、ボルダリング大会の開催地としても注目を集めております。特に岩場の質の高さはクライマーからも高い評価を得ており、競技者の練習の場としても重要な役割を果たしています。さらに豊かな自然環境と独特な地形は、たき火や自然観察・トレッキング・登山・ボルダリング等、多様なアウトドアを楽しむ場としても最適です。

一般的に野外活動を楽しむ方々の多くは、たき火を囲んでの時間や自然観察、トレッキングといったアクティビティーを求めており、三倉岳はこれら全てのニーズに応えることができる場所となっております。このようなすばらしい観光資源としての価値をさらに高め、より多くの方々に安全かつ快適に利用していただくために質問させていただきます。

参考資料を用意させていただきました。上段のほうを見ていただければと思います。

三倉岳は私たちの市の誇れる山です。令和6年のデータを見ますと年間で4,290台もの車が訪れており、そのうち約3分の1は県外ナンバーです。多くの方に愛される山となっております。

ところが、このデータを詳しく見ていくと少し気になることがございます。例えば7月・8月は月平均181台の利用なのに対して、寒い1月・2月は月平均240台と、むしろ冬のほうが多くの方が訪れております。紅葉の季節の10月・11月になると、何と月平均508

台にも上ります。

不思議なことに、三倉岳休憩所の利用時間を見てみると、利用の少ない夏は朝9時から夜6時まで、つまり9時間開いているのに、利用の多い冬は午前10時から午後4時までの6時間しか開いておりません。さらに、冬は月曜日・水曜日・金曜日と週に3日も休日がございます。多くの登山者の方は、朝早くに登り始めてお昼前には下山するというパターンが一般的でございます。午前10時開館では遅過ぎるという声も聞かれ、また、せっかく来たのに使える時間がちょっと短い、休みが多くて使いたいときに使えないんだという声もたくさんいただいております。

そこで、次の2点についてお聞きいたします。

1つ目は、冬の利用時間を延ばしていただけないでしょうか。データが示すように、冬こそたくさんの方が訪れる大切な季節です。特に朝の開館時間を早めることで、登山者の方々の一般的な行動パターンに対応できるのではないかと考えます。

2つ目は、休日を減らしていただけないでしょうか。週に3日の休日があると、せっかく遠方から来られた方にも御不便をおかけしてしまいます。三倉岳は私たちの大切な観光資源。より多くの方に快適に利用していただけるようお願いしたいと思っております。

三倉岳の活用については先ほどもお話しさせていただきましたが、続いて施設の設備面について、以前から言わせていただいておりますが、再度言わせてください。

現在、携帯電話の電波が非常に弱く、なかなかつながらない状況が続いております。山だから仕方がないと思われるかもしれませんが、実は深刻な問題となっております。緊急時に連絡が取れないことを心配して、せっかく来たのに途中で帰ってしまう方もいらっしゃいます。安全面での懸念に加え、キャンプ場での滞在をより快適にするためにも、Wi-Fi環境の整備をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、トイレの問題についてもお話しさせていただきます。特に女性の方々から、トイレ設備の不足について多くの声が寄せられております。参考資料の下段を見ていただければと思います。

実はボルダリングの大会でも、トイレが少ないことを理由に参加を断念される方、特に女性の選手が減っているのが現状です。これは三倉岳の魅力を多くの人に楽しんでもらう上で大きな障壁となっております。

前回の大会では簡易トイレを設置したところ、参加した選手の方々から、会場から離れることなく競技に集中できたという声が上がりました。ですが仮設の簡易トイレのため、周囲からの視線が気になり不安だったという御意見も多く聞いております。このことから、女性も安心して利用できる常設のトイレ設備が求められます。

次に、シャワー設備の設置についてです。クライマーの方々から切実な声が上がっております。難しい課題に挑戦するとき、体力的にも時間的にもベストな状態で練習に取り組みたいところ、シャワーを浴びるために山を下りなければならず、貴重な時間とエネルギーが失われているのが現状です。これらの設備を整えていただくことで、三倉岳をより安全に、より快適に、そしてより多くの方々に楽しんでいただける場所にしていただけないでしょうか。女性の方や真剣に競技に取り組む方々にとって、もっと使いやすい

環境が必要だと感じております。

このように、三倉岳の設備整備は多面的な価値を持つ重要な投資になると考えております。三倉岳は大竹市において、市外・県外から多くの来訪者を集めることができ、数少ない観光資源です。実際に令和6年の利用者データでも、訪れる車の3分の1が県外ナンバーという結果が出ております。また、管理人がSNSを通じて三倉岳の魅力やイベント情報を日々発信しており、これも新たな来訪者の増加につながっております。これらの事実は、三倉岳が単なる地域の山としてではなく、広域から人を引きつける観光スポットとしての可能性を持っていることを示しております。

以上の点を踏まえ、三倉岳休憩所の利用時間延長と休日の削減、携帯電話の電波改善やWi-Fi環境の整備、トイレ・シャワー設備の充実、市としてどのようにお考えか質問させていただき、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 三倉岳県立自然公園は、登山者やキャンプ場利用者のみならずボルダリングの大会等のイベントでも多くの方々を楽しまれます。そうした方々に気持ちよく公園を利用していただくための御提案をいただきました。ありがとうございます。

それでは、藤川議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、三倉岳休憩所の利用時間の延長と休日の削減についてです。

休憩所の運営に当たっては、大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例を定めており、第12条に利用時間及び休日を規定しています。冬季の利用が少ないなど、利用者状況の調査結果を考慮し、平成29年に1月から2月までの期間、利用時間を短縮し、休日を増やす改正を行った経緯があります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、近年の猛暑による夏季の利用者の減少やコロナ禍のキャンプブームによる冬季の利用者の増加により、現在は以前とは異なる利用状況となっております。休憩所の利用時間及び休日については、利用者の利便性向上のために利用状況に合わせた見直しが必要と考えますので、指定管理者の三倉岳県立自然公園協議会と協議し、検討したいと思ひます。

続いて、施設等の環境整備についてです。三倉岳県立自然公園内において、携帯電話の電波が一部の機種及びエリアを除いて入らないことは以前からの課題と認識しており、毎年度広島県へ最重要課題として要望しています。ただし、範囲が広域にわたることや民家がない地域ということもあり、整備はかなり困難であると聞いています。

次に、登山道へのトイレ整備ですが、キャンプ場では上部にあったトイレを集約し、広島県が再整備を過去に行っています。またキャンプ場のほかのトイレにも改修が必要な箇所があり、まずはそちらを優先して広島県に要望しています。ただ、以前から利用者の皆様から登山道へのトイレ整備の要望があることは認識していますので、コンポストトイレなどについて、広島県と引き続き設置の可能性について協議していきます。

シャワー施設についても望む声があることは承知していますが、水量の確保の問題や温水器などの整備も必要になるため、費用対効果も含めて検討したいと思ひます。

最後に、議員御指摘のとおり、三倉岳県立自然公園が本市の貴重な観光資源であることは間違いありません。この貴重な観光資源を産業としてどのように需要につなげていくか、産業の視点だけでなく多様な形で地域や大竹のまちに関わりを持つ人を増やすことにつなげていけるよう、市のイメージ戦略も含め、来年度以降に策定予定の観光振興計画の中で検討してまいります。

以上で、藤川議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 藤川議員。

○8番（藤川和弘） 御答弁ありがとうございます。

利用時間とお休み、前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。ぜひ、協議会、関係団体をはじめとする方々、利用者の声が一番大事になってくると思います。また、今のニーズに合う三倉岳休憩所の利用時間を考えていってほしいと思います。どうかよろしく願いいたします。

あとトイレですが、ボルダリング大会で簡易でトイレを用意したのも、やっぱりそういう大会とか利用者が不便であるからこそです。大会に参加された方にお話を聞きました。トイレの設置は時間が短縮になるのでありがたい、トイレがあると山岳部のほうまで挑戦しに行けるんだと、トイレのたびに山から下りなくて済むという……。ですが鍵がないので、先ほども言いましたが、不安という声がたくさんありました。本当にそのとおりだと思います。

先ほども市長のほうから、コンポストという声がありました。コンポストトイレや今回のボルダリング大会で用意された簡易のトイレもぜひ視野に入れていただいて、設置場所等、関係団体と利用者の御意見をしっかり取り入れた意見を、県のほうに強い要望、引き続きどうかよろしく願いいたします。

続いてWi-Fi環境の整備とシャワーなんですけれども、まず三倉岳休憩場に設置することについては、県のほうにももちろん要望を上げていただきたいなと思いつつ、休憩所は市の管理ですので市でも設置できるのではないかなと思いつつ聞かせていただきます。

Wi-Fi環境についていろいろ調べてみました。衛星ブロードバンド、スターリンクを活用した山小屋Wi-Fi提供開始というネット記事を目にいたしました。スターリンクとは、衛星を活用した衛星インターネットサービスです。このサービスはインターネット通信を利用可能にし、特に環境的に不利な地域やインフラが整備されていない場所でのインターネット接続を実現することを目的とするものです。

シャワーについても調べました。カセットガスの湯沸器がございました。プロパンガスを設置しなくて済みます。カセットガスは使われる方の負担にすれば、予算はかなり削減できるのではないかと考えます。市でWi-Fi環境やシャワー設備を、三倉岳休憩所に、お考えを聞かせてください。

○副議長（寺岡公章） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（三浦暁雄） ただいま御指摘をしていただきました三倉岳の休憩所につきましては、御指摘のとおり市の管理となっております。ただ、水のほうはキャンプ場のほうから引いておりますので、県のほうとも協議しながらというこ

とになろうかと思えます。

今、休憩所のシャワーとかWi-Fi、いろんなものがあるんだということで御提案をいただきました。今後よりよい環境整備を目指していきたいというところから今後も研究していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 藤川議員。

○8番（藤川和弘） 前向きな御答弁だと思います。ありがとうございます。

Wi-Fiの質問をするときに私いつも言わせていただいているんですけど、私の経験です。防災メールで、三倉岳キャンプ場付近で熊の目撃情報がありました、御注意くださいとの内容です。

私はこの時間、三倉岳にいました。でもこのメールが届いたのは山を下りてからです。理由は、電波の入りが悪いからメールが届いていないのです。もちろん防災無線も、三倉岳の近辺は聞こえません。三倉岳にいる人間に三倉岳で熊が出た情報が入っていません。これが今の現実でございます。

シャワーですが、関係団体や利用者に聞き取りしますと、クライミングや登山される方、連泊される方が非常に多く、皆さんお風呂に入り山を下りているとのことでございました。前回のボルダリング大会の参加者も、広島県・山口県・鳥取県・岡山県・大阪府・兵庫県・京都府・三重県・熊本県・宮崎県・福岡県・滋賀県・アメリカの方も参加されておりました。70名以上のエントリーです。市外の方がたくさんいらっしゃいました。皆さん、シャワー設備があればとおっしゃっていました。

ぜひ、三倉岳を利用される方々により快適な時間を提供するために、Wi-Fi環境とシャワー設備の研究をどうか引き続きよろしく願いいたします。

もう1点、すみません、質問させてください。最近三倉岳では、キャンプサイトの拡張や木々の伐採など環境整備が進められているように見受けられます。本来、三倉岳の管理を担当している広島県、今後の三倉岳の活用や整備についてどのような方針や計画をお持ちなのでしょうか。お願いいたします。

○副議長（寺岡公章） お答えできますか。

産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（三浦暁雄） 県の整備計画についてお答えいたします。

令和6年度につきましては、中央トイレ間仕切り設置工事及び補修が必要な外灯の再塗装を行っていただきました。令和7年度はテントサイトの拡幅や水たまりの解消工事に必要な測量設計及び危険木の伐倒処理を行う予定となっております。

県に対しましては、先ほど市長答弁にもございましたように、Wi-Fi整備をはじめといたしまして老朽化施設やテントサイトの改修など、複数の項目について毎年度要望をさせていただいております。この中で、県の予算の範囲内で優先順位が高く、実施可能なものから整備を行っていただいているという状況でございますが、限られた予算の範囲内ですので、全てがすぐに対応していただけるという状況にはありません。

今後も要望を続けまして、広島県とも連携をしながら、三倉岳県立自然公園のよりよい

環境整備に努めていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 藤川議員。

○8番（藤川和弘） ありがとうございます。本当に毎回、毎回同じような形で質問させていただいて、本当に感謝します。前向きに考えていただけることもよく分かっているんですけども、最後にもう一回だけ思いを言わせてください。

三倉岳は、地域の大きな可能性を秘めています。豊かな自然環境は登山やボルダリングといったアクティビティーに最適であり、チャレンジ精神や克己心を育む絶好の機会となります。

また、三倉岳は観光振興を重点施策としており、令和11年には年間観光客数50万人という具体的な目標も設定されております。これらの施設整備を進めることで、登山やボルダリング、キャンプなど多様なアウトドア・アクティビティーの拠点にして、さらなる観光振興と地域活性化につながると思います。

また、日常的な維持管理についても対応が必要な箇所がございます。先ほども課長の答弁がありましたように、キャンプ場のテントサイトの水たまり、早急にやっていただきたいと思います。また、古くなった木製のテーブルや椅子の修繕など、キャンプサイトの中にありますトイレの壁の補修とか、そして炊事棟にあります電気配線の修繕、何かついたり消えたりして本当にスイッチが壊れているみたいなんですよ。本当にすみません、細かいことなんですけれども、これらも全て利用者の声でございます。

これらの基本的な施設の修繕も安全で快適な利用環境の確保に不可欠であり、早急な対応をぜひお願いしたいと思います。本市の貴重な観光資源である三倉岳の魅力をさらに高め、より多くの方々に安全かつ快適に利用していただくため、今後とも引き続き、どうかよろしくお願いします。

以上で終わります。

○副議長（寺岡公章） 続いて、12番、山崎年一議員。

[12番 山崎年一議員 登壇]

○12番（山崎年一） 12番、風の山崎でございます。

今回の私の一般質問は、新年度予算における若者の定住促進や子育て支援・人口減少対策を問うと題しまして、市長及び執行部の方針を質してまいりますので、よろしくお願いします。

本年2月1日の朝刊、転出超過が4年連続で広島県が全国ワースト1位。広島県の端っこに住んでおります私も、4年連続に思わず、あ、と言葉が出ました。広島の地に来られる人、仕事や家庭の事情や進学などでこの地を離れる人、様々な移ろいがある中で、4年連続ワーストに加えて、今年は転出超過が1万人を超えたのは広島だけ、その増え幅が最も拡大したのも広島。選ばれない広島との報道に、住みよさランキング・地方創生・定住促進・子育て支援などの言葉が私の頭をかすめました。

総務省は1月31日、住民基本台帳に基づいてまとめた2024年1年間の外国人を含む国内での人口の移動報告を発表いたしました。広島県の去年1年間の人口移動は、転出者が転

入者を上回る転出超過が1万711人で、4年連続で全国最多になったと発表したわけであり、それから1か月後の2月28日に、今度は出生数最小72万人、前年比5%減、人口減少に歯止めがかからずの新聞記事でありました。

そういった中で、新年度の予算説明で入山市長は、県内トップクラスの子育て支援と大きく胸を張られました。充実した子ども医療費助成事業は、1日500円までの自己負担額を撤廃し、子ども医療費の完全無償化の実施、令和5年度からの小・中学校の学校給食費の全額免除と昨年10月からのおむつ宅配事業の継続実施など、まさに広島県内トップの自治体の取組だと評価いたします。また、来年度の予算編成でも、魅力的なまちづくりのための未来への投資として将来に向けた取組など、直面する課題に積極的に取り組まれる姿勢が見てとれます。

一方で、人口問題は地方自治体にとって今や永遠の課題でありますとともに、一朝一夕で解決できない難問でもあります。とりわけ若者世代が流出することは、人口構造が停滞し、地域の経済活動の縮小・活力の低下を促し、結果として自治体の衰退を招くことになります。

1点目に伺います。これまで本市は数々の人口減少対策・少子化対策・定住促進・子育て支援などに取り組んでこられたと思いますが、それらの取組についてお伺いいたしますとともに、過去の取組に対する評価もあわせてお伺いいたします。

次に、本市におきましても人口は依然として減少傾向であります。しかし、社会動態は減少幅が小さくなっているようであります。とはいえ本市の人口も2月1日現在2万5,300人となりました。企業城下町として栄えた本市も、構造改革や産業構造の変化は避けられなかったのではないのでしょうか。

そこで、2点目に伺います。本市の人口減少について近年の状況、またその状況についてどのように判断されていらっしゃるのかも伺いいたします。

今後、社会構造の変化や労働環境の変化に速やかに対応できるとともに、若者や女性が安心して安全にゆとりを持って働ける労働環境の整備が求められています。

そこで、3点目に伺います。若者や女性が定着し、働く世代が集う大竹市の実現が求められているわけですが、若者の定着や子育て世代に焦点を当てた定住促進などの施策が新年度の予算でどのように取り組まれているのかをあわせてお伺いいたします。

折しも本市におきましても、第2期まちづくり基本計画の策定と大竹市人口ビジョンの改定に取り組んでおられます。

そこで、4点目に伺います。今回の人口移動調査で明らかにされた人口動態が本市の今後のまちづくりにどのような影響があるのか、今後どのような取組が必要なのかについてお伺いいたします。

先ほどの総務省の発表では、広島県は転入が1,271人減って4万3,389人、転出が1,960人減って5万4,100人で、転出が転入を1万711人上回る転出超過となったわけであり、前年よりおよそ700人減りましたが、1万人を上回ったのは全国で広島県だけ。4年連続で全国最多とのフレーズは、多くの県民に衝撃を与えたものと思います。

政府は近年、看板政策として地方創生を掲げて取り組んできましたが、思うような成果

が見られていない現状が明らかにされたような気がします。中山間地域から人口が減るといふ以前の環境から、広島市などの中心市街地からも人口の流出が目立ち、中核地方都市のダム機能の課題も見えてきました。

東京への転入超過はコロナ禍により行動制限などで一時的に鈍化しましたが、2022年以降再び増加に転じ、昨年は前年比7,321人増の46万人にも及び、転出者が38万人であったことから、首都圏の一極集中は引き続き解消されていません。

一方で、地方自治体が独自に教育環境の整備や子育て支援などを充実させ、若い世代への取組を広げて若者や女性に積極的に定住や移住を呼びかけられ、選ばれる地方自治体を実現され、成果を上げられた自治体もあります。

そこで、5点目に伺います。そういった成果を得られた先進市の支援策を積極的に取り入れて本市に適応させ、そういった対策を取られるというお考えはありませんでしょうか。

広島県の転出超過1万711人のうち日本人は7,218人で、世代別では20代が6割を占め、若年層の県外流出が大きな課題となっています。一方で、日本人と外国人を合わせた場合は男性が5,089人、女性が5,622人、年齢階層別では20歳から24歳が4,439人で最も多く、25歳から29歳が2,176人で、20代が61.8%を占めています。次いで30歳から34歳が901人、15歳から19歳が685人と、若い人が転出されるという深刻な状況であります。

そういったことから、広島県は昨年4月、30代までが転出超過の8割を超えていることから、若年層の社会減少要因調査を3,065万円の予算で、若年層ら2万人を対象に、居住地や就職先などの動向についてアンケート調査を行いました。その結果を分析し、成長志向の大学生が成長イメージを持っている企業や大企業が広島にあることに気づいていないと推定され、県は来年度以降、分析を具体的に政策に落とし込む方針ということになります。

そういったことから新年度の施策に注目したいところでありますが、早速広島県の経営企画チームは、将来の活力となる若年層が減っているのは課題と受け止めている。実効性の高い対策を集中的に講じたいとされ、2025年度、若者減少対策として県内の就職促進など23事業に取り組み、98億5,000万円を投入する方針だということになります。

湯崎広島県知事は、広島県が目指す社会動態の均衡の実現には至っていないと、昨年の報告を受けて今年度もプロジェクトチームを発足され、実効性の高い対策を来年度以降も集中的に講じていくとされ、県内の市や町、産業界等に幅広く連携しながら、社会動態の均衡を目指していきたいと決意を述べられているようでございます。

そこで、6点目に伺います。知事は県内の市や町、産業界とも幅広く連携しながら社会動態の均衡を目指していきたいとのことですが、どのような連携が想定されるのか、本市としても積極的な取組が求められると思いますが、広島県との連携について伺いをいたします。

ところで、広島市も転出超過が2,505人となり、全国の政令指定都市で最多の減少となったこと、20代の転出超過が4割弱だったことを受けて、広島市政策企画課は、年代別や転出先を詳しく分析したい、若者にやさしいまちづくりや子育て支援に取り組み、転出超過の抑制と合計特殊出生率を向上させる対策をさらに強化していくとされています。

先ほどから取り上げさせていただいておりますように、広島県も県内市町も、人口減少・少子高齢化対策・若者支援・定住促進に向けて懸命の取組であります。また本市におかれましても、産業や経済の中心を支えてこられた大手企業が転換期を迎えられ、企業で働く社員が減少し、大きな集合住宅に空洞化が見られるようになりました。朝夕の自転車での通勤風景も見られなくなり、町なかの人の往来も閑散としております。

これからの自治体の施策が人口移動に大きな影響を与えることは明らかであります。人口移動が本市の今後のまちづくりにどのような影響があるのか、今後どのような取組が本市に必要なのかをお伺いしまして、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 国全体で人口減少が続き、広島県におきましても転出超過が全国1位という状況でございます。それを危惧され、本市の状況や今後のまちづくりについて、当初予算を踏まえて御質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

初めに1点目の、これまで取り組んできた人口減少対策や子育て支援等の定住促進施策とその評価についてでございます。

本市では、先人の皆様が未来の大竹市のあるべき姿を想像し、厳しい時代にも着実にまちづくりを進めてきたこの大竹のまちを、次の世代によりよい形で引き継げるよう様々な施策に取り組んできており、近年では特に子育て支援に力を入れています。

具体的には、ハード面では晴海臨海公園の整備、子育て支援センターや認定こども園の建設、小・中学校の建て替え・改修を行い、ソフト面では学校給食費支援事業や子ども医療費助成事業の対象年齢の拡大などの経済的支援に加え、おむつ等宅配事業、奨学金貸付事業における所得の認定基準の見直しのほか、子ども食堂への支援も実施しています。

評価につきましては、子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート結果から、子育て支援施策全体についての満足度が上がっていることを確認しています。また、平成27年度に策定した人口ビジョンにおける令和2年の目標値も達成し、人口戦略会議が令和6年に発表した自治体の持続可能性の分析結果において、消滅可能性自治体の該当からも外れています。

次に2点目の、人口減少についての近況をどのように捉えているかについてでございます。

本市の人口動態は出生数に比べ死亡数が大幅に多くなっており、令和5年ではマイナス301人と、年々自然減が増えています。一方で、転入者と転出者の差である社会増減は近年おおむね拮抗しており、本市の人口減少の主な要因は自然動態の影響が大きいと考えています。

次に3点目の、新年度予算における若者の定着、子育て世代に焦点を当てた定住施策の取組についてです。

本市はこれまで給食費の無償化、おむつ等宅配などの様々な子育て支援に取り組んでき

ました。新年度においてはこれらの子育て支援事業を継続するとともに、子ども医療費を完全無償化するなど子育て支援の充実を図ります。

また、定住対策は子育て支援以外の分野についても総合的に推進していくことも重要です。特に本市の場合は、市街地に一定の面積の土地があれば家屋が建設されていることから、市営住宅の跡地活用等に引き続き取り組むとともに、新年度予算においては住宅・空き家の改修・除去等に要する費用の一部を補助する住宅改修等補助事業を拡充するなど、住宅地となる土地が市場に増える可能性がある取組を進めます。

次に4点目の、今回の人口移動報告で明らかになった人口移動の影響をどのように考え取り組んでいくのかについてでございます。

総務省が公表した2024年の住民基本台帳人口移動報告によると、広島県の転出超過は1万711人と4年連続全国最多で、中でも若者の転出が目立っており、20代で6割を超え、15歳から34歳では8割近くを占めています。

一方で本市の人口移動は、年齢別では10代後半から20代前半の転出が多く、逆に20代後半の転入が多くなっています。また、人口移動全体の転入者数と転出者数の差では、広島県とは異なりおおむね拮抗しており、一定程度の住宅地の分譲やマンションなどの集合住宅が建設された都市では、転入者が増える傾向にあります。

これらのことから、本市は住む場所として選ばれる一方で可住地が少ないことが課題であり、可住地を増やすことが重要であると考えています。

次に5点目の、先進地の施策を本市に適応させる取組についてです。

他自治体で効果を上げた施策を実施しても、自治体の置かれた環境によっては期待する効果が得られない場合もあるため、情報収集だけでなく実現可能性や期待する効果の検証が欠かせないと考えています。

なお、今年度から実施したおむつ等宅配事業は、先進市である尾道市や明石市を視察し、その取組を本市に合った施策に適応させ、導入した事業になります。

最後に6点目の、広島県との連携についてです。

広島県では4年連続大幅な転出超過となっており、特に若者の転出割合が多いことが喫緊の課題です。この課題に対して広島県では、若者に広島県のよさを知ってもらい選んでもらえるよう、令和7年度には広島県と県内各市町で具体的な取組に向けて意見交換していくことと伺っています。

先日国が示した地方創生2.0においては、当面人口や生産年齢人口が減少するという事態を受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長を促し、社会を機能させる対応策を講じていくことが示されました。

本市においても、国と同様に人口減少の問題は短期間で好転することは難しいとの認識の下、人口減少が続く中でも今を生きる世代が充実した暮らしがこの大竹のまちでできますように、まちの機能を維持し、活力を失わない持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○12番（山崎年一） ありがとうございます。

6点お伺いをいたしました。それぞれに丁寧な御答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、その中でもとりわけ最後のお言葉が気になりました。人口が少なくなっても成長できる経済をつくっていく、そしてまちづくりへの希望を教えていただいたような気がします。ぜひ、引き続いてまた御指導をお伺いしながらお願いをしたいと思うのでありますが、再質問をさせていただきます。

令和7年度当初予算の基本的な方向の中で、大竹市総合戦略では、国の方向性や地域課題等を踏まえた4つの基本目標を設定され、第2期まちづくり基本計画の重点戦略として位置づけ、効果的に持続可能なまちづくりを推進しますとされております。

そして、4項目を挙げられております。大竹市に仕事をつくる。大竹市へ人の流れをつくる。出産・子育ての希望をかなえる。魅力的な大竹市をつくると掲載をされています。これらの4つの項目は、自治体に居住する住民にとってはいずれも重要な項目でありますし、これらの4項目のうちどの項目が欠けても、自治体は衰退と消滅に向かうことは明らかであります。

そのようなことから、この4項目ですが、一方でこの4項目がまちづくりに定着すれば活性化することは間違いのないわけであります。地域の活性化は短期間では結果が出せません。中長期的に施策を継続することで新しい産業が成長し、活性化につながるようになります。

今、もう一つは、若者の意見や思い、ニーズを大切にすることとされています。中長期的に産業や経済を担うのは若者世代だから、若者世代が魅力を感じる施策を取り入れることが必要だと言われています。地域活性化・文化・産業・経済を盛り上げて税収を確保し、その地域に働く人が安全で安心して暮らせる持続可能な社会を築くことだと思えます。

そういったところで、この4項目は非常に重大な問題であります。新年度予算に盛り込まれた施策について御紹介いただければと思うのでありますが、よろしくお伺いいたします。

○副議長（寺岡公章） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） それでは、策定中の総合戦略の4つの柱に対する具体的な事業について、私のほうから述べさせていただきます。

まず1点目の、大竹市に仕事をつくる。こちらの具体的な事業といたしましては、産業の振興が主となりますので、市内企業の設備投資を促すための産業振興奨励金事業、また新たに市内で創業する方や商品開発を行う企業、人材育成として技能講習費用の一部を補助する事業などが該当してくると思います。

また、新年度予算では新規事業といたしまして、介護・福祉分野人材確保事業や公共交通運輸士確保支援補助事業など、市内の企業を支援することで仕事の確保につながる事業を盛り込んでいるところでございます。

続きまして2点目の、大竹市へ人の流れをつくるの具体的な事業でございます。小方新駅の設置や旧小方小・中学校の跡地の活用などの小方地区のまちづくり事業、また晴海臨

海公園整備事業、玖波地域交流施設整備事業など、市外の方が本市を訪れたいと感じ、呼び込む事業となります。

新年度予算では、晴海臨海公園の大型遊具広場の人工芝化をはじめ、新規事業としまして、民間美術館との連携も含め市の観光施策を計画的に進めるための観光振興計画策定事業や、情報発信の強化といたしましてSNS等情報発信事業を盛り込んでいるところでございます。

続きまして3点目の、出産・子育ての希望をかなえる。こちらは子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の結果から、子育て世代が市に求める支援としましては、経済面への支援や子供が安全に遊べる屋外・屋内の施設の充実が突出して高い状況でございました。したがって、具体的な事業としましては、経済的負担の軽減として学校給食費支援事業やおむつ等宅配事業、そして新年度予算では子ども医療費助成事業として、完全無償化を実現することを盛り込んでおります。また、遊び場につきましては先ほども申しましたが、晴海臨海公園をさらに充実させるとともに、子育て支援センター等を運営する事業が該当してまいります。

最後に4点目の、魅力的な大竹市をつくる。こちらは1点目の大竹市に仕事をつくるから、3点目の出産・子育ての希望をかなえるを含めまして、非常に幅広い分野の事業が、魅力的な大竹市を実現するための事業となります。

例えばこいこいバスの運行をはじめとした市内の交通網の形成としての地域公共交通整備事業、市民の方の相談などを包括的に行うまるっと大竹事業、ふるさと納税の取組などもこの事業に該当していると思っております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○12番（山崎年一） ありがとうございます。

たくさんの事業を御紹介いただきましたが、私はまだまだ予算書の読み込みが足らぬのだな、すぐ予算委員会が始まるのに非常に申し訳ないと思いながら、今御答弁を伺っておりました。

それで、2点目の質問に入らせていただきます。

先ほどの総務省の人口移動調査の公表というのは、各自治体の新年度予算編成に大きな影響を与えたようでありまして、今回の自治体の予算編成の中で目立ったものは、呉市の教育・子育て事業に重点、東広島市の保育環境の充実を図る人口や税収増などでしたが、際立ったのはやはり大竹市の子ども・子育て無料化や、朝日新聞が報じました子ども医療費完全無償化でありました。

そのほかの自治体はそれぞれ各自治体の問題を提起されて、課題として挙げられたようではありますが、中国地方の5県は、東京一極集中が進む中で各県とも人口減少対策に重点配分した編成とされております。若者の県外流出の抑制や少子化の克服に向けたPR事業、若者や子育て世代に焦点を当てた支援策が目立ったということを感じております。

若干見てみますと、広島県は、先ほど御紹介しましたが98億5,000万円で23事業でした。若者減少対策を中心にとらえ、据えるということでありましたが、山口県は定住促進に向

け、県内で住宅購入した若者には、29歳になる年度末まで住宅ローンの利子の半額を毎月1万円を上限に支給する。岡山県は若者の結婚支援に力を入れる。結婚希望者の出会いの機会を見つける事業の拡充、結婚生活の費用を助成する自治体を財政支援する。社会減対策は、転出の目立つ20代女子学生のUターンを促すイベントの実施。島根県は子育て家庭の支援に重きを置く子ども医療費の支援対象を広げ、若者の県内就職の促進など新しい人の流れづくりを始める。鳥取県も若い世代の視点に立った就職・移住情報の発信のほか、女性が働きやすい環境づくりに向けた無意識の偏見の解消に県民運動として取り組むなど、2025年度予算案では各県市町とも、若者流出の抑制や少子化克服へ必死の取組であると思えます。

ところで、本市においては現在人口ビジョンの作成中でありまして、素案では、第3章人口の将来展望の2で目指すべき将来の方向とありまして、1に子育て等に関する希望の実現、安心して働ける環境の整備、持続可能な生活基盤の確保が挙げられています。

先ほどの4つの基本目標と重複するところがあるかと思いますが、違う分野もあるような気がしますので、これらの取組について改めてもう一度具体的に御紹介をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） それでは、策定中の新たな人口ビジョンの3つの方向について、私のほうからお答えをさせていただきます。

なお、現在策定中の新人口ビジョンのポイントとしましては、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計よりも人口減少速度を緩やかにするために、1つ目が合計特殊出生率を少しでも上昇させていくということ、そして2つ目が社会動態、転入と転出の均衡を図ることを目標としており、これを実現するための3つの方向を設定しているところでございます。

1つ目の、子育て等に関する希望の実現につきましては、先ほど総合戦略で示しました4つの柱の1つである出産・子育ての希望をかなえると連動しておりまして、子育てニーズを的確に把握し、それに沿った取組を実行していくことで、安心して産み育てることができる環境を整備することで、合計特殊出生率の上昇につなげていきたいと思っております。

2つ目の、安心して働ける環境の整備につきましては、先ほどの総合戦略で示しました大竹市に仕事をつくと連動いたしまして、産業振興等により働く場をつくることで転入者を増やし、社会動態をプラス方向にできればと考えております。

3つ目の持続可能な生活基盤の確保につきましては、先ほどの総合戦略で示しました魅力的な大竹市をつくと連動しており、幅広い分野で生活基盤を充実させることで、住んでみたい、住みたい魅力的な大竹市を実現し、転入や定住につなげることで、社会動態をプラス方向に転じていければというふうに考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○12番（山崎年一） ありがとうございます。人口ビジョン、これもまだまだ私も読み込み

が足らんでありまして、しっかりと勉強させてもらいたいと思います。

それでは、3問目に入ります。

本市においても、これからも引き続き少子高齢化・人口減少は進むと思います。これらの進行というのは経済活動の停滞や市民生活への悪影響を招くということは、先ほども申し上げました。また、本市の経済活動は近隣市町からも働きに来られる方や消費活動で、近隣市町の皆さんに支えられているという部分が大きいのではないかと考えております。

そういった中で、周辺人口の動態も本市の発展を左右するのではないかとと思いますが、そういったことから近隣市町との連携が必要と思いますが、こういった近隣市町との連携はどのようにお考えになっていらっしゃるかということをお伺いします。

それから、人口の減少は自治体にとって多くの重要な負担を強いると考えておりますが、人口減少による負の部分について、人口が減少することでどのようなマイナス部分があるのか、具体的にお気づきのことがあれば教えていただければと思います。

もう一点は、子育て支援は県内自治体でまさにトップクラスであります。今後、本市が行うべき子育て支援施策はどのようなものが想定されているのか、そういったことについてもお伺いをいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（寺岡公章） 課長。

○企画財政課長（三井佳和） 1点目の、広域的な取組でございます。

先般、広島広域都市圏の松井会長が挨拶で言われておりましたが、やはり先ほど市長が言われていましたように、全国的にやはり人口減少というのはもう避けて通れない、そういう中で、減少はするけれどもその地域が独自に魅力的なまちをつくり上げていくことが大切。そして、なおかつ都市間競争をせずに幅広い地域で魅力を高めていきましょう、それが広島広域都市圏200万人構想の目指すところだというようなお言葉がございました。我々もそういった一員として、一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っております。

それともう1点、マイナスの影響についてでございます。

一般論としましては、先ほど来、山崎議員も言われていましたように、労働力不足と産業の衰退、またインフラ・公共交通サービス等の維持が困難になるということ、また空き家・空き地の増加とか景観の悪化、地域コミュニティーの衰退などの可能性もあると思います。そして税収等の減少による財政の悪化や行政サービス水準の低下、そういったことがあるというふうに言われております。

ただ、繰り返しになりますが、人口減少する中でも魅力的な大竹市をつくることに、全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。念のため、最後になりますのでお願いします。

○12番（山崎年一） 失礼します。本市の子育て支援、先ほど申し上げましたが、まさに全国的に見ても非常に高いレベルであるということは間違いのないと思います。しかし、現時点で高いレベルの子育て支援も、経年とともに状況が変わります。全国レベルで見たり、広島県内で見た場合のレベルで考えると今日現在は高いわけですが、現在の広島県

内トップクラスの子育て支援は、来年度にはトップクラスと胸を張れないような事態が訪れるかもしれません。あるいは逆転する自治体が現れるかもしれません。

ところで、東京都などは早くから高い税収入の下で、公立の小・中学校の給食費無償化が図られております。一方で、無償化が図られている自治体は全国的に見ても全体の3割と言われておりますから、大竹市の給食費の補助率というのは非常に高いのかなと思えます。

ところで、2月25日に自民・公明・維新の3党は給食の無償化について合意し、2026年度に小学校から始めるとし、中学校もできる限り速やかに始めると決めました。この構想どおりに行きますと、2026年度からは、小学校だけではありませんが学校の給食費の無償化が始まりますと、学校給食費については他市町と同一のレベルになり、本市の優位性はなくなります。こういったことから見ると、新たな子育て支援に踏み出すことが求められているのではなかろうかと、今から危惧をしておるわけでございます。

といったところで、2026年度からこの小学校給食が無償化されますと、現在大竹市が負担しております小学校の学校給食費は浮いてくるわけでございます。国の給食無償化による財源を利用して、ゼロ歳児から2歳児までの子供たちの幼稚園・保育所・認定こども園等の利用料を無料化されるといったお考えについてお伺いをしたいのでありますが、大変大きな課題だと思っておりますが、ぜひ前向きに御検討いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、最後の質問でございますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 議会の皆様方のお一人の提案を受けますと、ほかの議員の皆さん方から全てお叱りを受けるようになりますので、ここでは回答を控えさせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により休憩をいたします。

再開を午後3時45分といたします。

~~~~~○~~~~~

15時32分 休憩

15時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行いたします。

続きまして、3番、豊川和也議員。

〔3番 豊川和也議員 登壇〕

○3番（豊川和也） 市民の味方の豊川和也でございます。

この3月2日夜に、私、ある決断をしまして、市役所の3階まで突っ走ろう、そう決意いたしました。ということでございまして、通告に基づき質問をさせていただきます。

まず、北朝鮮による拉致問題についてでございます。

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在17名が政府

によって拉致被害者として認定されております。北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、重大な人権侵害でございます。広島県大竹市におきましても、特定失踪者、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者の方が1名おられます。こうした事実を踏まえ、政治家である入山市長のお考えを、たった一度も聞いたことがございません。市長のお考えをお伺いいたします。

また、毎年12月4日から10日は人権週間になっております。12月10日から16日までは北朝鮮人権侵害問題啓発週間であり、国と地方自治体は、この週間の趣旨にかなうように様々な事業を実施しております。現在の本市においての取組、そしてこれからの取組などあれば、お答えをお願いします。

拉致被害者の方々の一日も早い帰国を実現すべく、私の命がある限り、この重大な人権侵害については周知徹底、訴えてまいります。

次に、教育漫才についてでございます。

埼玉県越谷市立新方小学校の当時校長を務めていた田畑栄一さんが、教育漫才で自殺・不登校・いじめのない学校を1つでも多くつくれたらと考えられ、こちらの小学校に漫才を取り入れたということをお聞きし、ふだん全く読まない田畑氏の本を私が熟読しまして、広島県大竹市におきましても小学校で笑いを、漫才教育を取り入れてもらえないかという御質問、御提案になります。

教育漫才といいましても、まずびんどこないと思います。漫才というと、たたく・暴言などのイメージがどうしても先行して抵抗がありがちですが、教育漫才ではルールが2つだけあります。暴力はしない、たたいたりしない、蹴ったりしない、そしてうざいとかきもいとか、相手が不愉快になるような言葉は使わない。この2つだけです。

こういうマイナスイメージの言葉で笑いを取るということを冷笑といいます。こうしたことは人を傷つけてしまうということを教育漫才においては指導する。日頃のコミュニケーションの中で冷笑に教師も笑ってしまうと、ついつい見逃してしまう。これがいじめにつながってしまうときがあります。朗笑といいまして、温かい笑いを皆さんに見てもらおう学習になります。

まず、漫才教育のメリットとしまして、くじ引で相方を決めることでクラスの間人間関係が広がっていくということです。子供たちは登校班が一緒であったりとか、席が隣であったり、意外とちんまりとした人間関係をつくっているケースが多いと思いますので、興味が一緒であったりとか、そこ面白いね、そこをネタにしようかと話し合ったりするので、お互いに知らなかったりするところを知ることができるようになるということ。そうすると周りの子供たちも、あの子とあの子は意外と仲よくしているなと思うようになって、人間関係の輪がつながっていったらいいと思います。

漫才という難しいイメージがありますが、教育漫才では3段落ちという型をベースにネタをつくっていくので、意外とみんな笑うとのこと。大きな笑いは取れなくても、クスツとした小さな笑いとかは必ず取れるようになる。思っている以上に、そんなに難しいことではないそうです。

私1人が提案し、実現に向かおうなんて思っておりません。学校は児童生徒・教職員・

親御さん・地域の方々と連携し、成り立っております。皆さんの御意見が一番大事なことです。本市におきましても、来年度からといきなりの取り入れは難しいのは重々承知でございますが、漫才を教育に取り入れている学校があるということをもっと知ってもらいたく、少しでも理解していただけるようにと議会で質問させていただきました。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

次に、大竹駅伝の再開催についてでございます。

大竹駅伝が中止になり、これまで大竹市の議員が一般質問をしても再開催はないとのことで、本市が壁をつくったままですが、私自身は12月はリレーマラソン、1月は伝統のある大竹駅伝を再開催してもらいたいと願っておりますが、本市が開催困難な理由として、開示請求した文書を見ますと、1、新規ボランティアスタッフの研修期間がなく、運営引継ぎが不十分なこと。2、数年ぶりの開催となり、走路沿いの地域住民や商業施設への周知が不十分なこと。3、大会開催中に生じる交通渋滞に対する周知・対応が不十分なことが書かれており、あと、私が中止直前に職員から、みどり橋西詰交差点など車通りが多いので、慣れているスタッフの御高齢化があり難しいとお聞きしました。

毎日開催するというわけではないので、新規ボランティアスタッフは1年前から募集し、その間で時間をつくっていただき研修をしてもらえばよいと私は考えますし、何でしたら予算計上して、新規スタッフにはしっかりと責任を持ってもらうためにも報酬をお出しして、ベテランのスタッフと引き継いでもらえませんか。

走路沿いの住民地域や商業施設の周知が不十分なことも、1年前から真摯に取り組み、御理解を得たらどうでしょうか。みどり橋西詰交差点において車を止め、走者と交わらせることによりスタッフの誘導に技術が要するというなら、こちらの交差点をコースにしない走路にすることもできると私は考えます。

総合市民会館に大竹駅伝の歴史VTRが流されておりますが、見れば見るほどこちらの大会で駅伝を走ろうという方々が、広島県内から大竹市を目指して来てもらっていました。このままだと、本当に大竹市は通り過ぎるまちになってしまいます。走者を応援する観客の方もすごく多かったと私自身は感じております。大会前に試走などでも、いろいろな選手が来られていたと記憶をしております。1年に1回です。毎日開催してほしいと言っているわけではありません。どうかこの伝統にもう一度火をともしわけにはいかないでしょうか。大竹駅伝の再開催についてお伺ひいたします。

次に、防災・災害時に関する避難施設や電源確保の取組についてでございます。

今回の防災に関する質問は、災害時の避難施設や電源確保についての質問になります。広島県大竹市は、いざというときに備えて様々な民間団体と災害時協定を結んでいます。現在、台風や大雨の際に開設される避難場所においては、本市の職員が開設をしにいくところがほとんどとなっております。これにはそこまで行くリスクも考えなければならないし、判断や動きも鈍くなってくると考えられます。

そこで、本市の避難場所に在住している自主防災組織と本市が協定を結び、避難場所が開設された際に災害対策本部が通信手段を用いて自主防災組織に伝達し、避難場所を開設・運営したら効率がよく、地域の方々は素早く避難に移れると考えます。

次に、災害時の電源確保についてです。備蓄する際に、食料や水のお話は以前の一般質問でもさせてもらったことがございますが、電気も重要だという質問になります。

令和6年1月1日の能登半島地震では停電が約1か月続き、防災用品としてポータブル電源が活躍したとお聞きしました。災害時に電気が使えないと、ふだん医療器具を使用している人が使用困難になる、通信手段であるスマートフォンの充電ができなくなり通信ができなくなる、電気を使う冷暖房器具が使えなくなるなど、様々な困り事が発生いたします。本市でのポータブル電源、ポータブル発電機の備蓄など、お考えはございますか。

次に、おととしの大竹市議会議員一般選挙における現職ベテラン議員の選挙時における事前運動の疑いについて、再度お伺いいたします。

この問題について過去に一般質問もさせてもらったこと、決算特別委員会でも質問させてもらったことがございました。この件に関して大竹市の議員も執行部の方もだんまりで、このベテラン議員に私は後で何をされるやら分からず、少し怖いのですが、少しの勇気を持って……。このベテラン現職議員の後援会と思われる収支報告書には、金額13万2,000円（後援会申込書入会書作成）と記載があるだけで、はがきの記載はございませんでした。こちらが令和5年度になります。

やはり私の指摘するはがきは、選挙活動の立候補準備に使用された可能性が、選挙の事前活動になる疑いもあると考えます。選挙管理委員会としてこのベテラン議員から、はがきの提出を求めたりはしないのでしょうか。

次に、本市における観光の看板についてでございます。

本市におきましては、3月1日は下瀬美術館が開館して2周年ということもあり、本市を訪れる市外の方も増加傾向にあります。先日、黒川1丁目の交差点そばの亀居公園の案内看板を見て、看板周辺に雑草が茂って見えづらくなっており、看板自体も古いことに気がついてしまいました。これから観光に来ていただく方々にとっても、様々な案内看板は分かりやすく伝わりやすいほうが、おもてなしの心がより伝わってくると思います。本市のお考えをお聞かせください。

壇上での質問は以上になります。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） まちづくりを進める中で、行政課題は際限なく起きてまいります。やるべきことは一つ一つ優先順位をつけて取り組んでまいりたいというふうに思います。多岐にわたる御質問、ありがとうございます。

それでは、豊川議員の御質問にお答えをいたします。

2点目の市内の学校に教育漫才を取り入れませんかと、3点目の大竹駅伝の再開催については教育長から、5点目の市議会議員一般選挙における現職議員の選挙時における事前運動の疑いについては、選挙管理委員会事務局長から答弁します。

1点目の、北朝鮮による拉致問題についてです。

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮による日本人の拉致が多発いたしました。こうした行為は我が国の主権及び国民の生命と安全に関する重大な問題であり、国において最重

要課題と位置づけ、長年にわたり全力で取り組んでいます。いまだ問題解決には至っていません。国において拉致被害者と認定された方は17名で、うち5名が帰国を果たしましたが、依然12名の方が帰国できていない状況となっています。また、北朝鮮に拉致された可能性を排除できない方も871名おられ、その中に、議員御指摘のとおり大竹市民の方も1名おられます。

拉致行為は被害者とその家族の人生を奪い去る許し難い人権侵害であり、そうした方の深い悲しみ、苦しみを思いますと憤りを禁じ得ません。長い年月が経過し、被害者や御家族の高齢化も進み、残された時間はあまり多くありません。一日でも早く家族と再会できることを切に願うばかりです。

拉致問題の解決には、国民が心を一つにして全ての拉致被害者の一日も早い帰国の実現を強い意志で示す必要があります。本市におきましても、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の12月10日から16日にかけて、この人権侵害について市ホームページに掲載するとともに、ポスターを公共施設に掲示して、拉致問題に対する認識を深めていただけるよう周知啓発を行っています。

また、被害者の生存と救出を信じる意思表示として、日本海の青と空の青をイメージしたブルーリボンのシールを職員がつける取組を行っています。拉致問題を風化させることなく、一刻も早く家族と再会することを願い、周知啓発に引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

次に4点目の、防災・災害時に関する避難場所や電源確保の取組についてお答えをいたします。

災害の発生が見込まれるとき、市が管理する緊急指定避難場所を段階的に開設していますが、避難者の受入れなどの対応は本市の職員が行っています。議員御提案のように、必要に応じて各地区の避難場所を自主防災組織で開設し、管理運営を行っていただくことは理想的な形だと思います。

現在も地区集会所を自主的に開設し、避難の呼びかけを行っている自治会もありますし、一部の自治会では災害時に市の施設を避難場所として自主的に開設するための覚書を市と締結しています。こういった取組をさらに広げていくよう、働きかけを行ってまいります。

現時点で全ての避難場所の管理運営を自主防災組織の皆様をお願いすることは難しいと思いますが、毎年実施している防災セミナーなどの機会を捉え、避難住民による避難所運営の好事例や留意点を紹介するなど、まずは啓発を進めていきたいと考えています。

続いて、ポータブル発電機の備蓄についてです。

今定例会の議案に上がっている一般会計補正予算で、電動式簡易トイレと組み合わせ、充電式ポータブル電源を2台調達する予定です。

今後避難所として使用する予定の自家発電設備を備えていない施設には、エンジン式の非常用発電機を計画的に配備していきたいと考えていますが、騒音や排気を考慮する必要があります。今回調達するポータブル電源は充電して使用することが前提となりますが、騒音などが発生しないという利点を生かし、設置場所や用途に応じて使い分けることが望ましいと考えています。

なお、現時点で非常用電源機器は充足していませんが、昨年3社のリース会社と災害時支援協定を締結しており、発電機などの機器も必要に応じて調達することとしています。

最後に6点目の、本市の観光の看板についてです。

下瀬美術館の開設やコロナ後の観光需要の回復により、最近はこれまで大竹市を訪れることのなかった方が多く訪れるようになっていきます。本市を訪れる観光客から生まれる消費など、観光需要を増やすためには、既存の観光資源を活用し滞在時間を増やしていく必要があります。

議員御指摘の亀居城址についても本市の希少な観光資源であり、これらの観光資源をスムーズに周遊していただくためには、看板設置は有効な案内手段と考えています。そのためには、情報の古い看板や分かりづらい看板を改修することや、インターネットなど他の案内方法を導入するなど、よりよい手法を検討していく必要があると考えています。

以上で、豊川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは2点目の、市内の小学校に教育漫才を取り入れませんかという御質問、御提案についてお答えをいたします。

教育漫才は、平成27年度頃から埼玉県越谷市立の小学校において、当時の田畑栄一校長が考案し、実践をされております。教育漫才では、漫才をする際のルールとして、暴力は行わないことと、相手が不快になる言葉は使わないことがあります。そのため、人をたたいたり不快になる言葉を使ったりして笑いを取るのではなく、朗笑という温かい笑いをみんなに届けることを行っております。また、教育漫才ではくじ引で相方を決め、漫才を考えることで児童の人間関係が広がり、仲がよくなるのが効果としてあるようでございます。

この取組の目的は、児童同士の人間関係の輪を広げ、お互いを知り理解し合うことで、自殺・不登校・いじめがない学校の実現です。市教育委員会としても、教育目標を「笑顔・元気」かがやく大竹っ子の育成としており、児童生徒の安全を最優先した安全・安心な学校づくりを目指しています。

その実現に向け、児童生徒一人一人が自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え行動できる相互扶助的で共感的な人間関係を構築できるよう、また他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは許さず、互いの個性や多様性を認め合う学校や学級の風土が醸成されるように、授業や行事などを通して指導を行っております。今後も様々な取組を行いながら、児童生徒が安全で安心して過ごせる学校づくりを目指していきます。

次に3点目の、大竹駅伝の再開催についてでございます。

大竹駅伝の終了については、これまで駅伝に携わってくださった市内のスポーツ関係団体の皆さんとの協議などを経て、従来のコースや開催方式・体制では開催が困難と判断し決定したものであり、市としても苦渋の決断でございました。

その背景には、ボランティアスタッフの質・量の確保の問題にとどまらず、公道使用に関わる交通規制の難しさや、道路使用許可を得るために専門の警備員をコース・沿道に多

数配置しなければならないなど、現実的に対応できない理由が多数ありました。

歴史ある駅伝に代わるものにはなりません、関係団体の皆様が主体的かつ積極的に関わり、今できることは何かを考えながら生まれたのが、昨年1月7日に晴海臨海公園で開催された瀬戸内リレーマラソン in 大竹でございます。昨年12月15日には、市制施行70周年記念の冠を付して第2回目のリレーマラソンが開催され、第1回目を超える参加者、来場者で大いににぎわいました。市外・県外からも多くの参加をいただき、市の魅力を発信するスポーツイベントの1つとして今後の発展が期待をされます。市内事業者を中心に50以上の企業などから御協賛をいただき、市全体でリレーマラソンでまちを盛り上げようという機運や期待を強く感じております。

リレーマラソンの開催に際しては、関係団体の皆様や関係職員が大変な苦勞をしながら、安全第一に努めております。冬の大きなイベントとして、瀬戸内リレーマラソン in 大竹に専念させていただきたいと思っております。これからも市民の皆様に愛される大会となるよう、また、本市の魅力向上・発信につながる大会となるよう、市民の皆様と協働で試行錯誤しながら取り組んでまいりますので、御理解をいただければと思っております。

以上で、豊川議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 選挙管理委員会事務局長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） それでは5点目の、選挙に関する御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、公職の候補者はその選挙運動に関する収支及び支出の責任者として、出納責任者を選任する必要があります。出納責任者には選挙運動に関する全ての寄附や収支について精算し、これを記載した選挙運動費用収支報告書を、領収書その他の支出を証すべき書面の写しとともに、選挙の期日から15日以内に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければなりません。

御質問いただきました選挙運動費用に関する収支報告書を選挙管理委員会が受け付ける場合、書類の審査については所定の様式により当該書類が完備されているかどうかを形式的に審査し、受理することとしております。したがって、公職選挙法に規定されている領収書その他の支出を証すべき書面以外の書類などを求めることはございません。

以上で、豊川議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございました。

まず、北朝鮮問題なんですけれども、市長のお考えをたった一度も私は聞いたことがございませんでしたので、もう市長の言葉で直接お聞きできたのがよかったかなと今日は思います。許し難い人権侵害とのお言葉がありましたけれども、私も本当にこの北朝鮮問題だけは許し難いというか、本当に卑劣な人権侵害だと思っております。北朝鮮を迷惑国だとも思っておりますので。

ということで、この北朝鮮の拉致問題に関してですけれども、2つ法律がありまして、地方公共団体には広報・啓発の努力義務が課されております。拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律では、地方公共団体の責務として第3条に「地

方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。」、さらに第4条第3項には「国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。」と、これは努力義務ですが、ございます。

先ほど、人権侵害の啓発週間にはポスター・ホームページ等で本市も啓発をされているとの御答弁がございましたけれども、私も大竹市役所で議会事務局の職員が名札にブルーバッジのシールを貼られているのをちょっとお見かけしたことがありまして、こちらは年中アピールできることなので、ぜひよろしく願いいたします。

本市におきましては、2018年に拉致被害者であります蓮池薫さんが玖波公民館で講演されたというのも記憶にございます。あのとき私は申し込もうと思って公民館に電話したら、定員がすぐ埋まりましたということで行けなかったんですけども、このように広報・啓発に関しては、地方公共団体のほうが得意でやりやすい環境はあると思いますので、広島県大竹市も積極的にこの拉致問題を風化させない努力をこれからもしていただきますように、よろしく願いいたします。本市公式LINEでもぜひ周知してください。私も事務所の前にポスターを貼らせていただいたり、それ以上に周知のほうをさせていただきます。

次に、この拉致問題に関して学校教育の面から聞きたいのですが、アニメ「めぐみ」を御存じでしょうか。北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」は、昭和52年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や懸命な救出活動の模様を描いたドキュメンタリーアニメでございます。

政府拉致問題対策本部の公式ウェブページによりますと、アニメ「めぐみ」のこれまでの活用の一部に、全国にある約4万校の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校へDVDとして配布されていると記載がございます。本市におきましても小学校が3校、中学校が3校ございますが、配布され、現在、児童生徒にこの問題をきちんと伝えるために、学習参考資料とされておりますでしょうか。

また、拉致問題を教育委員会としてどう捉え、今後どういう取組をされていくのかお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（大井一徳） アニメ「めぐみ」の学校活用についてお答えします。

年度初めに内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長及び文部科学省初等中等教育局児童生徒課長より、「北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」によって、学校現場の負担軽減の観点も踏まえつつ、可能な範囲での御協力をお願いいたしますと、映像作品の活用についての協力依頼が届いており、大竹市教育委員会としまして各学校に協力依頼の通知を出しております。

学校においてはアニメ「めぐみ」をインターネットでダウンロードし、児童生徒・教職員等が視聴することができるようになってきました。平成20年度以降、各学校にDVDも送付されております。大竹市内の学校における活用状況では、近年では毎年2校程度の小学校において教職員が視聴して研修を行っています。

次に、拉致問題に関する教育についてです。小学校の第6学年社会科の教科書には、北朝鮮が無理やり連れ去った拉致問題や核兵器の開発の問題が残されていますという記述があります。

また、中学校の公民的分野の教科書にも、日本人が北朝鮮に拉致された問題も解決していませんという記述があり、各学校においては社会科を中心に、拉致問題に関する知識を踏まえ、これからの日本を考える学習などを6つの学校とも行っております。

また、そもそも学習指導要領の前文のほうに、個人の価値を尊重、正義と責任、自他の敬愛と協力、生命を貴ぶ等が記述されておりまして、学校において人権教育に関する態度を養うということは、大竹市内の6つの学校全ての教育活動の基本となり、今後も継続して行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。

ヒアリングのときなんですけれども、アニメ「めぐみ」に関しては希望する学校だけに送付されているというふうにお伺いしたんですけれども、今ちょっとお伺いしたんですけれども、平成20年以降、これはもう各小学校・中学校には送付されているということでお間違いございませんか。

すみません、ではもう一点よろしいですか。ちょっと通告にもなかったんですけれども、平成29年度から行われていますこの北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールというのがあるんですけれども、私も12月に東京に行って、表彰される方を間近で見たりお話を聞いたりするんですけれども、こちらの作文コンクールには応募とかはされている状況でございませうか。よろしくお願ひします。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（大井一徳） この作文コンクールについても、大竹市教育委員会のほうから、対象が中学校以上ということなので3つの中学校のほうに通知、協力依頼をしております。その結果作文を書いたかどうかというところ、応募したかどうかというのは、こちらのほうには情報が届いていないと。ただ、言われるようにこの問題というのは、市教育委員会としてもしっかり大事に考えておりますので、確実に通知はしております。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。北朝鮮人権侵害問題啓発週間の作文コンクールもありますので、ぜひ児童生徒にもこの問題を考えていただいて作文を応募されるように、御指導・御鞭撻のほうをちょっとよろしくお願ひいたします。

教職員にはDVDをお見せしているということでもありますけれども、先ほど紹介した政府拉致問題対策本部の公式ウェブページに、教職員用の拉致問題に関する教員等研修講義映像の学校への貸与につきましては、DVDとしてこれ、ございますので、教育委員会としても教職員の方にぜひ勧めてくださいということでございます。よろしくお願ひいたします。

この質問の最後に、市民の皆さん、もし御自分の御家族がある日突然何者かに拉致されたらどうなりますか。考えてみてください。私の娘がもし何者かに拉致されたら、想像するだけで恐ろしいです。同じ日本人として、この北朝鮮による人権侵害、日本人拉致問題は重大な問題であります。過去に起こったこと、他人事ではありませんし、絶対に風化させてはいけません。周りにおられる御家族、御友人、お知り合いの方々に、この問題について少しでもいいので話をしてみてください。

アニメ「めぐみ」は、国内外において拉致問題に対する理解を深めていただくため、日本語版のほか、外国語吹き替えもあります。また、コピーフリーのため動画ファイルを無料でダウンロードできます。私のフェイスブックのページにリンクとして貼っておきます。ご覧ください。オール日本でこの問題を解決させ、日本人拉致被害者全員帰国をさせ、奪い返しましょう。よろしく願いいたします。

次の、教育漫才のほうに行かせていただきます。

こちらのほう、さらに深掘りいたしますと、越谷市全体ではなく新方小学校で、発案者の当時の田畑校長先生が代わってもなお、今年度も行われているということでございまして、総合的な学習の時間を使って各学年で行われています。

この目的としましては、人と人とのコミュニケーションを高めるということで、ネタづくりで情報収集能力、プレゼン力を高めるということなんですけれども、漫才をつくることそのものが目的ではないということです。最終的に芸人を目指そうということでもないのですが、もちろん、これがきっかけで芸人を目指してもすばらしいことではあると私は考えております。

やり方なんですけれども、先ほども教育長の御答弁でありましたけれども、くじを引いてコンビやトリオを決めて、1・2年生、3・4年生、5・6年生が3つのブロックに分かれて発表会をして、各代表を決め、全校集会で皆さんに発表するというところでございます。こちら田畑氏の本もございまして、御紹介させていただきますので、ぜひ教育長も読まれたらいいと思います。よろしく願いいたします。将来的に、こういう教育漫才があるんだぞというのも考えていただけたらなと思います。よろしく願いいたします。

次、駅伝に関してですけれども、この大竹駅伝に関しては以前から大竹市の議員ももう積極的に一般質問をされていて、あまりしなくなったなと思ったのでちょっと私もさせていただいたんですけれども、こちらに関して、以前のこのユーチューブもよく私は拝見させていただきます。その中のワンシーンでは、ゴール地点にて現大竹市の議員が、にこにこして走者を迎えるシーンがあります。もうとても何かうれしそうな、いい表情ですね。この大会がいかにおもてなし感があったかというのが分かります。中止ということで、なぜほかの議員も声を上げないのかなというのは私も個人的に思っていて、何とかこの伝統を守ることができて、復活できないかという思いが強いです。

12月にリレーマラソン、1月に大竹駅伝ということだと、ヒアリングでもありましたけれども、かなりスタッフの負担があるというのは想像されるんですが、大竹駅伝にきちんと予算をつけて、人数を決めて、スタッフには報酬をもうお出しして、研修もきちんと受けてもらって、他市町で駅伝を開催されているところにも相談をして、やってもらえない

かなと私は思っております。やらないからできないんだと思います。やったらできたということは私の人生の中でもありますので、ぜひこちらのほうも考えていただけたらと思います。こちら終わります。

防災のほうなんですけれども、まず避難場所に関しては、既に民間との協定を締結している自治体がございます。そちらは京都府の福知山市です。こちらがたまたま福知山市の議員とちょっとお話をされていて、そういうことがあるということをお聞きしたことから今回の質問になりました。

こちらが両丹日日新聞から一部抜粋させていただきますが、市内には災害時の一時広域避難所が48か所あり、各所に市職員1名ずつが開設員として任命され、運営されています。

市によると、直近3年のデータでは第1次広域避難所を開設しても避難者がほぼいないところが半数ほどあったということです。災害にもよりますが、本市においても開設してもほぼ避難者がいないところも半数近くあると思います。こういった課題を解決するため、地域住民の自主的な避難所の開設・運営が有効であるとし、避難所の早期開設、開設員が見知った中で住民も行きやすい、市職員の業務過多の解消などの効果も見込んでいるということでございます。

こちら先ほどの御答弁で、大竹市内でも自主防災組織と施設の方が覚書を交わして管理等をされていると聞きましたけれども、私もよく知っている自治会でございます。それをセミナーなどでもっと周知していただいて、そういうところがちょっと増えていくことを願っております。

次にポータブル発電機についてですが、これヒアリングでは電源と発電機で同じような意味かなというのは課長にはちょっと申したんですけれども、発電機と電源で意味が異なりましたということで、こちらのほうは申し訳ございませんでした。

この燃料を入れる発電機は管理やメンテナンスが大変で、備蓄しておくには力が要るかもしれませんが、ポータブル電源であれば、最近メンテナンスがほぼ要らないという機械もあるそうです。市でも調達するということでしたので、こちらもどんどん増えていったらいいなと思います。

停電への備えということで、しっかりできていますかと。とある会社が20代から60代の男女2,000人に行った調査によりますと、何と7割に当たる69.6%が、自然災害への備えができていないと回答したそうです。それに対して十分できていると回答した人は僅か3.2%で、ほとんどの家庭における停電対策が不十分であると言えます。しかし、89.5%の方は自然災害への備えが必要だとも回答されておりました。停電は日本中どこにいても起こり得ますので、ぜひ御検討よろしくお願いたします。

すみません、先ほどの選挙のはがきに関してはもう再質問はなしということで、私の感想もなしということでございます。

次に、看板でございますけれども、看板に関しても、こちらはもう最後要望で終わらせていただきたいんですけれども、もっと観光を意識してもらって、観光客のストレスがたまらないよう、迷わない看板をつくるということです。

SNSに上げてもらえるようなユニークでインパクトの強い看板、インバウンド対策の

看板をつくるとか、写真やイラストの入った看板などもぜひ御検討ください。有効な案内手段だと御答弁いただきましたので、そちらのほうも御検討ください。インターネットなどのほかの手法も組み合わせていってもらって、ぜひ広島県大竹市に来たときは、もう迷わず観光されるようになっていただけたらなと思っております。

以上です。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 以上で、一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本9件につきましては、8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、予算特別委員会の委員に、1番、北地範久議員、6番、小出哲義議員、7番、末広天佑議員、10番、小田上尚典議員、11番、西村一啓議員、12番、山崎年一議員、13番、日域究議員、14番、細川雅子議員の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は予算特別委員会に出席し、発言できることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

会議の途中ですが、本日はこの程度にとどめ延会とし、3月11日の本会議に継続することとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本日は延会することとし、3月11日に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

御通知申し上げます。明日3月11日は午前10時に開会いたします。別に書面による通知

はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。  
本日はこれにて延会いたします。

16時38分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月10日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会副議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 小田上 尚 典

大竹市議会議員 西 村 一 啓

令和7年3月

大竹市議会定例会（第1回）会議録  
（第3号）



|     |        |                                                         |
|-----|--------|---------------------------------------------------------|
|     | て      |                                                         |
| 第18 | 議案第22号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について (原案可決)                             |
| 第19 | 議案第23号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (原案可決) |
| 第20 | 議案第24号 | 大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正について (原案可決)         |
| 第21 | 議案第25号 | 大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について (原案可決)                        |
| 第22 | 議案第29号 | 介護報酬返還金に係る債権の放棄について (原案可決)                              |
| 第23 | 議案第30号 | 工事施行協定の締結について (原案可決)                                    |
| 第24 | 議案第33号 | 大竹市駐車場の指定管理者の指定について (原案可決)                              |
| 第25 | 議案第35号 | 市道路線の廃止及び認定について (原案可決)                                  |
| 第26 | 議案第37号 | 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (原案可決)                      |
| 第27 | 議案第38号 | 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第4号) (原案可決)                        |
| 第28 | 議案第39号 | 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) (原案可決)                     |
| 第29 | 議案第40号 | 令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算(第2号) (原案可決)                         |
| 第30 | 議案第41号 | 大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について 即 決                        |

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第12号から日程第12 議案第36号(報告・表決)
- 日程第13 議案第14号から日程第29 議案第40号(報告・討論・表決)
- 日程第30 議案第41号(説明・表決)

#### ○出席議員(14人)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 北地 範久 | 2番  | 中野 友博  |
| 3番  | 豊川 和也 | 4番  | 山代 英資  |
| 5番  | 岡 和明  | 6番  | 小出 哲義  |
| 7番  | 末広 天佑 | 8番  | 藤川 和弘  |
| 9番  | 中川 智之 | 10番 | 小田上 尚典 |
| 12番 | 山崎 年一 | 13番 | 日城 究   |
| 14番 | 細川 雅子 | 15番 | 寺岡 公章  |

#### ○欠席議員(1人)

- 11番 西村 一啓

○説明のため出席した者

|    |    |      |      |         |      |      |    |    |     |
|----|----|------|------|---------|------|------|----|----|-----|
| 市  | 長  | 入山欣郎 |      |         |      |      |    |    |     |
| 副市 | 長  | 太田勲男 |      |         |      |      |    |    |     |
| 教  | 育  | 長    | 小西啓二 |         |      |      |    |    |     |
| 総務 | 部  | 長    | 三原尚美 |         |      |      |    |    |     |
| 市民 | 生活 | 部    | 長    | 佐伯和規    |      |      |    |    |     |
| 健康 | 福祉 | 部    | 長    | 兼福祉事務所長 | 中村一誠 |      |    |    |     |
| 建設 | 部  | 長    | 山本茂広 |         |      |      |    |    |     |
| 上下 | 水道 | 局    | 長    | 古賀正則    |      |      |    |    |     |
| 消防 | 長  | 兼    | 予防   | 課       | 長    | 小田明博 |    |    |     |
| 総務 | 課  | 長    | 併任   | 選挙      | 管理   | 委員会  | 事務 | 局長 | 柿本剛 |
| 企画 | 財政 | 課    | 長    | 三井佳和    |      |      |    |    |     |
| 参事 | 兼  | 土木   | 課    | 長       | 中司和彦 |      |    |    |     |

○出席した事務局職員

|   |   |   |   |     |   |      |
|---|---|---|---|-----|---|------|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局   | 長 | 山田智徳 |
| 議 | 事 | 係 | 長 | 丸小真 |   |      |

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、12番、山崎年一議員、13番、日域究議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第13号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第16号 大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第26号 大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第27号 大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止について

議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第32号 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について

議案第34号 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について

議案第36号 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）

○議長（北地範久） 日程第2、議案第12号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてから、日程第12、議案第36号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）に至る11件を一括して議題といたします。

本11件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和7年3月3日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                             | 審査の結果 |
|--------|--------------------------------|-------|
| 議案第12号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について | 原案可決  |

|        |                                                                                             |      |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 議案第13号 | 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について | 原案可決 |
| 議案第16号 | 大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                                                               | 原案可決 |
| 議案第17号 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について                                                                   | 原案可決 |
| 議案第26号 | 大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について                                                        | 原案可決 |
| 議案第27号 | 大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止について                                                                       | 原案可決 |
| 議案第28号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について                                                                    | 原案可決 |
| 議案第31号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                                                                       | 原案可決 |
| 議案第32号 | 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について                                                                    | 原案可決 |
| 議案第34号 | 大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について                                                                    | 原案可決 |
| 議案第36号 | 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）                                                                       | 原案可決 |

令和7年3月3日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、3月3日の本会議におきまして総務文教委員会に御付託をいただきました議案11件につきまして、同日委員会を開催し審査を行いましたので、委員会での審査の経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第26号大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「今回の条例改正では、消防団員の処遇改善を図ることを目的として、5年以上勤務して退職した消防団員に支払う退職報償金の勤務年数

区分に新たに35年以上区分を追加するとあるが、処遇改善が目的であれば5年未満や45年以上などの区分も必要と考えるが、勤務年数を拡大する考えについて伺う」との質疑に対しまして、「今回の条例改正については、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点によるものである。根拠法である消防組織法第25条の趣旨としても、非常勤の消防団員が永年勤続して退職した場合に、その労苦のために支給されるものである。勤務年数の上限・下限の拡大についてはこれまでも何度か改正された経緯があり、現在の区分に至っている。本市の消防団員退職報償金支給対象とする勤務年数については国においても慎重に検討されていることから、国の改正に準拠しつつ、消防団の処遇改善につながることを全般については、引き続き国及び近隣自治体の動向を見極めながら適切に対処したいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第27号大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止についてでございますが、本件では、「平成22年度以降から利用実績がないとのことだが、貴重な資料も多くあり、条例廃止後の管理について伺う。また、貴重な映像資料の公開について伺う」との質疑に対しまして、「視聴覚ライブラリーのアナログの資料については、市が制作したビデオテープなどはDVDにしており、今後は図書館での活用方法を検討している。また、戦後の引揚げの記録映像については毎年8月に総合市民会館のロビーで公開している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第34号大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第12号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございますが、本件では、「第1条関係で期末手当を支給しない場合と支給を差し止める場合の基準があるが、仮に支給を差し止める場合は刑が確定するまで長い期間を要する場合が多くあると考えられる。その場合の期末手当の措置について伺う」との質疑に対しまして、「地方公務員法第16条において地方公務員の欠格条項が規定されており、禁錮以上の刑に処せられた場合は地方公務員は免職となる。そのため、禁錮以上の刑に処せられた場合や刑事事件で起訴されるなど将来的に禁錮以上の刑に処せられる可能性がある場合には期末手当を支給しない、あるいは一時差止め措置を行う。刑が確定するまでは差止めになるため、本人に手当を支給することはなく、差止めをした年度の予算執行については執行残や減額補正で対応することになる。禁錮以上の刑が確定した場合は本人へ手当を支給することはない。禁錮以上の刑に処せられなかった場合は遡って本人に手当を支給することになるため、当該年度の予算で措置することになる」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第16号大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「条例の中に（勤務環境の整備に関する措置）第15条の4があり、第1号職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施、第2号介護両立支援制度等に関する相談体制の整備、第3号その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置とあるが、今後の具体的な計画について伺う」との質疑に対しまして、「まず、第1号の研修の実施については、今回の改正を契機に今後どのような方法が効果的であるか研究したいと考えている。次に、第2号の相談体制の整備については、現在職員の育児・介護のための両立支援制度の手引を作成しており、庁内ネットワークに掲載し職員に周知している。総務課職員秘書係が相談窓口になっている。最後に、第3号のその他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置については、産前休暇・育児休業・部分休業・介護休暇などの取得予定について職員から総務課職員秘書係に報告するとともに上司にも情報共有をしており、職場の支援体制の整備に努めている。今回の条例改正では国家公務員や民間事業者も同様の措置をしていくため、本市においても引き続き仕事と育児・介護の両立支援ができるように、よりよい環境づくりに努めたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「給与全体で考えたときに今回の改正によって給与が減額になる職員がいるのか伺う」との質疑に対しまして、「給与全体で考えた場合は、地域手当があるため給与が減額になる職員はいないと想定している」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第13号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」でございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございますが、本件では、「総合整備計画書の中に、老朽化が著しいマロンの里交流館の修繕等を行うことにより地域における農林水産物等地域資源の商品化及び観光客の誘致を図るとあるが、具体的な内容について伺う」との質疑に対しまして、「まず、修繕等の内容については、電源設備の更新、雨漏り対策のための交流館及びレストランの屋根の更新、トイレの改修、照明のLED化などが主な内容である。次に、地域資源の商品化については、平成30年から3年間で国の交付金を活用して栗のお菓子の販売をしている。現在に至るまでいろいろな新商品を出して販売を行い、お菓子の売上げは直売所全体で4分の1を占め

ている。その他の資源を活用した商品については現在のところ案がない状況であるが、マロンの里を活性化させる任意団体とともに、何かできないかという視点を大切にしてい取り組みたいと考えている。最後に、観光客の誘致については、現在のマロンの里は市内外から地域の新鮮な野菜やお菓子を求めて、ドライブやツーリングなどで立ち寄っていただいている。今後も地域食材の直売所やレストランを活用して、観光客の誘致に努めたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「指定期間が1年間である理由について伺う。また、指定管理者がひろしま農業協同組合である理由について伺う」との質疑に対しまして、「本市としては、長期の指定管理期間という形で協議を進めていたが、現在の指定管理者より1年間の業績を見極めて判断したいとの意向が強いため、指定管理期間は1年間となっている。今後も大竹市としては指定管理期間は長期で行っていただけるよう、協議を続けていきたいと考えている。

また、指定管理者については公募での民間事業者の指定も研究を進めているが、マロンの里は都市と農村の交流拠点として管理・運営を行う必要があり、地元の農産物の販売やイベントの開催については地元の協力を得ながら行っている。一般的な民間事業者は利益がないと運営を撤退することも考えられ、地元の農産物も利益優先で売れるのみ取り扱う可能性がある。マロンの里は地域の農業者と密接な関係があり、間に入って対応ができる地域振興の活動をしている団体はひろしま農業協同組合しかいないため、指定管理者として指定をしたいと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第32号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、まず、「かき殻一時堆積場の設置目的及び効果について伺う」との質疑に対しまして、「設置目的については、漁業者の経営の安定及び環境整備を図るために設置している。効果については、かき殻は再利用ができるため、かき養殖業者がまとめてかき殻一時堆積場を使用することで1か所にまとめて集められ、回収業者が回収しやすくなり、水産振興に効果がある。また、かき殻は水から出ると臭いがひどくなり、海中のかき殻一時堆積場で管理することにより環境面でも効果がある」との答弁がございました。

次に、「阿多田かき殻一時堆積場の改修維持費について伺う」との質疑に対しまして、「阿多田かき殻一時堆積場の維持費については指定管理料を支払っていないため、各かき養殖業者からの使用料を収入にして補修をしている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第36号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）でございますが、

本件では、まず、「歳入の市税が増額した理由について伺う」との質疑に対しまして、「市税の内訳では、個人市民税が3,680万円、法人市民税が9,000万円、固定資産税が1億900万円、都市計画税が200万円増額した。それぞれ税目単位での増加要因としては、まず、個人市民税については令和5年度と令和6年度を比較した場合、市の人口は減少しているのに対して納税義務者数が増加している。理由については推測が一部入るが、近年続いている物価高騰に対応するため一般企業の賃上げが大きく上昇したこと。また、年金額も上昇傾向であることに加えて定年延長による高齢者層の就業割合が増加したことが、増加要因として考えられる。次に、法人市民税については、大手企業のうち数社の令和5年度の業績が好調に推移したことが増加要因として考えられる。次に、固定資産税については増加要因が2つある。1つ目が、令和6年度はJRの大竹駅舎・民間美術館・大手ドラッグストア・大手企業の新築事務所など、大型施設の家屋評価が増えたことである。2つ目が、大手企業の設備投資によって償却資産が増加したことである。最後に、都市計画税については土地や家屋の課税に比例するため、固定資産税の増加要因1つ目と同様の理由で増額した」との答弁がございました。

次に、「4款衛生費の予防接種健康被害給付費で、新型コロナウイルスワクチン接種により健康被害認定者がいるのか伺う。また、健康被害認定者がいる場合の対応について伺う」との質疑に対しまして、「現在のところ新型コロナウイルスワクチン接種で健康被害に認定された方は3名いる。認定された方は、受診に係る医療費と医療を受診したことに対する医療手当について給付する。また、障害年金が該当する方については年金を給付する」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案11件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件を一括採決いたします。

本11件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本11件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本11件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第29〔一括上程〕

- 議案第14号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第18号 大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第19号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第20号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第21号 大竹市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 議案第22号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第23号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第24号 大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正について
- 議案第25号 大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第29号 介護報酬返還金に係る債権の放棄について
- 議案第30号 工事施行協定の締結について
- 議案第33号 大竹市駐車場の指定管理者の指定について
- 議案第35号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第37号 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第38号 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第39号 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第40号 令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（北地範久） 日程第13、議案第14号高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理についてから、日程第29、議案第40号令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第2号）に至る17件を一括して議題といたします。

本17件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和7年3月3日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第14号 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について | 原案可決 |
| 議案第18号 | 大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第19号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第20号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第21号 | 大竹市こども医療費助成条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第22号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第23号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第24号 | 大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第25号 | 大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第29号 | 介護報酬返還金に係る債権の放棄について | 原案可決 |
| 議案第30号 | 工事施行協定の締結について | 原案可決 |
| 議案第33号 | 大竹市駐車場の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 議案第35号 | 市道路線の廃止及び認定について | 原案可決 |
| 議案第37号 | 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 |

| | | |
|--------|------------------------------|------|
| 議案第38号 | 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第4号） | 原案可決 |
| 議案第39号 | 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 |
| 議案第40号 | 令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第2号） | 原案可決 |

令和7年3月4日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） それでは、3月3日の本会議におきまして生活環境委員会に御付託をいただきました議案17件につきまして、3月4日に委員会を開催し審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第14号高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号工事施行協定の締結についてでございますが、本件では、まず、「城山陸橋の補修工事について、今回改修を行うことでどの程度延命化されるのか伺う」との質疑に対しまして、「橋梁の機能に支障が生じる状態になれば架け替え等も検討していく必要があるが、そのような状態にならないよう予防保全の観点で定期点検を行い、適切な時期に適切な方法で必要な補修を行うことで橋梁の健全性を保ちたいと考えている。今回、橋梁全体の補修及び塗り替えを行うが、耐候性を有する重防食塗装を実施する予定であり、橋梁の期待耐用年数は40年となっている。なお、橋梁路面の舗装も実施する予定であり、その部分の期待耐用年数は20年である。環境や設置場所により耐用年数が大きく異なるため、一概に40年間修繕等が必要なくなるということではなく、適切な補修を実施していく必要があると考えている」との答弁がございました。

次に、「工事期間は長期間と考えられるが、陸橋を通行できない期間があるのか。また、陸橋が小方北児童公園とつながっているが、この公園も使用できない期間があるのか伺う」との質疑に対しまして、「通行止めの時期や期間は現在不明である。施工業者が決まり実施工程が決まれば、通行止めについて事前に関係自治会に周知を図っていきたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第35号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第18号大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、本件では1人の委員から質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第19号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第20号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第21号大竹市子ども医療費助成条例の一部改正についてでございますが、本件では、「改正後の受給手続について申請方法等の変更があるのか、また、その周知方法について何う」との質疑に対しまして、「現在、子ども医療受給者証を所持している場合は特に申請手続等の必要はなく、従前どおりである。ひとり親家庭等医療または重度心身障害者医療受給者証を所持するゼロ歳から18歳までの方は新たに子ども医療受給者証の交付対象となるため、令和7年10月の改正に間に合うよう対象者に申請書を送付し、手続をしてもらう予定である」との答弁がございました。

次に、「無償化により医療サービスの利用が増加すること、医療従事者の負担が増えること、待ち時間が長くなることなどの懸念事項に対する市の考えを何う」との質疑に対しまして、「現在実施している事項として、まず医療サービスの増加に対し、子ども医療に限らず急な病気で救急車を呼ぶか病院を受診するか迷った場合の対応として、救急相談センター#7119を案内している。また、市ホームページや福祉医療受給者への通知文に医療の適正受診について記載し、呼びかけを行っている」との答弁がございました。

次に、「受診者が増え、医療機関の負担が増える事が懸念される。医師会との合意形成などを行っているのか」との質疑に対しまして、「制度実施に関する懸念等について医師会の理事会から様々な意見をいただいているが、適正受診の勧奨を含め注意喚起を行うということで了承してもらっている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第22号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「賦課限度額を引き上げられた場合、一般的には高所得者の負担が増え、低所得者の負担が減ると考えられる。改正後は後期高齢者支援金分も引き上げられるが、どの程度国民健康保険財政に影響を与えるのか何う」との質疑に対しまして、「国民健康保険制度では保険料は負担能力に応じた公平なものとする必要があるが、受益とのバランスや円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度額が設けられている。保険料の賦課限度額は被用者保険とのバランスを考慮し、国民健康保険世帯全体に占める賦課限度額超過世帯の割合が1.5%に近づくよう、段階的に引き上げる考え方が示されて

いる。賦課限度額の引上げは高所得者層に一定の負担を求めるため、その分、中・低所得者層の負担が緩和されることとなるが、このこと自体が国民健康保険財政に影響を与えるわけではなく、後期高齢者支援金分についても同様である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号大竹市休日診療所設置および管理条例の一部改正についてでございますが、本件では「診察時間を変更して対応した日数がどの程度あるのか。また、その場合の対応の流れを伺う」との質疑に対しまして、「令和6年度の年末年始、12月29日から1月3日の6日間、診療時間を超えて診療した。5時までに電話により連絡があり、受付をした者全てを順次診療して対応した」との答弁がございました。

次に、「今後、市長が特に必要があると認めたときには延長ができるため、増加傾向が見られる場合、事前に変更の周知を行うことを予定しているのか伺う」との質疑に対しまして、「流行状況の予測ができず難しい面もあるが、医療従事者と相談しながら、増加傾向が見られる場合には診療時間の変更を事前に周知できるよう努めたいと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第37号令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第39号令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第38号令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第23号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第24号大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第29号介護報酬返還金に係る債権の放棄についてでございますが、本件では「債務者の生存確認等を行っているのか伺う」との質疑に対しまして、「戸籍謄本を取得し生存を確認しているが、住所地に居住しておらず、郵送した郵便物等が宛所なしで返送されている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決

すべきものと決しております。

続きまして、議案第33号大竹市駐車場の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「指定管理者は神奈川県業者であり非常に遠方だが、トラブルが生じた際は地元の業者がコールセンター業務などを受託し対応できるのか伺う」との質疑に対しまして、「コールセンターを設けており、岩国市から駆けつけて対応することが可能である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第40号令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案17件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

豊川議員。

○3番（豊川和也） 発言許可、ありがとうございます。

議案第30号工事施行協定の締結について、城山陸橋の補修に関して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成28年度に補修が必要になった広島県大竹市小方の城山陸橋ですが、地元自治会との話し合いもされながら補修が2回延期になってしまったという経緯もあります。亀居公園側の階段が2か所ありますが、地元の方々の存続を望む声も大きく、残していただけるということです。

また、*****
*****。仮にあの城山陸橋がなければ地元の方々は回り道をして行き来しなければならず、とても不便を来してしまいます。

補修が必要となった時点で即座に補修をすべきだったとは私自身感じておりますが、今回の補正予算を組み、JRとの協定締結もして、この補修事業は止めてはいけないものと考えます。事業が予定案どおりいくことを願います。

以上です。

○議長（北地範久） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本17件を一括採決いたします。

本17件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本17件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本17件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第41号 大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第30、議案第41号大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営副委員長、日域究議員。

〔議会運営副委員長 日域究 登壇〕

○議会運営副委員長（日域 究） それでは、議案第41号大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により引用する条項にずれが生じるため、当該条項を改めるものでございます。

また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、刑法に規定されている懲役や禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたため、これらの字句を規定している本条例の一部を改正しようとするものでございます。

最後に附則でございますが、第1項で施行日について、第2項で罰則の適用に関する経過措置を規定しています。

以上で、議案第41号大竹市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第41号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月12日から3月24日までの13日間、休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

御通知いたします。この後11時から正副委員長互選などのため、第1委員会室において予算特別委員会を開催いたします。また、3月25日の本会議は午前10時に開会いたします。別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

10時40分 散会

(7. 3. 11)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月11日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 日 城 究

令和7年3月

大竹市議会定例会（第1回）会議録  
（第4号）

令和7年3月  
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和7年3月25日10時開議

| 日 程 | 議案番号   | 件 名                    | 付 記               |
|-----|--------|------------------------|-------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名             |                   |
| 第 2 |        | 発言取消しについて              | 即 決               |
| 第 3 | 議案第 1号 | 令和7年度大竹市一般会計予算         | 予 算 特 別<br>(原案可決) |
| 第 4 | 議案第 2号 | 令和7年度大竹市国民健康保険特別会計予算   |                   |
| 第 5 | 議案第 3号 | 令和7年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 |                   |
| 第 6 | 議案第 4号 | 令和7年度大竹市土地造成特別会計予算     |                   |
| 第 7 | 議案第 5号 | 令和7年度大竹市介護保険特別会計予算     |                   |
| 第 8 | 議案第 6号 | 令和7年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算  |                   |
| 第 9 | 議案第 7号 | 令和7年度大竹市水道事業会計予算       |                   |
| 第10 | 議案第 8号 | 令和7年度大竹市工業用水道事業会計予算    |                   |
| 第11 | 議案第 9号 | 令和7年度大竹市下水道事業会計予算      |                   |
| 第12 |        | 議員派遣について               |                   |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発言取消しについて（表決）
- 日程第 3 議案第 1号から日程第11 議案第 9号（報告・討論・表決）
- 日程第12 議員派遣について（表決）

○出席議員（15人）

|     |         |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|
| 1番  | 北 地 範 久 | 2番  | 中 野 友 博   |
| 3番  | 豊 川 和 也 | 4番  | 山 代 英 資   |
| 5番  | 岡 和 明   | 6番  | 小 出 哲 義   |
| 7番  | 末 広 天 佑 | 8番  | 藤 川 和 弘   |
| 9番  | 中 川 智 之 | 10番 | 小 田 上 尚 典 |
| 11番 | 西 村 一 啓 | 12番 | 山 崎 年 一   |
| 13番 | 日 域 究   | 14番 | 細 川 雅 子   |
| 15番 | 寺 岡 公 章 |     |           |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

|   |       |         |
|---|-------|---------|
| 市 | 長     | 入 山 欣 郎 |
| 副 | 市 長   | 太 田 勲 男 |
| 教 | 育 長   | 小 西 啓 二 |
| 総 | 務 部 長 | 三 原 尚 美 |

市 民 生 活 部 長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建 設 部 長  
上 下 水 道 局 長  
消 防 長 兼 予 防 課 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企 画 財 政 課 長  
参 事 兼 土 木 課 長

佐 伯 和 規  
中 村 一 誠  
山 本 茂 広  
古 賀 正 則  
小 田 明 博  
柿 本 剛  
三 井 佳 和  
中 司 和 彦

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

山 田 智 徳  
丸 小 真

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において、14番、細川雅子議員、2番、中野友博議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第2 発言取消しについて**

○議長（北地範久） 日程第2、発言取消しについてを議題といたします。

お諮りいたします。

サイドブックに掲載のとおり、豊川議員から3月11日の本会議における発言について発言取消申出書に記載された部分を、会議規則第65条の規定により取り消したい旨、申出がありました。

この取消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、豊川議員からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第11〔一括上程〕

議案第 1号 令和7年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 令和7年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 令和7年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 4号 令和7年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 5号 令和7年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 6号 令和7年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 7号 令和7年度大竹市水道事業会計予算

議案第 8号 令和7年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第 9号 令和7年度大竹市下水道事業会計予算

○議長（北地範久） 日程第3、議案第1号令和7年度大竹市一般会計予算から、日程第11、議案第9号令和7年度大竹市下水道事業会計予算に至る9件を、一括して議題といたします。

本9件に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、小田上尚典議員。

予算特別委員会議案審査報告書

令和7年3月10日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記

のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|-------|------------------------|-------|
| 議案第1号 | 令和7年度大竹市一般会計予算 | 原案可決 |
| 議案第2号 | 令和7年度大竹市国民健康保険特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第3号 | 令和7年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第4号 | 令和7年度大竹市土地造成特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第5号 | 令和7年度大竹市介護保険特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第6号 | 令和7年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第7号 | 令和7年度大竹市水道事業会計予算 | 原案可決 |
| 議案第8号 | 令和7年度大竹市工業用水道事業会計予算 | 原案可決 |
| 議案第9号 | 令和7年度大竹市下水道事業会計予算 | 原案可決 |

令和7年3月17日

大竹市議会議長 北地 範久 様

予算特別委員長 小田上 尚典

〔予算特別委員長 小田上尚典 登壇〕

○予算特別委員長（小田上尚典） 去る3月10日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました予算特別委員会に御付託いただきました令和7年度大竹市一般会計予算ほか8件の議案につきましては、13日、14日、17日の3日間委員会を開催し、その結論を得ておりますので、委員会の審査の概要と結果につきまして御報告を申し上げます。

3月11日に開催されました第1回予算特別委員会におきまして、不肖、私、小田上が委員長に、末広委員が副委員長に互選されました。身に余る大役を務めさせていただき、各委員の御協力により本日の報告の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げ

げます。

審査の内容について御報告申し上げますが、3日間にわたる質疑応答や御意見など膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますことを御了承いただきたいと思っております。

まず、一般会計予算の審査における主な質疑、答弁を款ごとに御報告申し上げます。初めに、第1款議会費につきましては、質疑はございませんでした。

続きまして、第2款総務費では、まず、「公共交通運転士確保支援補助金180万円について、一定の条件を満たした個人または交通事業者に対して、第二種運転免許取得に要した費用の2分の1、上限30万円を補助するとあるが、その対象等を伺う」との質疑に対しまして、「個人に対する助成については、第二種運転免許を取得し、免許取得から1年以内に市内の交通事業者に運転士として採用された方に対して行うものである。交通事業者に対する補助については、市内の交通事業者に雇用された方が第二種運転免許を取得するに当たり、その運転免許費用を交通事業者が負担した場合に行うものである。なお、金額は補助対象経費の2分の1または30万円のいずれか低い額となる」との答弁がございました。

次に、「こいこいバスの更新に合わせて使用可能となるICカードの種類、また、ICカード決済の導入後も引き続き金額的に有利な回数券が使用できることで、ICカードの使用へと移行する妨げとなる可能性がないのか伺う」との質疑に対しまして、「こいこいバスの更新時にバスICOCAシステムを導入し、ICOCAを含む全国の交通系ICカード10種類が利用可能となる。回数券のほうが運賃面では割安となるが、ICカードやスマートフォンアプリによる決済システムを導入する目的は、小銭を用意しなくて済むようキャッシュレスで利用できるメリットがあり、主に現金で利用されている方の利便性を向上させるためである。なお、ICOCAのカードやアプリを使用すれば、鉄道や買物等で使えるポイントをためることが可能となる」との答弁がございました。

次に、「自転車用ヘルメット購入補助金について、購入方法及び申請方法等について伺う」との質疑に対しまして、「自転車用ヘルメット購入補助金は、対象者1人につき1個、かつ1回限り、金額は購入費用の2分の1で上限を3,000円としている。補助対象となる自転車用ヘルメットは、令和7年6月1日以降に市内の店舗で購入した新品の物で、安全基準に適合したSGマークなどが付されたものとしている。補助金の交付を受けるには申請書兼請求書の提出が必要となり、これに購入したヘルメットの領収書またはレシートの写し、安全基準が確認できる保証書またはヘルメットの写真、通帳等の写しを添付してもらうことを考えている」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、「新規事業の介護・福祉分野人材確保事業の事業目的及び対象となる資格、補助金額、補助対象者等について伺う」との質疑に対しまして、「市内の介護・福祉サービスの事業所に従事する人材の確保及び就労の継続、事業所・事業者の資質及び専門性の向上を図るため、対象研修の受講料、合格した対象試験の受験料を支援するものである。

対象となる資格については、現在要綱を策定中ではあるが、介護分野では介護職員初任

者研修、介護福祉士実務者研修ほか8項目、ケアマネジャーでは、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修ほか、更新研修も含め5項目、福祉分野では強度行動障害支援者養成研修、居宅介護職員初任者研修ほか、更新研修を含めて14項目、国家試験については、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士を対象としている。対象研修、更新研修、対象試験の費用は異なるが、それぞれにかかった費用に対して8万円を限度に支援を予定している。

なお、申請は費用を負担した方としているため、法人・個人のどちらでも可能となる。事業者が従事者分をまとめて申請する場合は、年40万円を限度に支援する予定である。対象者の条件については、市内事業所に6か月以上勤務している者と考えており、勤務はフルタイムまたは週20時間以上のパートタイムを想定している。今後も就労継続の支援につながるものになるよう研究していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「総合福祉センター運営事業の多目的ルーム改修事業について、予定している具体的な設備や方針を伺う」との質疑に対しまして、「主な内容については、施設利用団体の方から意見を伺う中で多かった、障害者や高齢者の方でも利用しやすく運動ができるフリースペースの整備を予定している。

また、災害時には障害者の方もふだん利用している場所として、避難しやすい避難場所となるよう考えている。フリースペースの下は災害時用の備蓄倉庫として活用する予定としている。また、構造上から難しい部分もあるが、室内はできるだけ平たんにし、車椅子でも通りやすく出入口を拡張する予定である。そのほか、空調設備や音を遮断できる部屋を整備する予定である」との答弁がございました。

次に、「こども医療費の無償化に当たり、医師会からの意見や要望等があったのか伺う」との質疑に対しまして、「こども医療費助成事業の制度導入時から医師会との協議を行っており、無償化することでコンビニ受診の増加を懸念し、一部負担金も考えてはどうかといった意見もあったため、現在の一部負担金500円ということで制度設計してきた。今回、医師会に対し、こども医療費の無償化について事業説明を行ったところ、特に意見、要望等はなく、市の事業を理解していただいたものと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、まず「予防接種推進事業について、带状疱疹予防接種の対象者、助成額について伺う」との質疑に対しまして、「带状疱疹予防接種の対象者については、経過措置が5年間設けられる。令和7年度に65歳以上の方のうち、65歳を迎える方及び70歳、75歳、順々に100歳までの5歳刻みの方に対して、令和7年度対象とする。令和7年度に限り、101歳以上の方は全員対象にする。接種できるワクチンは2種類あり、本人が自由に選択できる。それぞれ接種費用の3割程度の2,500円と6,500円を自己負担と設定し準備している」との答弁がございました。

次に、「まるっと大竹利用者支援事業について、産後ケア事業の委託先及び利用内容について伺う」との質疑に対しまして、「広島県内は廿日市市と佐伯区で計3か所、山口県内は4か所、助産院は広島県内の2か所に委託している。産婦の体調管理や母乳ケア、沐浴、授乳指導、育児相談などで利用されており、今年度から利用が徐々に増えてきている」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費につきましては質疑はございませんでした。

続きまして、第6款農林水産業費では、「鳥獣被害防止総合対策補助金について、令和6年度に比べ増額している理由を伺う」との質疑に対しまして、「昨年度イノシシの捕獲数がかかなり多かったため、イノシシの緊急捕獲分を60頭から100頭分に増加し、計上している。また、来年度から国の新規事業として熊特別対策事業ができるため、生息調査や箱わな等の整備を行う予定としているが、これは広島県が国から認定されることが前提となるため、県が認定された場合は申請して、熊対策に取り組んでいこうと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、「物価高騰臨時対策消費喚起事業について、対象店舗とポイント還元率、経済効果予測と周知方法を伺う」との質疑に対しまして、「対象店舗は、市内のキャッシュレス決済Pay Pay加入事業者で、大企業は10%、中小企業は20%のポイントを還元するように考えている。購入者は市内外問わず、市内の店舗を対象としており、直接の消費額として2億円から5億円の経済効果を予想している。商工会議所の会報・市広報で周知をし、店舗の加入促進に努めたい。市民の方は市広報・LINEでの周知を行うとともに、キャッシュレス講座を開催したいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款災害復旧費は関連がありますので、一括して審査をいたしました。

本2件の審査では、まず、「大竹駅周辺整備事業について、西口駐輪場等の公共用地の有効活用を図るため、土地活用の可能性を調査・検討するとあるが、業務の内容を伺う。また、西口駐車場から駅舎への動線の見直しや駐車場の無人化について考えを伺う」との質疑に対しまして、「大竹駅東口に駐輪場が整備されたことから、西口駐輪場の規模の縮小を考えている。このため、本業務では、隣接する駅西駐車場の用地も含め、駅周辺のにぎわいを創出するため、土地をどのように利活用するのか、民間活力の導入も含めて様々な可能性を調査していきたいと考えている。また、調査の結果、西口に駐車場を再整備することになれば、駅への動線や無人化についても検討していくことになる」との答弁がございました。

次に、「住宅改修等補助事業について、補助額等が拡充されている理由を伺う」との質疑に対しまして、「昨今の資材高騰を受けて、令和7年度から国土交通省において、補助限度額の見直しが行われている。これに併せて本市でも補助上限額を拡充しており、木造住宅耐震化促進支援事業では現行100万円を115万円に、住宅リフォーム事業では現行20万円を25万円としている。また、県内や近隣市町の状況を考慮し、耐震住宅及び空き家住宅のリフォームは現行30万円を50万円に、特定空家等除却補助事業は現行30万円を50万円にするとともに、特定空家に至る手前の危険空き家も補助対象に加え制度を拡充している」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「防災・保安体制整備事業について、個別避難計画作成の進捗を伺う」との質疑に対しまして、「今年度は、福祉事業者と委託契約による計画作成のほか、自治会や民生委員の方々の協力を得て計画の作成を行い、職員も自宅

に訪問し一緒に並行して行うことにより、これまで657名の登録者数のうち210件を作成している。優先度の高い方については、引き続き令和7年度末を目標に完成していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「消防屯所改築事業について、一般的な建築費と比べやや高い印象だが、その理由について伺う」との質疑に対しまして、「建築工事費6,700万円の内訳としては、建築主体工事5,200万円、既設の消防団車庫解体工事250万円、造成工事1,250万円となっている。国が示す公共建築工事標準単価積算基準に従って積算しており、近年の人件費・資材費等の物価上昇を見込んだ単価となっている」との答弁がございました。

続きまして、10款教育費では、まず、「遠距離通学支援事業の備品購入費で、諸備品の内訳と自動体外式除細動器の設置場所について伺う」との質疑に対しまして、「諸備品は、スクールバスに事故防止のための安全装置を設置する。安全装置の内容については、衝突防止補助システムとカメラ・プラス・画像解析システムを設置する。衝突防止システムはフロントガラスに設置し、カメラが前方の車両や歩行者などを感知して、対象物までの距離と速度から衝突までの時間を計算して、車両に設置したディスプレイからアイコン表示と警告音で運転手に危険を知らせるものである。

カメラ・プラス・画像解析システムは車両の左側と後方に設置して、AIによる画像解析システムを組み合わせることにより左側や後方を通行するバイク・自転車・歩行者などを感知して、車内に設置されたモニターでアイコン表示と警告音で運転手に危険を知らせるものである。

今回は、スクールバス3台のうち栗谷便を除く小方ヶ丘便と木野便の2台に設置する。栗谷便については、車体の年式も古く走行距離も長い上、運行経路も人通りが少ない道を通行するため今回は見送るが、設置については現在検討中である。

また、自動体外式除細動器の設置場所は、現在、阿多田島から小方学園に通学する児童生徒のために阿多田島フェリーの中に自動体外式除細動器を設置しているが、耐用年数が経過するため更新するものである」との答弁がございました。

次に、「学習用端末機器更新事業で、リースではなく購入にした理由について伺う。また、新しく導入する学習用端末のOSについて伺う」との質疑に対しまして、「理由については、使用や補償・搬入・設置・更新後の端末の改修などについてはリース契約と購入に差はなく、価格面で購入のほうが安価であるため、購入を選択した。また、学習用端末のOSについてはChromebookを検討している。理由としては、学校現場の教員にアンケートを実施して、一番希望が多いOSであったことが決め手となった。アンケートでは、Chromebookは近隣の廿日市市を含めて県内で一番選択されているOSで、使い方等の情報交換がしやすいことや、セキュリティー性能が高い、クラウド上で動くため起動が早くスムーズに動くなどの回答があった」との答弁がございました。

次に、「玖波中学校施設環境改善事業の内容について伺う」との質疑に対しまして、「今回の工事は、1階に多目的トイレの設置、1階の既存男子・女子トイレの改修、休憩室と男子・女子更衣室等の整備をする。多目的トイレは、現在使用していない湯沸室と脱衣室・シャワー室の部屋を改修し、温水洗浄式洋式大便器・オストメイト用トイレ・ベビ

ーシート等を設置した多目的トイレに改修する。1階の男子・女子トイレは、既存のトイレのスペースが狭いため、広めのスペースを確保して、床も、現在は湿式で水を流すタイプではあるが、乾式に改修する。便器も男子トイレは小便器1基を自動水洗式にして、大便器は温水洗浄用の洋式大便器に改修する。女子トイレは、現在は1基が洋式、1基が和式のため、2基とも温水洗浄用の洋式大便器に更新する。

休憩室と男子・女子更衣室は、現在のスペースは用務員の休憩スペースや男子の更衣室として利用しているが、壁や仕切りがない状態である。また、床から一段高くなっているため、この段差をフラットにしてプライバシーを確保するため、壁の仕切りがある休憩室と男子・女子更衣室の整備をする予定である」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費では、「地方債の償還金について、一般財源で償還する額に対して地方交付税がどの程度算入されるのか伺う。また、金利が上昇する中で繰上償還の必要性、タイミングなどの考えを伺う」との質疑に対しまして、「令和7年度の公債費のうち一般財源を充てる予定の額は、元金・利子を合わせて17億6,880万6,000円で、このうち交付税算入される額は概算で約10億7,400万円、率にして60%程度と見込んでいる。

また繰上償還については、平成28年から令和3年頃まで異常な低金利が続いていたため、この間かなり低い金利で借入れを行っている。これらの起債は10年後に金利の見直しを行う契約となっているものが多いため、金利の見直しの際には繰上償還の検討もする必要があると考えている」との答弁がございました。

続きまして、第13款予備費については質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、まず、「消防の危険物手数料が大きく減少しているが、その理由について伺う」との質疑に対しまして、「企業の経営判断により危険物施設が一部撤退したことによるもので、近年は減少傾向にある。予算額は過去2年の実績から算出しているが、500キロリットル以上のタンクは事前調査を行っており、令和6年度の404万円に対し令和7年度は198万円となったことも影響しているものと考えている」との答弁がございました。

次に、「ボートレースの事業収入について、どのような流れで予算計上しているのか伺う」との質疑に対しまして、「本市と同じく配分を受けている廿日市市との協議を経て予算額を決定している。宮島ボートレース企業団から令和6年度の純利益見込みなどを聴取しているが、決算額も確定しておらず、余剰金の使途も決まっていないことから、確実に収入が見込める額を当初予算には計上している」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出にわたる総括質疑では、まず、「将来の世代に負担がかかりすぎない持続可能な財政運営を行っていくに当たり、財政推計や市債償還予定表などのどのあたりの数値に着目したらよいか伺う」との質疑に対しまして、「端的に言えば、貯金と借金に着目してもらいたい。支出が収入を上回った場合は貯金を取り崩して対応することになるため、まず貯金イコール積立金現在高がどの程度残っているか。また、借金については実質公債費比率に着目してもらいたい。交付税に算入されない公債費よりも留保財源が多ければ問題ないと捉えており、その目安は、大竹市の財政力であれば、実質公債費比率18%程度である」との答弁がございました。

次に、財政推計について、「令和5年度決算のときの資料と比べ投資的経費は増加し、積立金現在高は減少しているが、これらが変動した経緯について伺う」との質疑に対しまして、「財政推計の推計方法は変更していない。過去の決算、前年度決算見込み、当該年度予算を基に、各年度の特異要因を反映させて推計を行っている。令和7年度に投資的経費が増加している要因としては、玖波地域交流施設整備事業や大竹保育所改修事業などの投資的経費が増加したためである。また、積立金現在高については、各年度、投資的経費の財源として基金の取崩しを見込んでいることから、投資的経費の増加に伴い積立金現在高が減少している」との答弁がございました。

続きまして、特別会計及び企業会計予算の審査における主な質疑・答弁を、審査した会計順に御報告申し上げます。

大竹市国民健康保険特別会計・大竹市介護保険特別会計・大竹市後期高齢者医療特別会計の3件につきましては関連がありますので、一括して審査を行っております。

本3件の審査では、まず、「介護従事者の給与引上げのため、本市が独自に介護保険料を高く設定することは可能か伺う。また、介護保険特別会計に法定外繰入を行うことがあるのか伺う」との質疑に対しまして、「介護保険料は、介護サービスの給付費や認定者数等を基に今後3年間で必要となる給付費を推計し、保険料を算定しているため、推計した給付費の総額を超える保険料を設定することは社会保険制度や法の趣旨にそぐわない行為だと考えられる。ただし、保険料の中で所得段階に応じて負担する部分を設けているが、これは自治体の裁量で決めることができるため、本市では国の基準の9段階目を細分化し、高所得者の段階を13段階まで増やして負担いただいている。

また、介護保険特別会計は介護保険サービスの提供に対して算出する予算であることから、給与引上げのために保険料を上げることはできない。そのため、介護従事者の人材確保に関する事業等に係る費用は一般会計で予算措置しており、介護保険特別会計への法定外繰入は行っていない」との答弁がございました。

次に、「要介護等認定者は認定された区分に基づき訪問介護の利用回数等が決まるが、事業所の人材不足を要因として、一律に利用制限などを受けることがあるのか伺う」との質疑に対しまして、「訪問介護の利用回数等はケアマネジャーが利用者や各事業所間で調整を行っているため、本市が人材不足を要因として一律に利用制限を行うことはないが、実態として全ての需要に応じることができていないことは考えられる」との答弁がございました。

続きまして、大竹市港湾施設管理受託特別会計については、質疑はございませんでした。

続きまして、大竹市土地造成特別会計では、「令和6年度に土地売払い収入があるが、土地を売却することによって繰上げ充用額に影響があるのか伺う」との質疑に対しまして、「令和6年度に、土地造成特別会計の所有する旧小方小学校用地の一部を一般会計が買い取っている。土地造成特別会計では、この土地売払い収入を財源として地方債の繰上償還を行う予定であるため、繰上げ充用額への影響はない」との答弁がございました。

続きまして、大竹市水道事業会計・大竹市工業用水道事業会計・大竹市下水道事業会計につきましては関連があるので、一括して審査を行っております。

本3件の審査では、「防鹿水源地運転管理業務委託料について、PFASの検査は予算計上されているのか伺う。また、検査はどのくらいの頻度で実施するのか伺う」との質疑に対し、「PFASを含む水質検査・管理は、防鹿水源地運転管理業務委託料の中で実施する予定である。水質検査は小瀬川、伏流水・浅井戸、三ツ石調整池の3か所から採水し、年1回検査を実施する計画としている。なお、国の従来のPFAS濃度の暫定目標値を水道法に定める水質基準に引き上げる方針が示されたため、今後、水道法の改正と併せて、改正に沿った実施回数・実施箇所等の内容で実施を予定している」との答弁がございました。

以上で、全ての会計の質疑を終結し、討論に入りました。

一般会計では討論はなく、一般会計当初予算案は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、特別会計及び企業会計の8件では討論はなく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しております。

3日間にわたった予算特別委員会では、委員各位による慎重かつ熱心な審査が行われました。また、執行部におかれましては、予算の過程で出されました意見や提案について十分検討されて予算執行されますよう要望いたします。

終わりに、連日にわたり明確で丁寧な対応をいただきました執行部の皆様には厚くお礼を申し上げます。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

3番、豊川和也議員。

○3番（豊川和也） よろしくお願ひいたします。

まず、先ほど発言を取り消していただきました城山陸橋の補正予算での私の発言についてでございますが、議事録に残れば勘違いされる可能性があったので取消しをいたしましたけれども、1人の責任を持たせていただいた政治家として、これを取り消して、なかったことにしようということは許されることではありませんし、それで済まされる発言ではございません。私が議員にならせてもらう以前より、地域の方の声を執行部へ届けてくださいました山崎年一議員に対し、大変失礼な発言でもあります。大変申し訳ございませんでした。これからの新しい政治は、このようなことを許してはいけないと思っております。

それでは、令和7年度大竹市一般会計予算に、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この一般会計当初予算では、予算規模が過去最高でもあり、引継ぎのための集大成予算ともありました。蓋を開けてみても、このまちに住んでみたいと思えるような、とてもよ

いものになったと考えております。

地域公共交通整備事業においては、こいこいバス車両2台を更新、全ての人が利用しやすい構造や機能も配備され、私の一番気になっていた安全装置についても取付けが行われます。運転士確保にも力を入れ、一定の条件を満たした個人または交通事業者に対し、二種免許所得に要した費用の2分の1、上限30万円を補助されます。こちらで、バスの運転手を今まで夢見ていた方へも扉が開いたのではないかと考えております。

交通安全対策では、自転車用ヘルメット購入金額の2分の1、上限3,000円の補助もあります。ヘルメットは命を守る、安全面でいえばするとしないとの間に大きな違いが出てきますので、自治体の補助があれば市民も購入しやすくなると思います。

こども医療費助成事業では、ゼロ歳から18歳のこども医療費を10月より無償化。こちらは所得制限は設けないとのことで、子育て世帯の経済的負担が軽減され、安心して暮らしやすくなります。県内では神石高原町に次いで2例目とのことで、子育て日本一のまちを目指してほしいです。

最後に、住居表示整備事務においてですが、枝番付与に予算がついておりました。予算特別委員会での質疑において、秋頃には希望者へ枝番付与とのことで規則に規定をすることで、条例変更はないものということでした。

広島県大竹市は現在、住所に枝番がなく、同じ住所が何件もあるということがあり、郵便物の誤配達、訪問者が混乱を起こすということがあり、地域で困っておりました。7年ぐらい前に私が市役所へ陳情に行ったときに、市長でも議員でもない個人の方が言ってこられるだけでは変えられない、これは議会で変えなければならないとのことでしたが、やったらできますよね。私が議員にならせていただき、日域議員とともにこの件について取り組ませてもらったことが報われたような気がしました。

以上、この予算は議会で承認し、定住したくなる、暮らしやすい大竹市を目指してほしいです。

以上です。

○議長（北地範久） 13番、日域究議員。

○13番（日域 究） 同じカラーばかりで申し訳ございません。

私も賛成の立場の討論なんですけれども、今回の予算書には記載がありませんが、小方小学校跡地の売却は令和7年度中にも再度公募売却に臨むのであろうと思ひ、討論いたします。

2月の公募には、大規模小売店は対象外とされていました。つまり、店舗面積が1,000平米を超えれば、どんな商品構成であっても小売業であれば不可ということだと思います。大規模小売店立地法の趣旨からして、それを拒否するということが大竹市民の豊かな消費生活の実現やにぎわいづくりの創出にどうつながるのか考えてしまいました。

今の時代、最も強力な小売業は、売場面積がゼロの大手ネット販売です。昨日も地元の大形店に行って、あるものを2つ買おうとしました。1つしかありませんでした。取り寄せに時間がかかると言われ、通販に変えようかという思いが頭をよぎりました。

しかし、ネット通販がにぎわいを創出してくれることはあり得ません。彼らの弱点は、

商品が手に取れないということです。彼らに対抗しにぎわいを呼ぶためにも、売場面積の制限という手法は今の時代にいかがなものかと思えます。

一般的に、店舗が増えて商業集積が高まれば、それぞれが個性を競うこととなります。多様性が深まります。そうなれば、その多様性がまち全体の魅力となって、より遠方からもお客を引き込むことにつながります。市で明確なビジョンを描いているのであればそれをはっきりと市民に示してほしいと思いますが、それが特にないのであれば、条件をつけずに土地をより高い価格で売るのが、市有財産の売却の考え方として本来の姿ではないかと思えます。

以上、予算書には出ていない部分ですが、意見を申し述べて、一般会計に賛成の討論いたします。

以上です。

○議長（北地範久） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本9件を、一括採決いたします。

本9件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本9件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第12 議員派遣について

○議長（北地範久） 日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣につきましては、サイドブックに記載のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合は議長に一任をお願いしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員の皆様には、御提案申しあげました各案件を終始熱心に、慎重に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。令和7年度の当初予算をはじめ、いずれの案件につきましても議決を賜りました。心より御礼を申し上げます。

このたびの本会議並びに各委員会などにおきまして、委員の皆様からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、今後の市政運営への反映に向けて十分に検討させていただきたいと考えております。皆様におかれましては、どうか引き続きましての御指導・御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 御通知いたします。この後、11時から小方まちづくり特別委員会を第1委員会室で開催する旨、委員長から報告を受けております。お含みの上、御参集をお願いいたします。

これにて本日の会議を閉じ、第1回大竹市議会定例会を閉会いたします。

10時43分 閉会

(7. 3. 25)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月25日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 細 川 雅 子

大竹市議会議員 中 野 友 博

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和7年第1回（3月）定例会  
令和7年6月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522